

「中国における育成者権取得と権利行使の
モデル構築事業」
(平成18・19年度知識集約型産業創造対策事業)

中国における品種登録出願・利用許諾契約 マニュアル

平成20年3月

(社)農林水産先端技術産業振興センター

はじめに

我が国農林水産業の競争力強化を図るためにには、農林水産分野での知的財産の創造・保護・活用を積極的に進めていく必要がある。農林水産分野での知的財産としては、植物育成者権が代表的なものであり、この権利を海外で積極的に取得し、保護活用を進めていくことで、国際的な競争力を高めていくことができる。平成18年4月に、政府の食料・農業・農村政策推進本部において決定された「21世紀農政2006」においても、「知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化」が掲げられており、その中で、海外において育成者権等の取得と活用を推進するとされている。

近年、我が国の育成品種が海外に違法に持ち出され、無断栽培・増殖され、日本へ逆輸入されるという問題が頻発し、育成者権保護の点からも、また、国内農業への悪影響等の点からも対策が必要となっている。この問題の防止のためには、輸入の際の水際での識別等も考えられるが、我が国の育成品種について、海外で積極的に権利出願し、許諾契約を進めていくという方向性が考えられる。

しかし、海外での権利取得や利用許諾契約締結等の手続きは、非常に複雑で、経費負担も高額であり、普及が見込まれる国にあっては、権利保護施策が不十分であるといった問題があるため、現状では、我が国で育成された優秀な品種の海外での活用は、不十分な状況である。

このため、(社)農林水産先端技術産業振興センターでは、農林水産省の補助事業「中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業」(平成18年度及び19年度)において、独立行政法人、民間企業の育成品種を事例的に取り上げ、中国に出願するとともに、利用許諾契約の相手先候補を選定し、両許諾契約の締結を試みた。これらの出願手続きや利用許諾契約交渉の過程における問題点や留意すべき事項を把握して、中国における出願登録時や利用許諾契約時の問題点や留意点をマニュアルとして取りまとめた。

本マニュアルを参考にすることで、我が国育成品種の中国での権利取得・活用が促進され、我が国農林水産業、特に種苗産業の活性化等につながることを期待する。

(社団法人 農林水産先端技術産業振興センター 理事長 岩元 睦夫)

目 次

中国における品種登録出願・利用許諾契約マニュアル	1
1 中国における植物新品種保護の概要	1
1) 植物新品種保護に関する法律と法令	1
2) 植物新品種保護制度の概要	1
3) 中国における品種権の取得実務	2
4) 中国における品種権の権利行使	7
2 品種登録出願についての留意事項	17
1) 登録出願前の事前調査	17
2) 中国代理機関の検討及び選定	17
3) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡	18
4) 出願に当たっての中国関係機関訪問時の業務	19
5) 育成者権の保護	19
6) その他出願に当たっての留意点や問題点	21
3 品種登録出願の実例	22
1) 農業部への出願の実例（モモ「白秋」）	22
2) 林業局への出願の実例（クスノキ「ミナギ」）	29
4 利用許諾契約についての留意事項	32
1) 利用許諾契約先候補の検討及び選定	32
2) 利用許諾契約先候補の選定	34
3) 契約書及び契約交渉	38
4) 利用許諾にあたってのその他の留意事項	42
5 参考資料	43
1) モモ「白秋」の中国での出願に関する参考資料	43
2) クスノキ「ミナギ」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料	
	79
現地調査報告書（モモ関係）	119
() 平成18年度現地調査	119
1 現地調査日程	119
2 現地調査参加メンバー	119
3 調査概要	120
1) 北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.)	120
2) 北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）(北京市平谷区モモ業者)	123
3) 北京市林業局果樹産業処、北京市農林科学院林業果樹研究所、 北京市平谷区果品办公室	125
4) 北京市内スーパー・マーケット（イトーヨーカ堂十里堡店）	128
5) 上海市林業総站	128

6) 上海市南匯桃子研究所（調査圃場）	-----	130
7) 上海南匯区人民政府農業委員会、上海市南匯桃子研究所	-----	130
8) 上海市農業科学院科研處、上海交通大学	-----	132
9) 上海市内スーパー・マーケット（カルフール古北店）	-----	134
4 現地調査のまとめ	-----	135
1) 今後の全般的な進め方等について	-----	135
2) 特に、許諾先の選定について	-----	135
3) 育成者権の保護について	-----	136
4) 果実の販売状況等について	-----	136
5 参考写真	-----	137
6 準足資料	-----	142
1) 京北市、上海市周辺地図	-----	142
2) 北京名果（モモの部分を抜粋、日本語訳）：	-----	
主編閻崇輝、科学技術文献出版社	-----	144
3) 日本からの農業部への出願状況	-----	148
4) 面会者リスト	-----	149
 (II) 平成19年度現地調査	-----	 150
1 現地調査日程	-----	150
2 現地調査参加メンバー	-----	150
3 調査概要	-----	150
1) 上海市林業総站	-----	151
2) 上海市南匯区人民政府農業委員会、上海市南匯桃子研究所	-----	153
3) 上海桃源科技發展有限公司視察	-----	155
4) 上海市南匯桃子研究所(試験ほ場)	-----	156
5) 上海龍吳果蔬菜批發交易市場經營管理有限公司視察	-----	157
6) 上海振東園芸有限公司	-----	158
7) 上海市農業科学院	-----	159
8) 錦绣黄桃市場視察	-----	162
9) 上海市奉賢区青村鎮農戸（農業科学院種苗生産契約農家ほ場）視察	-----	162
10) 上海市内スーパー・マーケット視察（カルフール古北店）	-----	163
4 現地調査のまとめ	-----	164
1) 今後の進め方等について	-----	164
2) 特に、許諾先の選定と許諾契約の締結について（育成者権の保護を含む）	-----	164
3) 中国での品種登録手続きについて	-----	164
5 参考写真	-----	165
6 準足資料	-----	171
1) 利用許諾契約の事例（上海振投園芸有限公司）	-----	171
2) 面会者リスト	-----	173

III 現地調査報告書（クスノキ関係）	-----174
(I) 平成18年度現地調査	-----174
1 現地調査日程	-----174
2 現地調査参加メンバー	-----174
3 調査概要	-----175
1) 杭州藍天園林種苗有限公司 余枕中泰農場の第一ほ場及び第二ほ場	-----175
2) 浙江省林業種苗管理總站	-----177
3) 杭州天香園林有限公司	-----178
4) 浙江花木城（林木と花木の市場）	-----179
5) 杭州藍天園林種苗有限公司（本社会議室）	-----180
4 現地調査のまとめ	-----181
5 参考写真	-----182
6 棟足資料	-----187
1) 面会者リスト	-----187
(II) 平成19年度現地調査	-----188
1 現地調査日程	-----188
2 現地調査参加メンバー	-----188
3 調査概要	-----189
1) 杭州藍天園林集団・本社	-----189
2) 杭州藍天園林種苗有限公司・余枕中泰農場	-----191
3) 浙江省嵊州市の林木生産農家ほ場視察	-----197
4) 杭州市の大規模マンション造園現場視察	-----197
4 現地調査のまとめ	-----199
5 参考写真	-----200

I 中国における品種登録出願・利用許諾契約マニュアル

1 中国における植物新品種保護の概要

1) 植物新品種保護に関する法律と法令

中国における植物新品種保護に関する法令としては、「植物新品種保護条例」(1997年10月1日公布)、「植物新品種保護条例実施細則（農業部分）」(1999年公布)、「植物新品種保護条例実施細則（林業部分）」(1999年公布)、「農業植物新品種所有権侵害事件処理規定」(2002年公布)、「農業部植物新品種再審委員会審理規定」(2001年公布)、「農業植物新品種所有権代理規定」(2003年公布)等の規則が公布されている。

これらの植物新品種保護の実務に関する法令以外に、日本の「種苗法」に対応する中国の「種子法」の第12条に、植物品種保護制度の方針が定められている。

従って、中国の植物新品種保護は、「植物新品種保護条例」等の関係法令に基づき行われ、「種子法」がその法的な裏打ちとなっているといえる。

2) 植物新品種保護制度の概要

中国で出願できる新品種は、育成された植物の品種または発見された野生の品種を改良した品種である。新品種の登録については、先願制度が採用されている。また、同一品種の出願は、外国に出願してから12か月以内に、優先権を主張して出願することができる。

なお、中国で保護される品種は、中国政府によって公布された保護リストに掲載されている品種に限られている。2005年12月までに、中国政府は、6回の農業植物保護リスト、4回の林業植物保護リストを公布しており、保護を受ける植物の属と種の数が139となっている。このうち、農業品種が62種、林業品種が77種ある(表1参照)。

日本の育成者権の出願と異なって、中国の品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願することとなる。

外国からの出願に関しては、認定された品種権代理機関を通じて出願しなければならない。2006年12月現在、農業部は、農業関係品種の代理機関として2か所を認定し、林業局は、林業関係品種の代理機関として21か所を認定している(表2参照)。

また、中国の品種権代理人の資格と特許権代理人の資格は別のものであって、農業と林業の植物品種権代理人になるためには、それぞれ農業部と林業局の品種権代理人の国家資格試験に合格しなければならない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属し、代理の仕事をしなければならない。日本のように、資格があれば、誰でも代理できるわけではない。このように、中国では、実際の代理の要件として、以下の2つを同時に満たさなければならない。

- ① 代理資格を持つこと
- ② 国に認定された代理機関に所属すること

なお、中国は、現在のところ、78年UPOV条約加盟国であるため、外国の優秀品種が

中国で保護できない場合もある。

表1. 中国の保護対象植物リスト

農業部(62)				国家林業局(77)			
食糧作物(10)	イネ	オオムギ	カンショ	アワ			
	コムギ	ソルガム	ダイズ	トウモロコシ			
	バレイショ	ラッカセイ					
野菜(22)	イチゴ	インゲンマメ	エンドウ	カラシナ			
	カリフラワー	ギシギシ	キャベツ	キュウリ			
	ササゲ	スイカ	セロリ	ソラマメ			
	ダイコン	トウガラシ	トマト	ナス			
	ニンジン	ネギ	ハクサイ	ペポカボチャ			
	メロン	リョクトウ					
観賞植物(36)	カーネーション	ガーベラ	キク	グラジオラス	オヒヨモモ	キヅタ	ギンモクセイ
	シュンラン	シンビジューム	スターーチス	スチロサンテス	サルスベリ	シャクヤク	コティヌス
	ストレリチア	ハゲイトウ	ベンケイソウ	ユリ	ツツジ	ツバキ	ソテツ
	ラナンキュラス				ニシキギ	バラ	トウカ(桃花)
					ボタン	モクゲンジ	フイクス
					ヤブコウジ	モクレン	ボケ
						ライラック	モクレンモドキ
						ロウバイ	
果樹(19)	カンキツ	クワ(農業部)	スマモ	ナシ	アンズ	ウメ	カキ
	ブドウ	マタタビ	バナナ(ミバショウ)	モモ	ザクロ	中国グリ	クルミ
	ライチ	リンゴ			ハシバミ		ノブドウ
飼料作物(2)	アルファルファ	ケンタッキーブルーグラス					
工芸作物(9)	アマ	カラムシ	ナタネ	ワタ	キササゲ	クコ	クワ(林業局)
					スイカズラ		サンショウ
林木(40)					アカシア	アブラガリ	イチイ
					エンジュ	オガタマノキ	イチヨウ
					キリ	キリンケツ	カエデ
					ケヤキ	コウヨウザン	カバノキ
					シタン	セイボク(性木)	クロベ
					ツゲ	タケ	シイ
					トネリコ	トウヒ	タブノキ
					ヌマスギ	ニセアカシア	トウダイグサ
					ボプラ	パンジー	ニワウルシ
					ユーカリ	マツ	ヒップフェア
きのこ(1)	ハクレイタケ				ユリノキ	マキ	ビャクシン
						レンギョウ	ヤナギ
							ワンピ

資料:中国植物新品種保護名録(農業部:第1~6批、国家林業局1~4批)

3) 中国における品種権の取得実務

(1) 品種権の出願

中国における品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願しなければならない。

品種権の出願に必要な書類は、代理委託書、出願願書、説明書（説明書要約と特性表を含む）、植物体の写真であり、その他にも出願の条件によって、種子や証明書類等が必要な場合がある。また、すべての出願書類は、中国語の翻訳が必要である（参考資料参照）。

なお、中国への出願については、原則として、品種名を中国語で表記する必要がある。この場合、通常は、元の品種名を漢字に音訳するか、意訳するかが普通であるが、登録した後の品種の普及も考慮して、中国で好まれる名称とする等中国の代理事務所等とよく相談すると良い。（出願事例等を参照）

表2 認定機関リスト

	代理機関	英 名	住 所
農業部 関係	北京路浩知識產權代理有限公司 北京中農恒達植物品種權代理事務所有限公司	CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.	北京市海澱區大柳樹路 17 号富海國際港 707 室 100080
	北京衆合律師事務所 北京衆合誠知識產權代理有限公司	ZHONG HE LAW OFFICE	北京市西城區東公莊大街甲 4 号物華大廈 A 座 1707 室 100044
林業局 関係	北京衆合誠成知識產權代理有限公司	Beijing Zhonghechengcheng Intellecture Property Agency	北京市西城區東公莊大街甲 4 号物華大廈 A 座 1707 室 100044
	山東植物新品種權事務所	Shandong Plant Variety Rights Agency	濟南市文化東路 42 号 250014
	北京海虹嘉誠知識產權代理有限公司	Beijing Haihongjiacheng Plant Variety Rights Agency	北京市海澱區北四環中路 281 号海澱科技 320 号 100083
	北京中林綠秀植物新品種權代理事務所	Beijing Zhonglinixiu Plant Variety Rights Agency	北京頤和園后 100091
	南京南方植物新品種權事務所	Nanjing West Plant Variety Rights Agency	南京市龍蟠路 210007
	北京北林方圓植物新品種權事務所	Beijing Beilinfangyuan Plant Variety Rights Agency	北京市北京林業大學 100083
	福建綠閩植物新品種權代理事務所	Fujian Lvmin Plant Variety Rights Agency	福州市晉安區新店鎮上赤橋 35 号 350012
	上海林業植物新品種權代理事務所	Shanghai Forestry Plant Variety Rights Agency	上海市滬太路 975 号 200072
	黑龍江北方新品種權代理服務中心	Heilongjiang Noth Plant Variety Rights Agency	黑龍江省哈爾濱市哈平路 134 号 150040
	海南林業植物新品種權代理中心	Hainan Forestry Plant Variety Rights Agency	海口市瓊山區府城鳳翔路省林科所大院 571100
	廣東林業植物新品種權事務所	Guandong Forestry Plant Variety Rights Agency	廣州市中山七路 343 号 510173
	湖南省林業植物新品種保護代理處	Hunan Province Forestry Plant Variety Rights Agency	長沙市天心區韶山南路 120 号 410004
	甘肅省林業植物新品種權代理事務所	Gansu Province Forestry Plant Variety Rights Agency	蘭州市城關區段家灘 440 号 730020
	浙江植物新品種權事務所	Zhejiang Plant Variety Rights Agency	杭州市凱旋路 226 号 310020
	雲南植物新品種權事務所	Yunnan Plant Variety Rights Agency	昆明東郊黑土下凹雲南林木種苗站 650215
	東林植物新品種權代理事務所	Donglin Plant Variety Rights Agency	哈爾濱市動力區和興路 26 号 150040
	富陽亞熱帶植物新品種權事務所	Fuyang Subtropic Zone Plant Variety Rights Agency	浙江省富陽市陽鎮大橋路 73 号 311400
	安徽省林業植物新品種權代理中心	An-hui Province Forestry Plant Variety Rights Agency	合肥市無為路 35 号省林業廳大樓 4 樓 230001
	山西省林業植物新品種保護事務所	Shanxi Province Forestry Plant Variety Rights Agency	太原市新建南路 185 号 030012
	湖北省楚林植物新品種權事務所	Hubei Province Chulin Plant Variety Rights Agency	武漢市洪山區雄楚大街 339 号 430079
	安徽省林科新品種權代理公司	Anhui Province Linke Plant Variety Rights Agency	合肥市長江西路 820 号 230031

(2) 出願用技術書類の要件

① 新品種の説明書の要件は、以下の通りである。

A : 新品種の仮の名称

B : 新品種が属する属と種の中国語及びラテン語の名称

C : 新品種の育成及び育成の開始と終了の時期

D : 新品種と国内外の類似品種との比較に関する背景状況の説明

- E : 育成過程及び育成方法の説明。系譜図表と文字との両方の説明を備えなければならない。系譜図表と併せて出願品種の親植物の説明、具体的な育成方法、育成経過、育成条件の説明、及び交雑育種に使用された親品種の特徴又は繁殖材の説明を含む
- F : 国内外の販売に関する説明
- G : 区別生、均一性、安定性に関する詳細な説明。形態的特徴と生物学的特徴を含む品種特性の詳しい説明
- H : 新品種に適した地域又は環境、及び主な栽培技術に関する説明。生育時期に必要な温度、栽植の密度、又は施肥程度等を含む新品種の栽培技術要件を説明しなければならない
- I : 写真の説明
- J : 特性表。審査費を納めるときに提出しても良い

② 新品種の写真の要件は、以下の通りである。

- A : 新品種の形態的特徴の区別性を説明できるもの
- B : 同一性状の比較が同一写真中にあること
- C : 必要に応じて要求されるカラー又は白黒写真。サイズは、8.5cm×12.5cm 又は10cm×15cm でなければならない
- D : 全ての写真に説明を付けること。形態的特徴の区別性の説明、写真の倍率、他の必要な説明

写真の要件を満たさない場合は、補正しなければならない。植物に特有な生物的特徴をとらえるために季節によっては、補正が次の年になる可能性もあり、十分な注意が必要である。写真の補正の遅れで、初步審査に合格できないため、仮保護の執行ができない場合もある。

(3) 初歩審査、公表、仮保護

農業部及び林業局の審査担当部署は、品種権の出願を受理してから6か月以内に初步審査を完了する。初步審査の内容は、主に、出願品種が中国の保護リストに含まれること、品種の新規性（未販売性）を満たすこと、及び品種名称の適切性を満たすことについて審査する。中国は、現在のところ78年UPOV条約加盟国なので、公布された保護リストに挙げられたものに限って保護される。

新規性については、中国国内で、出願日から1年遡った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないこと、又は国外で、出願日から4年（蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物は6年）遡った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないことが要件である。また、中国国内の出願に対して、新規性喪失の例外が設けられており、保護リストに新たに追加された品種に関して、新規の保護リストが公布された日から、農業部で2年又は林業局で1年以内での出願については、中国国内で4年

以上にわたって販売されていなかった場合、新規性を満たすものとみなされる。

名称の適切性とは、出願品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと、数字のみからなるものでないこと、及び社会的モラルに反するものでないことである。

初步審査において、初步審査の要件を満たさない場合、補正命令が発行され、3か月以内に補正しなければならない。初步審査に合格したものは公表され、公表日から品種の仮保護が始まる。**78** 年条約では、仮保護については、各国の裁量になるが、中国では仮保護制度が導入されていて、公表日から登録日までに、品種の仮保護が侵害された場合は、登録された後に賠償金を請求することができる。

(4) 実体審査

品種権の実体審査（特性審査）は、3種類の方式によってDUS測定報告書を提出し、その報告書に基づいて審査が行なわれる。

3種類の方式とは、資料調査、栽培試験及び現地調査を指す。資料調査とは、申請書類又は他の資料による審査方式である。過去に林業局がヨーロッパから**22** 件のDUS報告書を購入し、審査したことがあるが、その他には、ほとんど使われていない。栽培試験とは、審査官が主導し、栽培試験実施機関の試験区で、新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、各特性を観察する方式である。現在の中国の実体審査の大部分は、この栽培試験による審査となっている。また、現地調査とは、出願者が新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、審査官が現地に行って、各特性を観察する方式である。

なお、農業部関係の果樹の測試センター及び林業局関係の測試センターは、現在建設中であるので、果樹及び林業局関係の品種については、現地調査を行うことになる。

現地調査を行う場合は、育成者が適切な現地を選定して栽培を委託する必要があるが、品種登録が認められた場合の利用許諾契約の締結や育成者権の保護等を総合的に勘案すると、できるだけ利用許諾候補先に、現地調査のための栽培委託を行うことが望ましい。

実体審査は、品種ごとの審査基準によって行う。

具体的な品種権の付与の条件は、区別性、均一性、安定性を満たすことである。実体審査に合格した後に、品種権付与の通知書が発行される。通知書を受け取った日から3か月以内に初年度の登録費を納めて、品種権が品種権登録簿に記載、公示される。また、品種権証書が品種権者に交付され、公布日から、植物品種権が発効する（中国の測試センターについては表3（農業関係）及び表4（林業関係）参照）。

表3. 測試センター一覧（農業部関係）

設置機関		主な試験品種	住 所
総センター		トウモロコシ、大豆、白菜	北京市朝陽区麦子店街 41 号 302,303 号室
北京	中国農科院蔬菜所	蔬菜類、花き類	北京市中關村南路 12 号
哈爾濱		普通作物類	黒龍江省哈爾濱市学府路 368 号
公主嶺	吉林省農科院	普通作物類	吉林省公主嶺市西興華街
濟南		普通作物類	山東省濟南市桑園路 28 号
南京	江蘇省農科院	普通作物類	江蘇省南京市孝陵衛鍾靈街 50 号
上海	上海市農業生物ジーンセンター	蔬菜類、花き類	上海市北翟路 2901 号
杭州	中国水稻研究所	水稻	浙江省杭州市体育場路 359 号
広州	華南農業大学	普通作物類	広東省広州市五山
儋州	中国熱帶農業科学院農牧所	熱帶作物類	海南省儋州市寶島新村
楊凌		普通作物類	陝西省楊凌区渭惠路 3 号
成都	四川農科院	普通作物類	四川省成都市外東獅子山
昆明	雲南省農科院品資所	普通作物類、花き類	雲南省昆明市北效龍頭街
西寧	青海農科院作物所	普通作物類	青海省西寧市清路 83 号
烏魯木齊		普通作物類	新疆烏魯木齊南昌路 38 号

表4. 中国林業植物新品種 DUS 測試機構状況一覧

名称 区分	所 属	住 所	所管範囲	備 考
一、林業植物新品種 DNA 測定試験室				
国家分子測定試験室	中国林業科学研究院 林業研究所	北京	所有林業植物新品種の DNA 測定	建設中
南方分子測定試験室	教育部 南京林業大学	江蘇 南京	主として熱帶、亜熱帶及び暖温帶 林業植物新品種の DNA 測定	建設中
二、林業植物新品種測試分中心				
華北測試分中心	中国林業科学研究院 華北林業実驗中心	北京	未選入専門範疇の温帶、寒帶林業 植物新品種の DUS 測試	建設中
華東測試分中心	中国林業科学研究院 亜熱帶林業実驗中心	浙江 富陽	未選入専門範疇の亜熱帶及び暖 温帶林業植物新品種 DUS 測試	建設中
華南測試分中心	中国林業科学研究院 熱帶林業実驗中心	廣東 広州	主として未選入専門範疇の熱帶林 業植物新品種の DUS 測試	建設中
三、林業植物新品種専門測試站				
バラ専門測試站	雲南省花卉産業弁公 室技術推広服務中心	雲南 昆明	バラ専門林業新品種 DUS 測試	今年完成
トウダイグサ科専 門測試站	上海市林業工作總站 花卉育種中心	上海	トウダイグサ科専門林業新品種 DUS 測試	今年完成
牡丹専門測試站	山東省菏澤市林業局 花卉站	山東 菏澤	牡丹専門林業新品種 DUS 測試	今年完成
杏専門測試站	北京市農林科学研究院 林木果樹研究所	北京	杏専門林業新品種 DUS 測試	今年完成
竹専門測試站	国際竹藤網絡中心安 徽黃山太平実驗基地	安徽 黄山	竹専門林業新品種 DUS 測試	建設中

(5) 不服審判、無効審判及び審決取消訴訟

品種権申請を不合格とした審査に対し、拒絶査定を受取ってから3か月以内に、再審査（不服審判）を要求することができる。再審査委員会は、6か月以内に審判決定し、出願者に知らせなければならない。また、登録された品種に対してでも、無効宣告（無効審判）を要求することができる。無効宣告で取消された品種権は最初から存在しなかったこととなるが、既に実施された品種権侵害審決、品種の実施許諾又は品種権の譲渡に関する契約には、遡及することができない。

無効宣告による侵害訴訟への影響については、品種権は実体審査を経て取得されたものとして、法的安定性が高いと認定されるため、無効宣告を要求しても侵害訴訟が避けられる。また、再審査委員会の審判決定に満足できない場合は、審判決定を受け取った日から15日以内に審決取消訴訟を提起することができる。

(6) 品種権を取得するためにかかる費用

中国における品種権を取得するためにかかる費用は、主に代理人への費用と審査官庁への費用との二つである。中国現地代理人への費用は、新品種技術の難易程度及び仕事量または代理事務所によって異なるが、十数万円～三十万円程度である。審査官庁への費用は、一般的に、出願費は1,800中国人民元（以下、「元」という）、実体審査費は4,600元、栽培試験が必要な場合は、実費負担となる（露地栽培の場合、約3,000～4,000元/件）。年度登録料は、1～3年目が1,500元/年、以降は3年目ごとに30%アップする。初年度登録までの審査官庁への合計費用は、中国で栽培試験がある場合、およそ11,000元程度であり、日本円で約17万円前後（人民元を基準。2007年2月現在、1元=15円）である（2007年8月31日以前の場合）。

なお、審査官庁へ支払う費用については、2007年8月29日付けの改正で大幅に引き下げられた。2007年9月1日以降については、出願費は1,000元、実体審査費は2,500元（栽培試験の費用は無料）、年度登録料は、1～6年目が1,000元/年、6年目以降が1,500元となった。この改正により、初年度登録までの審査官庁への合計費用は3,500元、日本円で約5万円程度となる。

その他に、日本の代理人費用、翻訳費、種子等の通関、郵送手数料等が二十万円程度かかるので、一つの品種権を取得するまでの全ての費用を合計すると、少なくとも数十万円～百万円程度の費用がかかる。

4) 中国における品種権の権利行使

(1) 品種権の内容

中国における品種権の内容には、植物品種保護条例によって、品種の商業上の生産及び販売の独占権（例外あり）、品種権の譲渡権、及び品種名の使用義務等を含む。登録された品種は、種子及び繁殖のための植物体の一部（栄養体）について、品種権者の同意を得ずして商業目的で生産、販売してはならない。F1品種の生産のための親品種としての反復利用

も同意が必要である。品種権の例外として、試験研究目的のための実施及び農家の自家増殖のための実施に対して、品種権者の同意を得ず、実施料が払われなくても実施することができる。また国家と公衆の利益のために、強制実施の規定も設置されている。強制実施を行う時、品種権者に合理的な実施料を払わなければならず、強制実施の決定又は実施料に不満がある場合は、通知を受取った日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。なお、中国の品種保護制度を**1999**年に実施し始めて以来、強制実施の決定を行ったことはない。中国における品種権の存続期間は、登録日から、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物については**20**年、そのほかの植物については**15**年である。

(2) 品種権の主な侵害方式

2001年に中国の品種権の行使が行われて以来、中国における品種権侵害形式は、主に2種類ある。第一類は、商業侵害であり、育成者の許可なく登録品種の繁殖材を商業目的で生産又は販売し、また登録品種を他の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用することである。第二類は、偽物侵害であり、登録品種でないものを登録品種と偽ることである。

現在の中国の品種権における侵害の特徴として、商業侵害より、優秀品種の偽物侵害（詐称事件）が多かった。しかし最近、品種の詐称事件が中国社会に与える経済的な損失及び影響等を考慮し、刑事罰と高額の罰金を科せられるようになったことから、詐称事件は極めて減少傾向にあるという。

(3) 品種権の対策

中国における品種権侵害の対策は、当事者間の話し合いにより解決できなければ、行政と司法の二つのルートがある。行政ルートでは、品種権者又は利害当事者は、商業侵害の場合は侵害地の省レベル以上に対して、又は偽物被害の場合は、県レベル以上の人民政府の農林部局に対して、各部局の権限に従って侵害事件を取り扱うことを要求できる。司法ルートでは、品種権者又は利害当事者は、直接人民法院（裁判所）に提訴することができる。

人民政府の農林部局は、各部局の権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかつた場合、品種権者又は利害当事者は民事訴訟手続きに従って人民法院に提訴することができる。

(4) 知財訴訟の種類と留意点、現状

中国における知財訴訟は、基本的に日本と同じように3種類が存在する。まずは、行政訴訟で、知財権を付与する機関の長官と当事者との間の訴訟であり、例えば、審決取消訴訟である。二番目は、民事訴訟で、権利者と権利侵害者の間の訴訟であり、例えば、植物

品種の商業侵害の訴訟である。三番目は、刑事訴訟で、公訴人と犯罪嫌疑者との間の訴訟である。中国の知財の刑事訴訟は、社会に悪影響を与え、多大な損失を与えた非常に重大な知財権利の詐称事件に限定されており、例えば、植物品種の悪質な偽物侵害訴訟である。

中国における知財訴訟の留意点について、知財訴訟の管轄の裁判所は、侵害行為の発生地の裁判所が管轄裁判所となると明確に規定している。また、知財訴訟の時効は、知的財産（品種権を含む）が侵害された日から2年である。2年以上経過した場合でも、侵害の差止めを状況によって請求することができるが、損害賠償の金額は、訴訟が起こされた時点の2年前から計算する。そして、権利侵害紛争の判決について侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者をその違法な収入の5倍以下の金額をもつて罰することができる。侵害の金額が確定できない場合は、人民法院は当事者の請求又は職権により50万人民元以下の損害賠償額を決定することができる。

中国における品種権侵害訴訟の現状は、以下のとおり（平成19年度、「中国における品種権侵害裁判等に関する調査」より）。

①中国における侵害訴訟全体について

- ・中国の品種権侵害訴訟は、2004年32件、2005年156件、2006年途中で200件弱（最高人民法院）。
- ・中国での品種権侵害裁判の審理は、省の中級人民法院と高級人民法院の38カ所で行われている。34カ所が省の中級人民法院、4カ所は特別に指定された高級人民法院で、内モンゴル、甘粛省、四川省など。
- ・2007年1月公布された「植物新品種の育成者権侵害の紛争案件を処理する具体的な法律の運用問題について最高人民法院の若干の規定」により、今後、中国での品種権侵害裁判が審理されるようになると考えられる。

②訴訟のための証拠収集

- ・侵害情報を入手した後、権利者が弁護士などと一緒に畑から採取してくる場合が多い。そして、侵害であると判断した場合には、公証人とともに現場に出向き、証拠を収集する。畑の場合には農家などから、種子の販売関係先の場合には販売関係者の証言を集めて、記録を作り、公正証書として保存する。種子などの場合には、証拠品は農業部などで保管している。
- ・侵害情報の提供者に報奨金を出している企業もある。
- ・中国では種子袋の中に説明シートが入っていて、生産者の情報や生産量などの情報を得ることができる場合がある。

③鑑定

- ・侵害の鑑定にはDNAフィンガープリント法を主に利用しているが、その他のDNA分析法を利用することも可能である。
- ・鑑定機関は法律などで定められているのではなく、一定レベルの技術と設備があれば、

国、省、民間などと区別することなく、鑑定機関として認められる。

④賠償金額の算定方法

- ・算定が困難であるが、ロイヤリティー×侵害数量の代わりに、侵害者の得た1単位あたりの利益×侵害数量、という判決例がでている。
- ・品種権者側の前年度と今年度の販売総額の差額を侵害額として裁判所に提出した事例もある。

⑤和解

- ・提訴後に、話し合いを行い、侵害者側が侵害の事実を認めれば和解するものが多い。

⑥行政ルート

- ・侵害の内容が単純明快で、判断しやすいもの。個人や小規模の侵害に対する申立に、主に利用されている。
- ・侵害行為の差止と賠償金を得ることができる。罰金はない。
- ・侵害をただちに差し止めることができる点がメリット。3～6カ月で侵害かどうかの判断が出される。
- ・証拠集めは基本的には当事者が行う。
- ・行政の判断に不服のときは、行政ルートの上告審か司法ルートへ行くことができる
- ・行政の判断に侵害者側が不服申立を行うと、強制力がない。

表5. 植物種類別出願登録数（農業部関係）

1 (中国農業部ホームページによる。07年12月31日現在。08年1月15日公表。)

植物種類	総出願数	登録数	05年出願	06年出願	07年出願
普通作物	水稻	1,465	530	261	274
	トウモロコシ	1,818	563	344	339
	ダイズ	153	47	34	41
	普通コムギ	436	118	89	69
	ナタネ	99	31	11	11
	セイヨウアブラナ	1	0	0	0
	ラッカセイ	25	9	2	5
	カンショ	9	4	2	1
	オオムギ属	23	4	2	7
	高粱(ソルガム)	22	0	4	11
	穀類(キビ)	15	0	3	10
	ワタ属	170	0	80	33
	苧麻属(カラムシ)	2	1	1	0
	リョクトウ	1	0	0	1
	ソラマメ	4	0	0	0
	亜麻	1	0	0	0
	小計	4,244	1,307	833	802
野菜	ハクサイ	29	16	5	3
	トウガラシ属	28	3	6	3
	トマト	25	10	6	3
	バレイショ	18	5	6	5
	スイカ	34	9	5	5
	メロン	10	0	5	3
	ダイコン	3	2	1	0
	ニンジン	1	0	0	0
	キャベツ	4	4	0	0
	キュウリ	12	6	3	2
	イチゴ	13	0	6	2
	ハクレイタケ	3	0	2	1
	ナス	6	0	0	5
	カリフラワー	1	0	0	0
	小計	187	55	45	32
	23				
花き	キク属	49	6	17	9
	ガーベラ属	24	2	17	0
	ナデシコ属(カーネーション)	20	7	4	4
	ユリ属	34	1	7	8
	ラン属	12	7	4	0
	グラジオラス属	1	0	0	1
	小計	140	23	49	22
	39				
果樹	ナシ属	34	14	5	7
	ライチ	1	1	0	0
	モモ	13	9	2	1
	マタタビ属(キウイフルーツ)	14	1	3	2
	リンゴ属	31	4	4	7
	ブドウ属	16	0	7	5
	カンキツ属	8	3	2	4
	スモモ	3	0	0	0
	小計	120	32	23	26
	19				
牧草	ギシギシ属	2	0	0	0
	アルファルファ	2	0	0	1
	小計	4	0	0	1
合計		4,695	1,417	950	883
					816

表6. 国別出願登録数(農業部関係)

(中国農業部ホームページによる。08年1月15日現在。07年12月31日公表。)

国別	総出願数	うち登録数	うち05年出願	うち06年出願	うち07年出願
中国国内	4,511	1,397	873	848	776
オランダ	69	7	32	11	18
韓国	30	3	13	10	1
アメリカ	29	0	23	3	2
日本	22	10	5	3	1
ドイツ	11	0	0	1	10
スペイン	5	0	0	3	2
イスラエル	4	0	4	0	0
オーストラリア	4	0	0	3	0
ニュージーランド	3	0	0	0	0
ベルギー	2	0	0	0	2
イタリア	2	0	0	0	2
南アフリカ	1	0	0	1	0
イギリス	1	0	0	0	1
フランス	1	0	0	0	1
合計	4,695	1,417	950	883	816

表7. 出願登録者別(農業部関係)

(中国農業部ホームページによる。08年1月15日現在。07年12月31日公表。)

区分	出願	登録	05出願	06出願	07出願
中國内 企業 教育機関 個人	試験研究機関	2,339	813	455	393
	企業	1,561	401	44	329
	教育機関	358	133	330	71
	個人	253	50	44	55
中國外 企業 教育機関 個人	試験研究機関	168	20	66	34
	企業	7	0	5	0
	教育機関	7	0	6	0
	個人	2	0	0	1
合計	4,695	1,417	950	883	816

表8. 2002～2007年出願登録数(林業局関係)

国別	品種別	出願品種数	登録品種数	取り下げ品種数	期限前に終止品種数
中国国内	バラ	35	17	8	7
	ポプラ	26	24	1	9
	ボタン(牡丹)	14			
	ツツジ	8	6	1	
	ツバキ(椿)	5	2		3
	アンズ(杏)	6	4		6
	ナツメ(棗)	4	2	2	
	イチョウ(銀杏)	4			
	ヤブコウジ	3	2		
	クルミ(胡桃)	3			
	モクレン	3			
	セイボク	2	1		
	モクゲンジ	2	2		
	キササゲ	2	2		
	エンジュ	2	2		
	レンギョウ(連翹)	2	2		
	桐(トウ、キリ属)	2			
	クワ(桑)	1			
	ソテツ(蘇鉄)	1	1		
	ザクロ(石榴)	1	1		
	竹(タケ)	1			
	ツゲ(黄楊)	1			
	ワンビ	1			
	薬用ボタン(牡丹)	1			
	オガタマノキ	1	1		
	中国クリ	2	1	1	
	ウメ	1			
	ニシキギ	1	1	2	
	ニレ(榆)	1	1		
	モモ花	1	1		
	クコ	1	1		1
	ニセアカシア	1	1		
	トネリコ	1	1		1
	ライラック	1			
	ニワウルシ	1	1		
	ヌマスギ	1	1		
	イチイ	1			
①中国国内 計		144	78	15	27
ドイツ	バラ	49	34		
	トウダイグサ科	21	15		
オランダ	バラ	25	9		
	中国クリ	1			
フランス	バラ	23	1		
アメリカ	トウダイグサ科	9	5		
	アンズ	1			
フィリピン	ツツジ	4	2		
イギリス	バラ	2			
日本	クスノキ	1			
②外国 計		136	66		
合計(①+②)		280	144	15	27

表9. 種類別出願、登録数の内訳(林業局関係)

区分		鑑賞樹	林木	経済樹 (果樹等)	計
国 内	出願数	89	32	23	144
	登録数	40	29	9	78
国 外	出願数	133	1	2	136
	登録数	66	0	0	66

表 10. 中国国外からの出願の年次別内訳(林業局関係)

年次	出願数	年次別の出願の概要
2002 年	4	フランス(バラ)
2003 年	35	主にオランダ(バラ)、ドイツとアメリカ(トウダイグサ)
2004 年	19	主にドイツとフランス(バラ)
2005 年	25	主にドイツとアメリカ(トウダイグサ)、オランダ(バラ)
2006 年	28	主にドイツとフランス(バラ)
2007 年	25	主にオランダとフランスとドイツ(バラ)、日本(クスノキ)
6 年間計	136	

表 11 日本からの出願登録の内訳(07 年 12 月 31 日現在)

植物種類	出願数	うち登録数
トウガラシ	1	1
キク	6	2
シンビジウム	10	7
メロン	1	0
イチゴ	1	0
モモ	1	0
イネ	2	0
クスノキ	1	0
合 計	23	10

表 12. 日本から中国への出願事例（中国農業部ホームページ等による。）

2007年12月31日現在。)

(1) 農業部への出願事例 登録済み(10件)

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5
植物種類	とうがらし	きく	きく	シンビジュム	シンビジュム
品種名称	卡普椒	精興之誠	精興光玉	楠山幻想曲 ‘カリ奥卡’	塩山森林 ‘瑪吉利卡’
申請日 (出願日)	2000年12月15日	2001年10月23日	2002年5月20日	2004年1月5日	2004年1月6日
申請公表日 (出願公表)	2001年5月1日	2002年3月1日	2002年11月1日	2004年7月1日	2004年7月1日
授権日 (登録日)	2004年9月1日	2004年9月1日	2004年9月1日	2007年5月1日	2007年5月1日
出願公表 までの期間	約5か月	約5か月	約6か月	約6か月	約6か月
審査期間	約3年9か月	約2年11か月	約2年4か月	約3年4か月	約3年4か月
育成者	和地義隆	山手義彦	山手義彦	向山武彦	向山武彦
品種権者	株式会社日本農研	有限会社精興園	有限会社精興園	株式会社向山蘭園	株式会社向山蘭園
出願代理機関	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1
(参考)日本 登録年月日	2002年12月16日	1998年1月22日	1998年8月12日	2003年8月19日	2001年10月18日
農林水産省 品種登録名	カプチン	精興の誠	精興光玉	カリオカ	エンサン フォーレスト ‘マジヨリカ’

	事例6	事例7	事例8	事例9	事例10
植物種類	シンビジュム	シンビジュム	シンビジュム	シンビジュム	シンビジュム
品種名称	塩山之泉 ‘贊美神’	塩山小溪 ‘俄耳甫斯’	多夢西-斯托克斯 蒂尔‘遺忘的果実’	普尔达森 ‘普羅金’	美麗山谷 ‘世界和平’
申請日 (出願日)	2004年1月6日	2004年1月6日	2004年4月13日	2004年4月14日	2004年5月19日
申請公表日 (出願公表)	2004年7月1日	2004年7月1日	2004年7月1日	2004年7月1日	2004年7月1日
授権日 (登録日)	2007年5月1日	2007年5月1日	2007年5月1日	2007年5月1日	2007年5月1日
出願公表 までの期間	約6か月	約6か月	約3か月	約3か月	約2か月
審査期間	約3年4か月	約3年4か月	約3年1か月	約3年1か月	約3年
育成者	向山武彦	向山武彦	向山武彦	向山武彦	向山武彦
品種権者	株式会社向山蘭園	株式会社向山蘭園	株式会社向山蘭園	株式会社向山蘭園	株式会社向山蘭園
出願代理機関	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1	北京中農恒達植物品種権代理事務所有限公司※1
(参考)日本 登録年月日	2000年11月7日	2000年11月7日	2000年11月7日	2001年3月28日	2006年2月27日
農林水産省 品種登録名	エンサン スプリング ‘ハレルヤ’	エンサン ストリーム ‘オルフェウス’	トローシーストックススタイル ‘フォアゴットンフルーツ’	パールドーソン ‘プロキオン’	ラブリーバレー ‘ヒースインサワード’

※1(現北京路浩知識産権代理有限公司)

(2) 農業部への出願事例 審査中(12件)

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
植物種類	きく	きく	きく	シンビジュム	シンビジュム	きく
品種名称	精之波	精海	精光新年	火炬	光彩	岩之白扇
申請日 (出願日)	2004年9月24日	2004年9月24日	2004年9月24日	2005年1月18日	2005年1月18日	2005年8月22日
申請公表日 (出願公表)	2005年3月1日	2005年3月1日	2005年3月1日	2005年7月1日	2005年7月1日	2006年1月1日
出願公表 までの期間	約6か月	約6か月	約6か月	約6か月	約6か月	約5か月
育成者	山手義彦	山手義彦	山手義彦	河野通郎	河野通郎	岩田悟
品種権者	有限会社精興園	有限会社精興園	有限会社精興園	株式会社河野メリ クロン	株式会社河野メリ クロン	岩田悟
出願代理機関	北京衆合城成知識 産権代理有限公司	北京衆合城成知識 産権代理有限公司				
(参考)日本 登録年月日	2004年3月15日	2002年9月30日	2004年3月15日	2003年8月19日	2003年8月19日	1995年8月22日
農林水産省 品種登録名	精の波	精海	精光新年	ジョイボリス スマイルシャワー	レッド・センセーション 光 彩	岩の白扇

	事例7	事例8	事例9	事例10	事例11	事例12
植物種類	シンビジュム	メロン	いちご	水稻	もも	水稻
品種名称	篝火	伊洛晶	福S6号	越光H3号	白秋	越光籽1号
申請日 (出願日)	2005年9月1日	2005年11月23日	2006年3月10日	2006年12月22日	2006年11月10日	2007年7月6日
申請公表日 (出願公表)	2006年1月1日	2006年3月1日	2006年11月1日	2007年5月1日	2007年5月1日	2007年11月1日
出願公表 までの期間	約4か月	約5か月	約8か月	約5か月	約6か月	約4か月
育成者	河野通郎	萩原俊嗣ほか	三井寿一ほか	林少揚ほか	吉田雅夫ほか	林少陽ほか
品種権者	株式会社河野メリ クロン	株式会社萩原農場	福岡県	本田技研工業株式 会社	独農研機構果樹研 究所	本田技研工業株式 会社
出願代理機関						
(参考)日本 登録年月日	2005年3月23日		2005年1月19日	出願中	2004年8月18日	
農林水産省 品種登録名	アートフリーア ゴッホの神秘		福S6号	コシヒカリえいち3 号	白秋	

(3) 林業部への出願事例 審査中(1件)

	事例2
植物種類	クスノキ
品種名称	弥娜紀
申請日 (出願日)	2007年1月17日
申請公表日 (出願公表)	2007年6月27日
出願公表 までの期間	約6ヶ月
育成者	行徳繁太郎
品種権者	行徳繁太郎
出願代理機関	
(参考)日本 登録年月日	出願中
農林水産省 品種登録名	ミナギ

2 品種登録出願についての留意事項

1) 登録出願前の事前調査

できるだけ、登録出願前に事前調査をした上で、出願品種を選ぶことが望ましい。

品種登録出願する前の事前調査で重要なのは、以下の3点である。

① 本当に売れるのかの調査（消費者の嗜好、生産者の意向等を調査する）

日本で、良いとされるものでも、中国で売れるとは限らない。逆に、日本で売れないものでも、中国で売れるものもある。当然のことながら、中国と日本の消費者の嗜好は違う。例えば、モモの場合、日本では、生食用は、一般に「白に少しピンクが差した」ものが好まれるが、中国では「真っ赤」なものが好まれる。

生産者の意向も大切である。モモの場合、日本では、売るることを考えて、生産者も「柔らかくてジューシー」なものを求めるが、中国の生産者は、輸送と貯蔵を考えて、一般的に「硬い」品種を好む。

このように、中国の消費者の嗜好、生産者の意向を踏まえて、出願品種を選考することが、重要であり、そのためには、十分に事前調査をする必要がある。

② 進出戦略を立てる（どのような契約をするか等事前検討する。）

中国の場合、生産者段階での自家増殖は、自由に認められているので、特に、果樹の場合、品種登録しても、広く使用許諾して、一旦生産者段階に新品種が普及してしまうと、育成者権を保護したり、許諾料を回収したりすることは極めて難しい。

このため、例えば、信頼できる許諾相手と独占的な許諾契約を結ぶとともに、その契約内容について、「あらかじめ3年程度で、大量に種苗を増殖し、一斉に生産者に販売することにより、それに見合う許諾料として、○○○元支払う。」というような契約内容とする等、実情に合わせた契約とすることが重要であり、事前調査により、どのような契約とするか進出戦略を立てる必要がある。

③ 許諾相手の候補を探す（あらかじめ許諾相手の候補をリストアップする）

あらかじめ、許諾相手の候補を選定することも重要である。利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の3点である。

- ・信頼性があるか：信用のおける業者か、調査が必要。
- ・実力があるか：実際に市場に進出でき得る相手か。
- ・業者へのコンタクトルートがあるか：生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、登録品種の選定について、許諾相手候補者の意見を参考にすることも有効である。

2) 中国代理機関の検討及び選定

中国の知財制度としては、特許あるいは、品種登録を代理するために、先ず、代理人

資格（日本の弁理士と同様）を持たなければ、代理することができない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属してから、代理の仕事をしなければならない。

なお、品種登録の場合は、代理人資格を持つ者は、実際に事務所に専任していないのも、代理している場合もあるので注意する必要がある。

中国の植物品種登録制度は、農業部へ出願する品目と国家林業局へ出願する品目があるので、注意を要する。一般的には、草本性のものが、農業部、木本性のものが国家林業局であるが、果樹や花き類については、特に注意。果樹については、堅い果実類が、国家林業局、柔らかい果実類が農業部ということになっている。農業部と国家林業局では、代理資格や出願先が異なるので、あらかじめ、区分を確かめてから、手続きを進める必要がある。

中国へ品種登録出願する際に、代理人を選ぶ主な条件は以下の5点である。

- ① 出願植物を扱うことができる機関であるかを確認
 - ・品種登録の出願には代理機関が必要。現在、農業分野で2か所。林業分野で21か所ある。
- ② 政府認可の資格を有しているかを確認
 - ・資格があるか、政府から認可された機関であるかが重要。
- ③ 別の業務と兼任していないかを確認
 - ・代理業務の他に別の業務と兼任していないか確認。専任が望ましい。
- ④ 個人ではなく法人に依頼する
 - ・品種代理人は、事務所がある場合と（実質的に）代理人だけがいる場合があるが、代理人だけの場合は、他の仕事との兼務がよくあり、連絡がとりづらい、本人と問題が起きると責任を取ってもらえないなどのトラブルがあり得る。専任の代理人がいる事務所と契約すれば、担当がいなくなても事務所が引き継ぐので良い。
- ⑤ 価格はサービス内容により変わる
 - ・モモは、農業部所管であり、農業関係の代理機関は、2機関あるが、今回は、そのうち、体制もしっかりしており、日本からの出願代理実績もある「北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）」を代理機関として選定した。

3) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡

外国から中国に出願登録するためには、資格を有する中国代理機関を通じて出願しなければならない。また、中国の育成者権所管機関からの指示や連絡も中国代理機関を通じて行われる。このため、信頼の置ける代理機関を選定するとともに、代理機関との意思の疎通を密にする必要がある。疑問点等があれば、そのままにせず、代理機関に率直に聞くことも重要である。

なお、モモ白秋の出願において、連絡業務に関して特に問題となつた点はなかった。ただし、①日本に出願する場合は、対照品種が2品種であるのに対して、中国出願の場

合は、最も類似する品種の1品種だけでよい。②対照品種について、出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましい。血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明することになると現地代理人からの説明があった。

DUSテストについて、モモ白秋の場合は、果樹なので、現地調査の通知が発行されている。出願人が自ら中国での審査基準に従う栽培、繁殖を設定しなければならない。DUSテストための栽培繁殖は数年掛かるので、中国で利用許諾を結びたい出願者が、利用許諾先候補に頼んで栽培してもらうことがよいと思われる。特に、外国から中国に新品種を導入する際に、中国側の導入者は、現地での環境、気候などに合うかどうかについて、心配する場合が多く、正式に導入する前に、本当に新品種の特性が中国でも現れるか否かに対する試験栽培を要求する場合がよくある。従って、育成者権を取得するための栽培試験（DUSテスト）と使用許諾を結ぶための試験栽培を同時に用意し、行なうことが好ましい。なお、利用許諾の相手が直ぐに見つからない場合であっても、出願公表されているため、出願品種は仮保護されているので、審査、登録が、遅れるだけで、その他には影響はない。

4) 出願に当たっての中国関係機関訪問時の業務

今回の調査を踏まえて、出願に当たっての中国関係機関訪問についての留意事項は、以下のとおりである。

信頼のおける「代理機関」を選定すれば、「出願手続き」そのもののために、中国を訪問する必要はない。

しかしながら、登録品種の選定等のために、事前調査が重要なこと、出願手続きと併行して、実施許諾候補の選定や許諾条件について検討する必要があること等から、中国の関係機関を訪問することが重要である。

出願に当たって、中国を訪問する場合は、

- ① まず、「代理機関」を訪問し、手続きの進捗状況を確認すること。
- ② できるだけ、「許諾契約候補」に、面談し、信頼できる相手であるかどうか確認するとともに、「契約内容」について事前交渉すること。
- ③ 必要に応じ、関係行政機関、試験研究機関等と面談し、情報を収集すること。（行政機関に会わない方がよい場合もある。）
- ④ 生産地（生産者、試験場等）、及び消費地（市場、小売店等）を現地調査すること。
等が、重要であるので、十分準備をした上で訪問すると良い。

5) 育成者権の保護

育成者権の保護について、今回の調査で聴き取った中国の関係機関の考え方等、参考になると思われる事項は、以下のとおりである。

① 北京市農林科学院林業果樹研究所の考え方

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。

品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のものを付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に5畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せる方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA判定は採用していない。侵害の判定において、DNA分析は参考に過ぎないと考えている。特性項目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家への直接販売で、数年たった古い品種は協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いが多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せられる方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法などがある。

政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

② 上海市林業総站の考え方

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考えている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させているところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールにくくなるので、3~5年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、まとめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは3年、果樹では10年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

これら地元関係機関の見解も参考にしながら、実行のある対応をしていく必要がある。

6) その他出願に当たっての留意点や問題点

今回の調査で聴き取った出願に当たっての留意点や問題点は、以下のとおりである。

方式審査の段階で、名称、育成者、育成経過等について書類内容のチェックを受けている。これに合格すれば、通知がきて、公表される。その時点から、仮保護が受けられ、利用許諾契約の締結が可能となる。

方式調査がOKになると、栽培試験の要求が審査当局から來るので、事前準備が必要である。果樹の場合は、果実を2回収穫調査するので、果実が結実し、特性が確認できるまで、5~6年必要となる。

穂木が中国に渡ってから60日以内の検疫の時間がかかり、その後に試験が開始される。

審査について留意する事項は以下の3項目である。

① 申請品種と比較品種の比較が必要

比較品種の要件は、申請品種と兄弟関係にある品種・系統が最適（比較品種は登録されていないものでも可）。

無い場合は親品種でも可能である（中国に無い品種でも良い）。ただし、系統段階のものは認められない。品種登録されていなくても良い（育成者権が切れた品種、登録制度前の昔の品種など）。

なければ片親が一緒もしくはもう1代前が一緒、など、できるだけ血縁関係にあるものが良いが、なければ、理由書をつけて血縁関係のないものを用いることもできる。

穂木の形で提供を受ける必要があり、1品種15本程度は必要。

② 比較品種の育成経過を詳細に記入する必要がある

類似品種の特性を出願品種と同様に詳細に記載する。この内容により栽培試験の場所を選定する。申請品種の特性表と同じ様式で記入すれば可。

③ 写真が必要

写真は区別性のあるもので良く、出願品種と類似品種を並べて写してあるものが必要である。具体的には、比較品種と区別性が示される形質の写真1~3枚（葉、花、種または種苗、果実外観、果肉色など、組み合わせ自由）。

登録品種名については、中国でも日本と同様に、品種名称と商標名称が同一の場合は、同時に登録することはできない。日本での品種名称が中国での商標名称に抵触する場合（妨害商標登録など）であっても、日本での先行名称利用を証明することができれば、無効化し、使用することができる。

もし、現在品種出願中の名称を商標出願する場合であれば、出願公表される前に申請する必要がある。

3 品種登録出願の実例

1) 農業部への出願の実例（モモ「白秋」）

(1) 出願品種モモ「白秋」の概要について

2004年8月18日、日本で品種登録。水蜜桃、果実は大きく、300～400g、果実は硬い、果汁が多い、糖度は高い、袋を掛けると白くなる。日本の優良品種。

名称は、白秋（はくしゅう）（系統名は、筑波113号）。命名登録番号は、もも農林24号。登録年月日は、2001年10月9日。品種登録番号は、第12212号。登録年月日は、2004年8月18日。

交雑組み合わせは、うー9（白桃×布目早生）×C2R19T182（米国から導入の系統）。

品種の概要としては、樹勢はやや強く、樹姿は開張性と直立性の中間となる。新梢の発生は中、花芽の着生はやや多い。花は単弁桃色で花粉を有し自家結実性である。開花期は「あかつき」と同時期かやや遅い。収穫期は「あかつき」より2～3週間程度遅い中生系統である。生理落果の発生は少ない。

果形は円形で果実重は300～400gとなり、「あかつき」よりかなり大きい。果皮の地色は白色、着色は少なく、有袋栽培により着色のほとんどないきれいな果実を収穫できる。玉揃いは比較的良好である。果面の裂果、肌荒れは見られない。果肉は白色、溶質で粗密は中程度、纖維は少ない。果肉及び核周囲の紅色素は少ない。核は粘核である。果汁の糖度はやや高いが、「あかつき」に較べると1%前後低く、酸味は少ない。渋味の発生は認められず、食味は比較的良好である。有袋により容易に外観の優れた無着色タイプの果実生産ができることが、本品種の大きな特徴である。

岡山県など関西市場向けの着色抑制栽培に適している。生理落果が少なく、渋味の発生も少ないので、夏季に降雨が少なく、果実糖度の上昇が良好な産地で特性を發揮する。収穫期に降雨の多い条件では食味の低下を招くので注意が必要である。せん孔細菌病の発生が認められるので対策が必要である。また、灰星病にも罹病性なので防除が必要である。

(2) モモ「白秋」を、出願品種に選んだ理由

中国での品種登録・許諾のモデル事業を実施するに当たって、中国への品種登録が可能であり、国内への影響が少ないことを中心に独立行政法人農業・食品産業総合技術研究機構果樹研究所で育成した品種のうちから出願品種候補の選定を行った。

中国への品種登録が可能という点については、登録要件を満たす「販売から6年未満の品種」をまず選び、果樹研究所育成品種では6樹種（ニホンナシ、カキ、クリ、モモ、ブドウ、カンキツ）12品種に絞られた。このうち、中国での対象樹種に指定されていないニホングリを除外すると5樹種（ニホンナシ、カキ、モモ、ブドウ、カンキツ）11品種となった。

次いで、これら 11 品種のうち、国内農業への影響を最小限にすることを考えて、販売開始から 4 年未満の品種については国内での普及を優先させているため、対象外とした。残る 2 樹種（モモ、カンキツ）2 品種のうち、カンキツは落葉果樹に比べて経済栽培樹齢に達するのに長年月がかかるので除外した。

モモは結実樹齢に達するまでが果樹の中では短く、モデル事業として権利侵害の有無を比較的短期間に確認するのに適している。加えて、日持ち性に劣り、輸送にあまり適しないため、万一権利侵害が起きた場合でも、国内への逆輸入の懸念が低いと考えられることから、モモ「白秋」を出願品種として選定した。

(3) 中国代理機関の選定についての留意事項

現在、中国農業部は、農業関係品種の代理機関として、2 機関を認定している。北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）と北京衆合律師事務所/北京衆合城知識産権代理有限公司の 2 か所が、その認定事務所である。

今回のモモ白秋の出願については、そのうち、北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）を現地代理機関として選定した。その理由は、①日本の植物品種保護調査団が中国農業部を訪問した際に、北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）が中国の品種権代理事務所として対応していたこと。②元の中国農業部の事務所であること等を考慮して選定したものである。

現地代理機関の選定においては、中国農業部に認定された代理機関であるかどうかが重要である。

(4) モモ「白秋」の出願関係書類

中国への出願書類については、当局からの要求書類が、日本の当局からの要求書類と異なるので、中国農業部の要求に従って出願書類を作成する必要がある。

(5) 出願に当たっての中国関係機関とのやりとり

モモ白秋の出願において、連絡業務に関して特に問題となった点はなかった。ただし、①日本に出願する場合は、対照品種が 2 品種であるのに対して、中国出願の場合は、最も類似する品種の 1 品種だけでよい。②対照品種について、出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましい。血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明することになるとの現地代理人からの説明があった。

(6) 出願関係費用

モモ白秋について、出願時点で必要となった費用は、次のとおりであった。

- ① 中国農業部への官費（出願費）：1,800 人民元（約 28,800 円）
- ② 中国の現地代理機関への費用：1,800 米ドル（約 216,000 円）
- ③ 日本の代理機関（平木国際特許事務所）の中国出願代理費：200,000 円（書類作成、

中国との連絡、相談、事務など全ての費用を含む。)
これら全てを合計すると、出願時の費用は、約45万円程度となった。

(7) 栽培試験関係

モモ白秋の栽培試験関係については、果樹なので、現地調査の通知が発行されている。出願人が自ら中国での審査基準に従う栽培、繁殖を設定しなければならない。DUSテストための栽培繁殖は数年掛かるので、利用許諾先候補に頼んで栽培してもらうと予想していた。但し、2007年において、使用許諾候補の特定ができなかったので、平成20年2月時点では、DUSテストのための栽培試験が始まっていない。

(8) 利用許諾契約先の検討及び選定のための情報

今回の調査で、今後、利用許諾契約先の検討及び選定のために、参考となると考えられた情報は以下のとおりであった。

① 中国におけるモモの生産及び消費状況について

ア 中国におけるモモの主要産地は、北京市平谷区と上海市南匯区である。
イ 平谷区は、北京市の東北の郊外地域である。農業生産面積は1030万m²、農業人口40万人。北緯39°に位置する。半分は山間地で、年間降水量600mm、日照時間は長い。果樹栽培面積は44万畝（約29千ha（注）1畝=667m²）。このうち50%がモモの栽培面積であり、生産・販売量とも中国第一の産地。果物の生産量は北京周辺で一番多い。モモだけで200品種以上（白肉桃、黄桃、油桃（ネクタリン）、蟠桃など）を栽培しており、栽培技術は中国一である。2005年、2006年とも、果物の品質の全国協議会で、上位は殆ど平谷産が占めている。

日本との協力関係を進めている。日本からの観光客も多く、中日友好果園として觀光農園を作る予定である。平谷区にはモモの専門機関（産業協会）があり、モモの協会（モモ農家15万人から成る、2000年設立）や行政事務所がある。

ウ 南匯区は、上海周辺で最大のモモの産地であり、8万畝（約5.3ha）の栽培面積があり、主に3品種（「大団」、「新風」、「錦秀」）が栽培されている。これらの品種は、上海市民が受け入れている優良品種である。

地元農家はモモの生産に依存している。地元ではモモの生産改善によって、収入を上げていくようにしており、市場においても地元のモモが売れている。このようなモモの生産を改善するために当研究所が設立された。モモ産業を良くするために導入品種を固定して、改善を図っている。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

当地での生産、収穫期間は7月下旬～8月上旬。それ以外の早生のもの、晩生のものがいれば、ニーズに対応できると考えており、早生か晩生が欲しい。有機栽培は開始しているが、始まったばかり。糖度15～18度のモモを作っている。

試験栽培に協力することはできるので、その結果、当地域が適地となれば上海市場

に出すことができる。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

これからも交流することは双方にとって良いことと考える。友好な協力関係を築いていきたい。

エ 中国におけるモモの主要消費地は、北京市と上海市である。北京市では、一般的に、硬くて赤いモモが、好まれ、上海市では、柔らかくて白いモモが好まれる。また、共通して、大きくて甘いモモが好まれる。

(10) 育成者権の保護に関する留意点及び問題点について

今回の調査で、育成者権の保護について、関係機関から聴き取った考え方は以下のとおりであった。

①北京市農林科学院林業果樹研究所の考え方

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のものを付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に5畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せ的方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA判定は採用していない。侵害の判定において、DNA分析は参考に過ぎないと考えている。特性項目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家への直接販売で、数年たった古い品種は、協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いが多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は、品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せる方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法などがある。

政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

②上海市林業総站の考え方

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考え

ている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させているところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールしにくくなるので、3~5年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、まとめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは3年、果樹では10年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

これら地元関係機関の見解も参考にしながら、実行のある対応をしていく必要がある。

(11)出願から仮保護まで

出願から仮保護までの文書等のやり取りは以下のとおり。

①出願受理

モモ「白秋」の品種登録の申請について2006年11月10付けで「申請受理通知」が中華人民共和国農業部植物新品種保護弁公室から中国及び日本の代理機関を通じて届いた(参考資料参照)。これには、品種の暫定名称、出願番号、出願受理日、出願人名の他に、出願日から2ヶ月以内に出願費として1800元を納めることが明記されている。

②出願公表

「品種権申請初步審査合格通知書」が2007年4月19付けで中華人民共和国農業部植物新品種保護弁公室から中国及び日本の代理機関を通じて届いた(参考資料参照)。これによると、①モモ「白秋」の出願に関して形式審査に合格したこと、②本出願は2007年3期目<<農業植物新品種権保護広報>>により、2007年5月1日付けで公表(植物新品種保護弁公室のウェブサイトに掲載(http://www.cnpvp.cn/pzqgg/sqgg1/t20070521_780091.htm)、同日から「白秋」の仮保護が開始となる)、③通知を受け取った日から3ヶ月以内に実態審査の請求を行うこと。請求しない場合は出願は取り下げられる(実態審査の審査費:4600元)。との内容である。

なお、出願者から実体審査を請求しても、栽培する植物の実態に合わせてすすめることとなるので、具体的に、いつ接ぎ木を行うかなどの審査スケジュールを審査官庁が決定することである。そのため、「白秋」の栽培試験の時期が来年以降になっても問題はないとのことである。

DUS試験

「現場考察通知」が2007年10月16日で中華人民共和国農業部植物新品種保護弁公室から中国及び日本の代理機関を通じて届いた(参考資料参照)。これによると、出願者はDUS試験のガイドラインにしたがった栽培を行わなければならない、対照品種として「清水白桃」を「白秋」

と一緒に栽培しなければならない、出願者は、現地試験を行うために、出願品種が明確な方が確認できる時期を審査官に連絡しなければならない等となっている。また、参考として、DUS 試験の測定センターの一覧及びDUS 試験のガイドラインのウェブサイトが記載されている (<http://www.cnpvp.cn>、<http://202.127.45.182/dus>)。なお、この通知から 1 ヶ月以内に現地試験についての可否について回答する必要がある。同意する場合は、現地試験を実施する場所、品種特性が最もよく観察できる時期、連絡方法、連絡者を示すこと。同意しない場合には、その理由及び栽培試験を行う機関を示さなければならないとなっている。

なお、北京の代理人に栽培試験要求事項を確認したところ、試験の継続期間について、少なくとも4つの成長周期にさせるべき。試験の植物は、少なくとも2年間の満足できる生産量を有しなければならない。試験の場所は、基本的に1箇所とするが、重要な特性を観察できない場合には、他の試験場所の追加試験をしてもよい。栽培試験につきまして、正常的な生長条件で行わなければならない。各試験スポットの各試験において、少なくとも6株が必要となる。観察と栽培試験は必ず同様な環境条件の独立した区域で行わなければならない。出願品種と対照品種の栽培管理は厳格に一致させるべきである。温室環境の栽培試験の場合については、更なる詳細な説明を提供しなければならない。特別な目的のために、追加試験をしてよいとのことであった。

モモ「白秋」の中国での品種登録に係る栽培試験を行うにあたっての当方の考え方は、以下のとおりである。

①これまでの状況

本品種については、上海地域が適地と考え、上海の行政法人と利用許諾契約を行う前段階の試験栽培契約の締結に向けて、準備をすすめている。

契約相手となる候補先の機関は、当方が今年7月に訪問した際、本品種に高い興味を示し、試験栽培については前向きな意向を示している。

②当方の考え方と今後の進め方

上海地域は日本のもも栽培地域と気候的に類似しているので、当地で栽培することにより、本品種の特性が日本でのデータと同じような発現をするものとみている。

そのため、上海の行政法人において本品種の適性を確認するために行う試験栽培を農業弁公室が品種登録のため実施する現地試験と兼ねることが、最適ではないかと考えている。

なお、試験栽培の際には「白秋」と一緒に対照品種として「清水白桃」も栽培する必要があり、その旨を試験栽培の実施機関である上海の行政法人に理解してもらう必要があると考えている。

以上のようなことから、中国の現地代理人に①現地調査を行うこととする、②現地調査を行う場所は出願人自らが農業部植物新品種保護弁公室に連絡をする、③現地調査は上海を予定しているの考え方を伝えた。

これにより、もも「白秋」の栽培試験は適切な時期に審査官に報告し、審査官に現地に来てもらって審査を受けることとなる。この場合には、審査基準に従って出願品種と対照品種を栽培しなければならない。

なお、中国への苗木と枝の輸入手続きについて、上海市林業総站を通じて関連部門及び輸入輸出代理会社に確認したところ、具体的な要求及び手続きとしては以下のとおり（苗木の通関は、一般的な手続きの場合には、輸入輸出代理会社を通さなければならない。上海市林業総站は、輸入輸出権はもっていない）。

- ① 苗木に土が付いてはいけない。
- ② 契約（輸入代理会社と苗木送付元との間の苗木或いは繁殖材の取引に関する契約）を結ぶ前に、形式的な領収書（実質的には一般的な領収書です、関税に係わるもの）が提供される。内容としては、植物品種名、ローマ字学名、数量、荷物の価値等が必ず含まれる。
- ③ 輸入代理会社と苗木送付元がお互いに契約をして、代理会社から契約書が苗木送付元にファックスが送付されてくる。
- ④ 日本のオフィシャルの検疫証明書、荷物のリスト、送付書等が提供される（この内容については、契約での説明がある）。
- ⑤ 送付方式：航空便或いは FedEx を利用することが可能である。
- ⑥ 友好的な提示：中国の検疫部門は、輸入される種子等の繁殖材料に対して必ず抽出検査を行い、数量が少ない場合では全体検査を行う。そのため、税関を通過する時間が相応的に延長するので、生存率に影響する恐れがある。
- ⑦ 税関での苗木の抽出検査については、10-20 本の枝が同一の梱包の中に入っている場合には、保湿、生存率の原因を考えて、全体検査となる。二つの梱包の中に入っている場合には、税関と相談して、一つだけを抽出することが可能である。全体検査の場合には、通関の全てを完成するには、2 週間前後かかる。
- ⑧ 上海地域でのモモを接木できる最終期限は 3 月上旬である。もし今年の春の接木の時期に間に合わせなければ、秋の接木の時期にすることも可能である。

2) 林業局への出願の実例（クスノキ「ミナギ」）

(1) 出願品種クスノキ「ミナギ」の概要

2006年10月13日に日本で出願、出願番号第20241号。2007年2月13日に出願公表。春期夏期の若葉が濃紅色になるのが特徴である。この品種の品種登録出願書類に記載の特性は下記のとおり。

この品種は、出願者のは場で発見された偶発実生であり、成木の樹姿が放物形、春期及び夏期の若葉は濃紅色の街路樹等の緑化木向きの品種である。樹姿は苗木で円錐、成木で放物、幹の通直性は小、完満性は梢殺、真円性は正円である。樹皮の厚さは中、紋様は荒皮である。枝の太さは細、長さは中、着生角度は大、新梢の毛の有無は無、色はその他（濃紅）である。葉の形状比は小、葉の先端の形は広長鋸尖、葉の基部の形は鈍、成葉のヒダの多少は少、葉のちりめんの有無は無、主脈長は短、葉身幅は狭、葉柄の長さは短、春期の若葉の色は濃紅、夏期の若葉の色は濃紅、葉の光沢は中、斑の有無は無、葉の裏の毛の有無は無である。冬芽の大きさは大である。果実の形は球、大きさは小である。発芽の時期は中、苗木の初期生長性は中、ほう芽性は中、発根率は低である。耐寒性は弱、耐雪性は中、耐陰性は弱、耐乾性は強、耐湿性は強、耐霜性は弱、耐潮性は中である。春期の若葉発色の時期は早、夏期の若葉発色の時期は早である。

くすの木に比較し、春期夏期の若葉は濃紅色、生長は中、葉の形状比は小。「レッドモンロー」に比較し、斑は無、新葉のちりめんは無、春期夏期の若葉の濃紅色の出現が早く、新梢の色は淡緑色であることなどが他の品種と区別される特性である。

登録品種の育成の経過の概要については、1998年出願者のは場（福岡県甘木市）において、偶発実生を発見、以後、増殖を行いながら特性の調査を継続し、2006年にその特性が安定していることを確認して育成を完了した。

(2) クスノキ「ミナギ」を、出願品種に選んだ理由

中国では、赤葉の林木や花木は大変人気があり、赤葉のベニカナメモチ「レッドロビン」はこれまでに7千万本が生産され、販売されているという情報があった。また、街路樹などに使われるクスノキなどは、現在、中国では山採りが禁止されており、生産された林木は、非常に販売が好調という。クスノキ「ミナギ」の育成者である行徳繁太郎氏は、すでに、春と夏の新芽が赤くなるクスノキ「レッドモンロー」を平成10年に品種登録済みである。今回、中国への出願品種として選定したクスノキ「ミナギ」は、「レッドモンロー」の葉にちりめんが出る性質が改良されたものであり、中国において、街路樹等の緑化木としての利用が大変期待できる品種である。また、その増殖方法は、主に挿し木と接ぎ木により、一定以上の技術水準が必要であるので、出願品種として選定した。

(3) 中国代理機関の検討及び選定

現在、中国林業局は、林業関係品種の代理機関として、21機関を認定している。

今回のクスノキのミナギの出願については、そのうち、北京中林綠秀代理事務所を現

地代理機関として選定した。その理由は、①日本の植物品種保護調査団が中国林業局を訪問した際に、北京中林綠秀代理事務所が中国の品種権代理事務所として対応していたこと。②元の中国林業局の事務所であること等を考慮して選定したものである。

現地代理機関の選定においては、中国林業局に認定された代理機関であるかどうかが重要である。

(4) クスノキ「ミナギ」の出願関係書類

中国への出願書類については、当局からの要求書類が、日本の当局からの要求書類と異なるので、中国林業局の要求に従って出願書類を作成する必要がある。

(5) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡業務と留意事項

クスノキのミナギの出願に関して、日本から最初の林業関係の品種の出願でもあり、今まで、日本の代理機関（平木国際特許事務所）と北京中林綠秀代理事務所との業務関係もなかったことから、以下のような問題点があった。

- ① 中国出願の現地代理機関として協力要請を行った際に、北京中林綠秀代理事務所は、代理出願の契約を結ぶことを要求してきた。契約書は、北京中林綠秀代理事務所が事前に作成した固定様式の5ページのものであった。（これまで、日本の代理機関から現地代理機関に対して委任状を送ることは、よくあるが、1件ごとの出願に対して代理契約を結ぶことは、初めての経験であった。）
- ② また、代理契約の出願の時点で、出願費用を全額前払いでの支払うよう要求してきた。（日本の代理機関の一般的なやり方としては、出願を完了した後に、請求書に従つて支払うのが通例である。）
- ③ さらに、出願に必要な資料のリストの提供を受けたが、その中に、クスノキの中国出願の特性表がなかった。提供された資料のリストは、全ての樹種に共通なもののみで、クスノキの特性の説明に関する情報が提供されなかった。

以上のような問題点に対して、平木国際特許事務所としては、北京中林綠秀代理事務所との間で、数回に及ぶやり取りを行い、最終的に、

- ① 平木国際特許事務所と(社)農林水産先端技術産業振興センターにおいて契約内容を点検し、出願人と現地代理機関の間で品種出願代理に係る契約書が締結された。
- ② 出願費用については、前払いをキャンセルし、出願した後でのみ支払うよう契約した。
- ③ 特性表については、日本に出願の場合のクスノキの特性表を参考にして、中国出願用の特性の説明を作成して提出した。

なお、日本出願の場合は、対照品種が2品種必要であるが、中国出願の場合は、最も類似する品種1品種だけでよい。

また、農業部関係品種については、類似品種として出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましいとされており、血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明する必要があるが、林業関係品種については、そのような要求はない。

(6) 栽培試験関係

クスノキミナギの場合は、中国国家林業局からまだ何の通知も発行されていない。過去の審査事例を見ると、現地調査の通知決定の際に林業局が、最初の出願国の DUS 報告書を購入するではないかと思われる。現地調査の決定が通知される場合、利用許諾相手に栽培試験を頼むことになる。林業局が DUS 報告書を購入する場合であれば、日本の審査結果を待つことになる。

(7) 出願関係費用

クスノキのミナギについて、出願時点で必要となった費用は、次のとおりであった。

- ① 中国農業部への官費（出願費）：1,800 人民元（約 28,800 円）
- ② 中国の現地代理機関への費用：中国語の書類が提供された場合は、7,700 人民元（約 123,000 円、内訳は、代理費 7,500 元 + 銀行手続き費 200 元）

なお、北京中林綠秀代理事務所の代理費用は、提出書類の使用言語によって異なっており、

中国語書類の場合： 7,500 元

英語書類の場合： 8,000 元

日本語書類の場合： 12,000 元

となっている。

- ③ 日本の代理機関（平木国際特許事務所）の中国出願代理費：200,000 円（書類作成、中国との連絡、相談、事務など全ての費用を含む。）

これら全てを合計すると、出願時の費用は、約 35 万円（提出書類が日本語の場合、約 42 万円）程度となる。

4 利用許諾契約についての留意事項

1) 利用許諾契約先候補の検討及び選定

利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の3点である。

① 信頼性があるか

信用のおける業者か、調査が必要である。

② 実力があるか

実際に市場に進出でき得る相手か見極める必要がある。

③ 業者へのコンタクトルートがあるか

生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、その品種が中国で売れる見込みがあるかの確認調査も必要である。地方によって食物の好みが異なるので、注意が必要である。

(1) モモ「白秋」

例えば、モモ「白秋」の場合は、次のような検討を行って利用許諾契約先候補を選定した。

平成18年11月19日～11月25日に行った現地調査の結果、北京及び上海におけるモモ栽培について、以下の相違点を確認することができた。

北京市と上海市におけるモモの取扱いに関する比較

	北京市	上海市
生産状況	<ul style="list-style-type: none">栽培面積：47万畝（31,349ha）生産量（20万t）、売上利益（5.5億元）とともに中国一栽培株数：2,000万株主な産地：平谷区	<ul style="list-style-type: none">栽培面積：13万畝（8,671ha）栽培面積は増加傾向にあり、増産を図っている栽培株数：10数万株主な産地：南匯区
気候	<ul style="list-style-type: none">年間降水量：600mm、最低気温-15～-20℃程度（凍結の恐れあり）	<ul style="list-style-type: none">年間降水量：1,200～1,400mm梅雨：6月中旬～7月中旬岡山県と同じ平均気温
栽培環境	一般的に摘果はしない。	摘果、袋掛けを行う。
用途	生果用、缶詰用	生果用
好み	<ul style="list-style-type: none">堅い、赤色を好む傾向があるが、国内外から集まっている人々の需要を満たすため、様々なニーズのモモが必要。	<ul style="list-style-type: none">柔らかい、白色を好む。消費者が産地に出かけ、直接購入する産直が多い（高品質のモモに対するニーズが高い）。

導入している主な日本品種	白鳳、岡山白桃、大久保	清水白桃、浅間白桃、布目早生、川中島
--------------	-------------	--------------------

これらを比較検討した結果、上海が優位な点として、

- ①気候が日本のモモ産地に似ている（岡山県と年平均気温及び年間降水量が同じ、冬期に樹木が凍害を受ける可能性がない。）
- ②摘果、袋掛け等の栽培管理技術が徹底しており、柔らかい肉質のモモの扱いに慣れていることから、収穫から流通において果実にダメージを与える等のトラブルの可能性が低い。
- ③栽培面積は北京の 1/3～1/4 程度ではあるが、上海でのモモの栽培面積は増加傾向にある。そのため、栽培適性（果実の大きさ、糖度等）が日本でのデータと同様であれば、上海市民は高品質のモモに対する購買意欲が大きいと見られるので、積極的に導入する可能性が高い。

などがあることから、モモ「白秋」の栽培及び販売地域として上海が適していると判断し、研究所において果樹種苗の生産・販売の実績がある「上海市林業総站」及び「上海市農業科学院科研處」を許諾相手として交渉を進めるとともに、栽培適性を確認するための試験栽培についての手続きを進めることとした。

なお、育成者権の侵害対応の責任を明確にすることや許諾先に販売の優位性を与えることなどを考慮して、許諾先の選定・絞り込みを図ることとした。

・「生産許可」について

北京での関係機関からの聴き取りによれば、中国で栽培を行うには、政府の「生産許可」が必要である。通常育成者が政府に申請し、許可をもらうことになっている。中国各地の試験場で試験栽培を行うことが必要ではないか。リンゴ「ふじ」でも同じように試験栽培を行った。農業部に確認することが必要である。

かつて「大久保」は糖度 12～13 度として入ってきたが、試験栽培すると、北京では 12 度が良いところであった。大きさも十分ではなくなった。日本品種は中国人の口に合う良い品種であるが、北京市で栽培する場合、寒さに対応できるかを確認する必要がある。また「日川白鳳」「加納岩白桃」「長沢白鳳」を入れたら、北京周辺の冬期最低気温が−15℃ 程度になるので 3 年目に枯死した。試験場は最低で−15℃ になるが大部分のモモに対しては、問題はない。品種登録に係る栽培試験では、耐寒性はみないので、各地で試験栽培しないと適地はわからない。

品種登録前に試験栽培は可能だが、大面積栽培はできない。登録に際しても、全国対応、

北京市限定、北京と上海など、種々ある。申請者が決めて申請する。

「白秋」については栽培適性試験をしてから登録した方が良いのではないか。さもないと、許諾相手が見つかっても大面積栽培ができない。「生産許可」については農業部弁公室に聞いてみればよい、とのことであった。

また、上海での関係機関からの聴き取りによっても、新しい品種を導入しようとする場合は、各地域の試験場において試験栽培をして、栽培の許可を政府から得なくてはならない。これは数年かけて、地域での栽培に適しているかを判断するものである。もし栽培した地域にあわないと賠償をしなくてはならない。90年代以降、政府の取締が厳しくなり、このような認定制度を行っている。

手順としては、品種登録後、上海での試験栽培による生産評価を受けて、生産許可証を得てから栽培を行うことになる。このような許可は外国品種についても要求されている。登録していない品種（昔の品種など）にも、生産許可が必要となっている。古い品種も、品種保護はできないが、許可無く生産すると、違反となり、罰せられる。そのため、品種登録申請と品種の生産許可申請を並行して進める必要がある。

生産許可申請については、農業部のホームページに掲載されているので参照されたい。一般に、国内育成者の場合は自分で許可を申請するが、外国品種の場合はその品種を導入する機関が申請する。例えば、上海市農業科学院では、外国品種を含めて年間30～40品種についての生産許可をもらっている。試験栽培は地方部署が行う。大学等は、基礎研究が主な部分であるので、試験栽培は行わないとのことである。

なお、生産許可のための栽培試験では、既存品種との比較で、①導入しようとする色々な地域での栽培成績がよいこと、③果樹については3年間以上の成績がよいこと、③収量、品質、耐病性で高い評価を得ることの3つの条件を満たすことが重要とのことである。また、果樹の場合新規に育成した品種は、生産許可のための栽培試験に、3～5年程度かかることがあるとのことである。

（2）クスノキ「ミナギ」

また、クスノキ「ミナギ」関係については、中国では、国の機関である公司、国等の政府関係者が経営者を兼任する公司、民間人が経営する公司が存在する。今回のクスノキ「ミナギ」については、長期間にわたる品種権の利用許諾契約先となることから、経営者が長期間交替することがない、民間人が経営する公司を契約先として想定した。また、林木の大量生産の実績があり、林木の販売力のある規模の大きな種苗会社とすることとした。

2) 利用許諾契約先候補の選定

（1）モモ「白秋」

モモ「白秋」の場合は以下のような検討を行って、利用許諾先候補を選定した。

平成19年7月30日～8月3日にかけて、上海地域において果樹苗木の栽培実績を有する「上海市林業総站」及び「上海市農業科学院」の2機関を中心に、その事業内容、

栽培ほ場状況等を調査した。

利用許諾先の優先順位を付けるために、以下のとおり比較・分析を行った。

なお、民間の種苗業者である「上海振東園芸有限公司」については、中国において、輸出入を行うことができる業者として認められている点や種苗の利用許諾契約を日本、オランダ、スペイン等の国々の種苗業者と締結している実績を有し、契約手続きに長けており、育成者権保護に対する意識が高い点は有利な面があると判断した。しかし、花きのみしか扱っていない上、果樹の栽培実績がないことや、破産、解散の恐れがある民間業者であることから、今回の許諾先の候補からは除くこととした。

上海市林業総站と上海市農業科学院の比較

	上海市林業総站	上海市農業科学院
行政的な役割	<ul style="list-style-type: none"> 上海市に属する行政機関(法人) 1979年に設立。 林業、果樹、花き品種の指導、種苗の管理、植物防疫業務等を行っている。 果樹の品種変更、更新、栽培面積をコントロールし、計画的な品種導入を行っている。 総站の下に、桃子研究所の他に4つの研究所（ブドウ、ナシ、カンキツ、小水果）がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 上海市に属する研究機関(法人) 1960年に設立。 植物、動物、農業経済等の研究を総合的に行っている。 主に研究による技術開発によって、上海市の農家の技術向上・普及をサポートしている。 院の下に作物林果研究所の他に8つの研究所（施設園芸、キノコ、畜産、土壤肥料、農業情報、ジーンバンク等）がある。
関係機関	<p>○上海市南匯桃子研究所（実施機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員数7名（ほとんど林業総站職員が兼務している）。 2001年に区の研究所として設立。 モモの品種育成、導入、病害検定及び生産者に対する技術支援を行っている。 2004年にモモ「南京水蜜桃」を育成。2005年に品種登録。 <p>○上海桃源科技發展有限公司、上海果樹良種繁育示范基地（観光農園）</p> <ul style="list-style-type: none"> 同園を通じて、新品種の見本を農家等に紹介することが可能 	<p>○作物林果研究所（実施機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員数100名以上、モモ担当者6名、試験ほ場66ha-≈4.4ha。このうち1/3がモモほ場。 果樹研究は1960年から行っている（モモ、ブドウ、ナシ、ミカン等）。 黄桃「錦錆」、油桃「炉油018」を育成。
苗木ほ場の状況	<ul style="list-style-type: none"> 桃子研究所の試験ほ場はフェンスで囲まれており、人の出入りを制限することができる。（試験ほ場面積100ha-≈6.7ha。現在ほ場に隣接して研究所建物を建設・整備中） 現在5～6品種のモモを試験栽培中 桃子研究所の苗木生産ほ場は5ha-（約0.4ha）ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年は研究所のほ場の移転を行っているため、研究所のほ場では苗木生産を行っていない。そのため、農家へ委託生産している（委託した農家の接ぎ木技術のレベルは高い）。 委託苗木生産ほ場は3～4ha-（0.2～0.27ha）程度。
許諾・生産・販売実績	<ul style="list-style-type: none"> 果樹種苗の許諾実績はない。花きを外国から2品種導入した例がある。 上海周辺に毎年40品種前後のモモの苗木約30万株を出荷し、100万元前後の金額となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら育成・登録した品種の苗木を研究所で販売（1株：3～5元、年間3万本程度生産）。 これまで公的研究機関として、品種の普及をメインに考えており、自ら育成した品種については、利益を求めてはいなかった。 周辺農家からの信用は高く、果樹品種の更新、農場の造成に相談が寄せられるケースが多い。

比較した結果、許諾先の第1候補として「上海市林業総站」を選定することとした。その主な理由は以下の点で有利であると判断した。

- ①同法人は、行政法人として農業生産現場に近い立場であることから、品種の普及、指導等を行う際の中心的役割を担っており、「白秋」を上海地域へ導入する際には農家にアドバイスを行うことができる。
- ②同法人傘下の桃子研究所の苗木試験栽培ほ場はフェンスで囲まれており、不正に持ち出される可能性が低い。
- ③果樹産業に関する行政手続きを管轄する行政法人としての立場から、モモ苗木の検疫、種苗流通等の管理体制が整備されており、何らかの不正流通等の問題を生じた場合、行政レベルでの対応が可能である。
- ④行政法人であるので、破産、解散等によるロイヤリティの不払いを生じることがない。

(2) クスノキ「ミナギ」

クスノキ「ミナギ」の場合は以下のような検討を行って利用許諾先候補を選定した。

平成19年2月に、浙江省杭州市の杭州欄天園林種苗有限公司及び杭州天香園林有限公司の2社を関係者で訪問した。

○杭州藍天園林種苗有限公司

- ・クスノキについて、生産販売の経験が豊富で、年間4－5万本の販売実績があり、同社の売り上げの中心を占めている。
- ・フランスから植物の導入している。
- ・林木育成のための生産農場が19カ所あり、それぞれ100haを超える大規模な生産を行っている。
- ・目標は2020年までに生産農場を120カ所、130000ha、90億円の売り上げ。
- ・同社のグループ企業・杭州藍天園林集団は公共工事及び造園関係の設計を得意とし、グループ会社が設計を受注した事業に、同社が育成した大量の林木を納めている。
- ・代表者がクスノキ「ミナギ」の生産販売に強い意欲を持ち、具体的な販売プランを持っている。

○ 杭州天香園林有限公司

- ・園芸の学校を経営、新品種の展示場を園内に作っていた。
- ・園芸学校の卒業生のネットワークを使い全国から情報をを集めている。
- ・クスノキの販売経験があまり豊富でない印象を受けた。
- ・林木の生産及び研究用の農場が3カ所、総面積は100haである。
- ・日本より新しい品種を導入している。
- ・園芸学校の経営と造園設計、施工がメイン。
- ・植物の生産は低木類が多かった。

- ・代表者が中国における育成者権について、まだ十分に知識を持ち合わせていない印象を受けた。

以上のような点を考慮し、関係者で検討を行い、DUS 試験のための栽培及び種苗の利用許諾契約先を杭州蘭天園林種苗有限公司の 1 社に絞り、今後、契約交渉を行うこととした。

3) 契約書及び契約交渉

(1) モモ「白秋」

モモ「白秋」の場合は、交渉に先立ってまず、契約書案を作成した(契約書案の作成)。

平成 19 年 7 月 31 日に当方が上海市林業総站を訪れた際に「モモ「白秋」が本年 5 月 1 日から仮保護の対象になったので、許諾条件、試験条件、権利保護等を含めた許諾契約につながるような試験契約を締結したい。」との話をしたところ、「桃研究所は、100 畝(約 6.7ha)の試験ほ場を持っており、秘密保持契約とすることができる。また、林業総站は、果樹の栽培面積をコントロールしており、品種の変更、更新についても行政コントロールしており、計画的に品種を導入している。利用許諾条件については、まず試験栽培を行い、「白秋」の特性を確認し、既存の他品種と比較・評価を行わないと検討できない。利用特性を確認して契約を行うことが望ましい。」との考えを示した。

そのため、中国における許諾先と契約を締結するための案として、試験栽培とその結果に基づいて利用許諾に移行する契約のような形式が必要であることから、農研機構内で契約書案の検討を行った。

上海市林業総站の考え方としては、実際に栽培して特性を確認しないと、栽培計画、許諾契約条件等を詰めることができないとの判断があることから、利用許諾契約の前に、まず試験栽培を行うことが必要である。そのため、下記の考え方のいずれかに基づき試験栽培契約書案を作成した。

- ①「農研機構研究試料取扱規程」による研究試料提供契約を基本として、目的外の利用(交配、自家増殖等)の禁止、違約金等の明示及び利用許諾契約への移行を促す条項を盛り込み、不正利用防止を強調した契約内容とする。
- ②中国において育成者権の仮保護を有しており、権利を主張できない国とは異なることから、試験栽培契約内容は種苗増殖の禁止等を盛り込む程度の簡易なものとし、利用許諾契約を締結する際に詳細な契約とする。

なお、品種登録に係る審査(DUS 試験)としての現地試験を行うために、上海市林業総站での試験栽培を DUS 試験の基準で実施してもらうことを要請する(モモの審査基準に基づく栽培、対照品種「清水白桃」の栽培など)。

今回の契約書は試験栽培としての契約であることや、既に本品種は中国において出願公開になり仮保護を得ていることから、相手に利用許諾契約に移行しやすい形をして、損害賠償及び違約金の条項を設定しなかった（民間の花きの利用許諾契約においては、10,000ユーロの罰金を設けている例はあるが、今回は許諾の前段階の試験栽培契約であることから、設定していない。ただし、今後の中国における育成者権の保護をめぐる状況に進展がない場合には、利用許諾契約書に違約金条項を設定することも十分にありうるものと考える）。

・栽培契約（案）

第1候補である上海市林業総站の担当者に協力の打診および以下の試験栽培契約（案）を提案した（別添）。その結果、上海市林業総站の担当者から、協力関係を結ぶことができないので、別の相手を探してもらいたい旨の回答があった。

その理由として、①上海市林業総站を昨年、一昨年訪問した際の責任者であった站长が異動し、後任の新しい站长は日本のモモを導入することについての協力関係の構築を望まなかつた。②モモ「白秋」を導入するに際しての予算経費を申請したが、受け付けられなかつた。の2点を述べていた。

このように、中国の公的機関においてはトップの交代により、継続事業のキャンセル、見直しになるケースは多いといわれている。そのため、公的機関と契約をすすめる場合には、十分注意することが必要である。

そのため、第2候補である上海市農業科学院に対して、許諾の可否について打診を行つた。その結果、DUS試験に基づく栽培試験に協力することは可能との返事を頂いた。それを受け、試験栽培に関する契約書（案）を提示し、内容の詰めをすすめた。

上海市農業科学院作物林果研究所では、外国の品種や農業技術の導入をすすめる国家プロジェクト（948プロジェクト）に基づいて、以前に日本の品種を導入したことがあったが、プロジェクト予算だけでは不足し、結果的に研究所の予算から補填をしなければならなくなり、他の研究に影響が出たことがあった。今回の「白秋」についても、特性が中国の品種と比較してそれほど変わらないので、試験栽培して導入後に販売できる品種と認められなかつた場合のリスクが大きいと判断する旨の回答があつた。

このため、当方が提示した利用許諾を前提とした試験栽培契約については、受け入れることはできないとの連絡があつた。

このため、当面DUS試験に絞って交渉し、利用許諾については試験結果を踏まえて再度交渉することとした。

（2）クスノキ「ミナギ」

①交渉結果

クスノキ「ミナギ」についての交渉結果は、以下のとおりである。

平成19年8月に、杭州藍天園林種苗有限公司を訪問し、栽培試験のための契約書及び利用許諾契約書の内容について、具体的に交渉を行った。日本側は、種苗の生産販売の契約を専門とするNTRガーデンプロダクツ代表の寒郡氏が主に欧米の企業と交わしている試験栽培のための契約書及び種苗生産販売の契約書を元に作成、交渉を行った。試験栽培と生産販売のための契約書とともに、基本的な事項については、その場で合意したが、以下の2点について、杭州藍天から再考を求められた。

- ・栽培試験期間中あるいは生産増殖の過程で発見された変異体の権利は育成者が全て保有すること。
- ・育成者と利用側でもし紛争が起きたとき、その裁判にかかる費用は全て利用側が負担すること。

関係者でその場で検討を行い、変異体の権利の所有については、育成者と利用者双方の共有物として合意した。裁判費用については後日関係者で検討することとし、最終的には、裁判費用は敗訴側あるいは判決に従うこととした。

栽培試験のための契約書及び生産販売のための契約書の概要は、以下のとおり。契約書の文書は、日本語、英語及び中国語の3言語で作成した。もし、契約書の解釈で紛争が起きたときには、英語の文書を基本とすることとした。

②利用許諾契約の概要

クスノキ「ミナギ」の利用契約許諾先の概要は、以下のとおりであった。

☆栽培試験のための契約書「繁殖禁止植物の評価育成合意書」の概要

日本側育成者が同意者（＝オーナー）として、栽培試験を行う者（＝テスター）に対して非独占ライセンス契約を許可する形式をとる。

1. オーナーは栽培試験に供する植物の全ての権利を所有する。
2. オーナーはテスターに栽培試験を行い、その記録する権利を与える。
3. オーナーはほ場などを自由に視察できる。
4. 変異体を発見した場合にテスターは直ちにオーナーに報告し、両者の共同所有物とする。
5. 栽培試験植物の譲渡の禁止。
6. 栽培試験植物の監視の努力。
7. 生産増殖及び育種素材としての利用の禁止。
8. 全ての栽培試験結果の報告。
9. 違反を行った場合の契約破棄と栽培試験植物の返却没収。
10. 試験栽培場所の明記。
11. オーナーとテスターで紛争が起きた場合には、裁判費用は敗訴側あるいは判決に従う。

12. 植物品種リスト：クスノキ「ミナギ」
13. オーナー、エージェント、テスターの署名。

☆生産販売のための「ライセンス合意書」の概要

- 契約者として、ライセンサー、エージェント、ライセンシーの権利範囲を定める。
- ・ライセンサーは本合意書「スケジュール1」に定める植物品種の権利を有する。
 - ・エージェントは中国におけるライセンサーの代理人として、「スケジュール1」に定める植物品種の販売に関する権利を有する。
 - ・ライセンサーはライセンスを取得し、繁殖及び販売活動を行う。
1. 定義：本契約の下での植物とは、本合意書「スケジュール1」に定義する植物品種で、両者の合意によって追加できる。
 2. ライセンス：エージェントは中国での非排他ライセンスをライセンシーに許可する。本合意書は契約破棄の通知がない場合は年単位で自動的に更新される。
 3. ロイヤリティー：年間最低販売数量を定め、定められた金額を支払い。
 4. 記録と点検：生産及び販売数量の正確な記録。契約期間1年間の販売数量と在庫数量の提出。全保管場所の通知。
 5. 変異体：変異体発見の報告。所有権はライセンサー。
 6. ラベリング：生産した植物の販売及び移動の際のラベル添付の義務付け。
 7. 契約の終了：契約終了後の植物の処分と終了後の繁殖の禁止。ロイヤリティー未払いの場合の契約終了。
 8. 譲渡の可能性：ライセンスの譲渡の禁止。
 9. 通知と支払い：関係通知の郵送と銀行振り込みを規定。
10. 保証：エージェントの権利の保証とライセンシーへの損害賠償責任の放棄。
 11. 法的拘束と管轄裁判所：この同意書は日本の法律解釈による。管轄裁判所は日本とする。
 12. その他：本契約下の植物品種の輸出の禁止。育種素材としての利用の禁止。ライセンサー、エージェント、ライセンシーの署名。

4) 利用許諾にあたってのその他の留意事項

(1) モモ「白秋」

今回特に、モモ「白秋」について、現地調査を行った候補先からの拒絶の回答にがあつたがこれは、以下の理由によることが大きいのではないかと考える。

①現物のモモ「白秋」の果実を実際に見せた上に、試食させることができなかつた（日本での特性表の上でのデータを示すに留まり、中国の品種との甘さ、柔らかさ等のちがいを明確に示すことができなかつた。ただし、現物を輸入するために植物検疫を行うには、モモのような果実では日数が掛かりすぎて困難である）。

②中国の実情を調べるには期間が短すぎた（何度も現地に足を運び、お互いの信頼関係を構築すると共に、事前に下調べを行つて、現地でどのような品種が望まれているのかを細かく分析し、それに適した品種を提示することが必要である）。

今後、中国での育成者権を取得する際には、中国側のニーズの把握し、許諾の可能性を事前に確認するなどの調査を行つた上で、すすめることが重要である。

なお、上海市農業科学院でのモモ「白秋」のDUS試験については、受け入れることはできるとの回答を得ていることから、中国での育成者権の取得を早期にすすめるために、上海市農業科学院においてDUS試験のガイドラインに基づいて実施することとする。

その手続きと並行して、育成者権を活用するために許諾を希望する他機関を上海市の関係者や北京の代理人を通じて探索することとする（ただし、既に述べているように、許諾相手としては、①信頼性がある、②実際に市場に進出でき得る実力を有している、③業者へのコンタクトルートがある等を確認する必要はある）。

(2) クスノキ「ミナギ」

クスノキ「ミナギ」については、当初から利用許諾の可能性の高い民間企業にしぼつて候補の選定をしたことが成功につながつたものと考えられる。

5 參考資料

1) モモ「白秋」の中国での出願に関する参考資料

(1) 日本出願資料

育成者 計 12名

氏名	吉田雅夫	住所	一省略
ふりがな	よしだ まさお	ふりがな	
氏名	京谷英壽	住所	一省略
ふりがな	きょうたにひでとし	ふりがな	
氏名	山口正己	住所	一省略
ふりがな	やまぐちまさみ	ふりがな	
氏名	小園照雄	住所	一省略
ふりがな	こその てるお	ふりがな	
氏名	中村ゆり	住所	一省略
ふりがな	なかむら ゆり	ふりがな	
名	西村幸一	住所	一省略
ふりがな	にしむらこういち	ふりがな	
氏名	土師 岳	住所	一省略
ふりがな	はじ たかし	ふりがな	
氏名	福田博之	住所	一省略
ふりがな	ふくだひろゆき	ふりがな	
氏名	三宅正則	住所	一省略
ふりがな	みやけまさのり	ふりがな	
氏名	木原武士	住所	一省略
ふりがな	きはら たけし	ふりがな	
氏名	八重垣 英明	住所	一省略
ふりがな	やえがき ひであき	ふりがな	
氏名	鈴木勝征	住所	一省略
ふりがな	すずきかつゆき	ふりがな	

特定条件下の出願

(1) 出願品種が職務育成品種の場合

該当しない

使用者等による出願

従業者等による出願 使用者等の名称 独立行政法人農業技術研究機構
住所 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

(2) 既に外国に対して出願した品種について出願した場合 該当しない

出願した国	出願年月日・番号	品種名称	登録年月日・番号

(3) 優先権を主張しようとする場合

該当しない

優先権主張の基礎となる出願をした国名	出願年月日

(4) 出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡している場合 該当しない (譲渡していない)

日本国内 譲渡していない 最初の譲渡を行った日 年 月 日

譲渡している 最初の譲渡を行った国 年 月 日

日本国外 譲渡していない 最初の譲渡を行った日 年 月 日

譲渡している 最初の譲渡を行った国 年 月 日

添付書面及び提出物件の目録

- 1 願書 正副各1通
- 2 説明書（特性表を含む） 正副各1通
- 3 出願品種の植物体の写真 17種類 各3枚
(以下該当しないものを消去)
- 4 出願品種が種子又は種苗とする場合
提出する種子又は種苗の別及びその量(○をつけて下さい)
種子 粒 苗株 試験管 本
種苗管理センターの送付年月日 年 月 日
送付の場合 郵送宅配便持参その他()
- 5 代理人出願の場合
委任状 1通
- 6 出願品種の育成をした者の承継人が出願した場合
承継人であることを証する書面 1通
- 7 出願者が外国人である場合
(1)国籍を証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
(2)出願者が締約国等及び同盟国といづれにも属さない場合は、次に掲げる書面のいずれか。
イ 出願者が日本同内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面 1通
ロ 出願者が契約国等及び同盟国に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
ハ 出願者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を設めていること又はその国の国民に対し日本國が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認める条件に日本国民に対し当該保護を認めることを証明する書面及び当該國が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
- 8 優先権の主張をする場合
当該優先権主張の基礎となる出願があったことを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
- 9 試作データ 1通

本品種の旧系統名は「モモ筑波113号」であり、参考成績書等に示されている
「モモ筑波113号」は「白秋」と読み替える。

説明書

農林水産植物の種類 もも

出願品種の名称

出願者の氏名または名称 独立行政法人農業技術研究機構

1 出願品種の植物体の特性

(1) 概要

樹勢は中～強、樹姿は開帳性と直立性の中間になる。新梢の発生は中程度、花芽の着生はやや多い。花は単弁普通咲きで花粉を有し、結実は良好である。開花期は育成地で4月上旬となり、「あかつき」より1～2日遅い。収穫期は育成地で8月中旬で「あかつき」の2～3週間余り後に収穫される中生系統である。生理的落果は少ない。灰星病、せん孔細菌病には罹病性である。

果形は円形、大きさは300～400gとなる大果系統である。果皮の地色は乳白、着色は少なく、全体に白っぽい外観となる。玉揃いは中～やや良である。裂果や肌荒れは見られない。果肉は白色で粗密はやや密、果汁は多く糖度は11～13%程度で、「あかつき」よりも0.5%程度少ない。酸味はpHで4.5～4.8程度と少ない。食味は比較的良好である。渋味の発生はみられない。果肉色は乳白色で、核周囲及び果肉内の紅色素の着生は少ない。核は粘核である。

果実が極めて大きく、果皮の着色が少なく、有袋栽培では美しい外観の無着色タイプの果実が得られるのが本系統の大きな特徴である。

(2) 特性は、別紙「特性表」のとおり

(3) 対照品種と区別される特性

a 対照品種名 あかつき
よしひめ

b 区別される特性 「あかつき」とは熟期が遅いこと、果実が大きいこと、核周囲の紅色素が少ないとことで区別される。「よしひめ」とは花弁が濃桃色であること、核周囲の紅色素が少ないとこと、果形が扁円形であることなどで区別される。

(4) (1)～(3)の特性の検定を行った栽培条件

a 栽培地 宮城県園芸試験場、山形県立園芸試験場、福島県果樹試験場、山梨県果樹試験場、長野県果樹試験場、新潟県農業総合研究所園芸研究所、愛知県農業総合試験場園芸研究所、和歌山県果樹園芸試験場紀北分場、岡山県立農業試験場、広島県立農業技術センター果樹研究所、山口県農業試験場、徳島県果樹試験場県北分場、香川県農業試験場府中分場、愛媛県立果樹試験場及び鬼北分場、福岡農業総合試験場豊前分場、熊本県農業研究センター果樹研究所及び球磨農業研究所、大分県農業技術センター、鹿児島県果樹試験場北薩支場および果樹試験場の21場所である。

b 栽培年月及び期間 平成4年4月より平成13年3月まで7年間

c 栽培の方法

作型 露地普通栽培

栽培規模 モモ実生台に接ぎ木した苗2本を定植し、栽培を行った。

その他栽培上の留意点 せん孔細菌病、灰星病の発生が認められるので防除が必要である。花芽が多く、結実が良好なので適正な着果管理を心掛ける。過熟になると果肉障害を発生することがあるので適期収穫を行う。

2 繁殖の方法

種子繁殖

うち、繁殖のつど複数の品種を交雑させて種子を得るもの

栄養繁殖

うち、種菌を種苗とするもの

その他 繁殖方法を具体的に記載 接ぎ木

3 種子又は種菌を種苗としない品種の場合の特性を確認できる植物体の維持、保存状況

維持、保存の場所 茨城県つくば市藤本2番1 農林水産省果樹試験場

維持、保存の方法 園場植栽

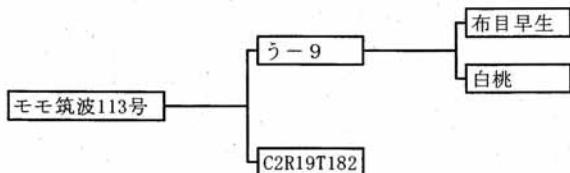
4 出願品種育成の経過

(1) 育種素材（交配親等名等）

母親 うー9

父親 C2R19T182

育成系統図



(2) 育成地 茨城県つくば市藤本2番1

独立行政法人農業技術研究所 果樹研究所

(3) 育成の経過（育成期間その他）

昭和54年（1979年）に‘うー9’に米国からの導入系統である‘C2R19T182’を交雑して得た実生から育成した。昭和56年（1981年）に個体番号「153-15」を付して、果樹試千代田圃場に定植した。昭和58年（1983年）に初結実し、果実が大きく、食味も比較的良好であることから1986年に注目個体として選抜した。平成4年（1992年）より、「モモ筑波113号」として、モモ第7回系統適応性検定試験に供試した。系適実施場所は宮城、山形、福島、山梨、長野、新潟、愛知、和歌山紀北、岡山、広島、山口、徳島、香川府中、愛媛、愛媛鬼北、福岡、熊本、熊本球磨、大分、鹿児島、及び果樹試の21場所である。

平成12年度落葉果樹系統適応性・特性検定試験成績検討会で新品種候補にふさわしいとの合意が得られ、平成12年度果樹試験研究推進会議において新品種候補とすることが決定された。この結果、平成13年3月31日をもって本品種の育成は終了した。

5 出願品種の主たる用途 生食用

6 出願品種の栽培の方法等栽培上の留意事項

(1) 適応地域 岡山県等関西市場向けに着色抑制栽培を行うモモの産地

(2) 日本国内における具体的な栽培場所（出願者の管理下にあり、現地調査が可能な栽培場所）

住 所（〒305-8605）

茨城県つくば市藤本2番1 農林水産省果樹試験場
交通機関 JR 常磐線 (最寄りの下車駅 牛久駅)

(3) 作型 普通露地栽培

- 露地
 施設 (施設の種類)

は種又は植付け等の適期

は種	月	旬	～	月	旬	/周年	
植付け	1	2月	下旬	～	2月	下旬	/周年
接ぎ木		4月	中旬	～	4月	下旬	/周年
挿し木		月	旬	～	月	旬	/周年
その他 繁殖の方法		月	旬	～	月	旬	/周年

開花期、収穫期、その他出願品種の特性把握に適した生育ステージの時期等

開花期	4月	上旬	～	4月	中旬	/周年
収穫期	7月	下旬	～	8月	上旬	/周年
成熟期	7月	下旬	～	8月	上旬	/周年
その他生育ステージ	月	旬	～	月	旬	/周年

(4) その他栽培上の留意事項 花着色抑制栽培のためには遮光率の高い果実袋を用いた有袋栽培が必要である。成熟期に降雨の多い地域では品質低下を招くので注意が必要である。せん孔細菌病及び灰星病には罹病性なので防除対策が必要である。

(5) 出願品種の栽培技術及び成育状況に関する問い合わせ先及び担当者氏名

住 所 (〒305-8605) 茨城県つくば市藤本2番1
所 属 農林水産省果樹試験場育種部核果類育種研究室 (TEL — 省略 —)
氏 名 山口正己

7 その他（参考となるべき事項）

第1表 モモ筑波113号の樹の特性（2000年）

場所	樹勢	樹姿	花芽の 多少	開花 盛	収穫 期	収量 (kg)	生理 落果
山形	強	や直	多	5/2	8/25	47.5	中
福島	や強	や直	多	4/25	8/28	58.8	少
筑波	強	直	多	4/12	8/17	13.6	や少
山梨	や強	直	や多	4/12	8/10	12.5	や多
新潟	強	や直	や多	4/24	8/25	39.9	少
和歌山	強	や直	中	4/10	8/6	41.1	少
岡山	強	直	多	4/15	8/15	53.8	少
山口	強	や直	多	4/7	8/15	52.0	少
徳島	中	中	多	4/9	8/7	62.9	中
愛媛	や強	や開	多	4/11	8/14	37.4	少
福岡	や強	や直	多	4/10	8/7	35.0	少
大分	中	中	中	4/4	8/18	55.5	少

第2表 モモ筑波113号の果実の特性（2000年）

場所	果形	果実重 (g)	果皮		果肉			品質	
			揃い	着色	裂果	粗密	果汁	甘味 ¹⁾	酸味 ²⁾
山形	扁円	437	中	少	—	中	中	14.9	4.7
福島	扁円	374	や良	少	無	や密	多	12.4	4.7
筑波	円	350	や良	少	無	中	や多	11.1	4.42
山梨	扁円	361	良	少	無	密	多	12.2	4.4
新潟	扁円	386	良	中	無	密	多	14.3	4.5
和歌山	扁円	393	や不良	少	無	や粗	や少	11.9	4.8
岡山	円	377	良	微	無	中	多	15.4	4.3
山口	扁円	372	中	少	微	粗	多	12.5	4.7
徳島	扁円	365	良	少	微	密	多	15.7	4.07
愛媛	扁円	409	良	少	無	中	中	12.7	4.8
福岡	扁円	350	中	少	無	中	多	12.4	4.46
大分	扁円	309	中	や少	無	密	中	12.8	4.37

¹⁾屈折計示度、²⁾pH

特 性 表

調査に当たっては種苗特性分類調査報告（審査基準）を参照のこと。

農林水産植物の種類名（もも） 出願品種の名称（白秋）

（よみ：はくしゅう）

出願者の氏名又は名称（独立行政法人農業技術研究機構）育成者（山口正己 他11人）

出願者の住所（茨城県つくば市観音台三丁目1番地1）

育成地の場所（茨城県つくば市藤本2番1）

特性調査場所（茨城県つくば市藤本2番1、独立行政法人農業技術研究機構果樹研究所）

特性調査者の氏名（土師 岳）

特性調査年（2000年）

類似品種名（あかつき、清水白桃）

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 あかつき 清水白桃
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
樹 姿			直立○	中間	開張						06 04
樹 の 大 き さ			小	中	大						05 05
樹 势			弱	中	強						06 05
枝 梢 の 太 さ			細	中	太						05 05
節 間 長	極 短		短	中	長						05 05
枝 梢 の 色			緑	赤褐	濃褐						05 05
花芽の先端			鈍	尖							05 03
芽の大きさ (横×縦)			小	中	大						03 07
芽 序 (芽性)			單	單複	複						07 07
葉身の形			短	中	長	極長	(葉長 17.1cm) (葉幅 4.5cm) (5.6 個)	07 (20.0cm) (4.4cm) (3.9 個)	07 (19.6cm) (4.5cm) (4.0 個)		
鋸歯数/1 cm			少	中	多						05 05
鋸歯の形			浅	中	深						05 07
葉緑の波打ち	無		少	中	多						03 05
葉の大きさ	極 小		小	中	大	極大					07 07
葉身の色			淡緑	綠	濃緑	多					05 05
葉の光沢			少	中	多						07 07
蜜腺の形	無		球	球腎	腎						05 05

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値		
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃	
花 形		(普通)				しべ	咲				03	03	
花 の 大 き さ		(小)		中		大					05	05	
花弁 の 数		(单弁)				重弁				(5枚)	03	03	
花弁 の 数		(円)		楕円		長楕円				(5枚)	(5枚)	06	05
波 打 ち	無						(有)				09	09	
花弁 の 脚		短	(中)		長						05	05	
花弁 の 大 き さ		(小)	中		大						05	05	
花弁 の 色	白	淡桃	桃	(濃桃)	紅	緋					04	04	
雌ずいの数	(1) 2以上										01	01	
雌ずいの健否 (不完全花の多少)	(無)	少	中		多						01	01	
雄ずいの色	(淡黄)	黄	濃黄								01	01	
花粉の多少 (花粉の有無)	(無)					(有)					09	09	
がく筒内壁の色	(黄緑)	鮭肉	黄	濃黄	橙						02	02	
がく筒の形		(円)	(鐘)								05	05	
がく片先端の形	(鈍)		尖								05	05	
がく片の長さ	(短)		中		長						05	05	
がくの色	黄	緑	淡紅	(紅)	紅	紫					05	05	
果実の外観	扁平	扁円	(円)	短楕円	楕円	長楕円	卵	(縦径/側径 = 0.951)			03	03	
果頂部の形	(凹)	平	凸			尖					01	01	
果頂部の凹	無	浅	(中)		深			(5.66 mm)			03	05	
梗あの深さ		浅	中	(深)				(17.68 mm)			07	05	
												13.53mm	

- も も -

2 / 5

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃
梗あの広さ			狭	(中)		広					05	05
赤道部の縫合線			浅	(中)		深					03	03
果頂部の縫合線			浅	(中)		深					05	03
果実の大きさ	極小		小	中		大	(極大)				06	07
果皮の地色	緑白	白	乳白	緑黄	黄	濃黄	赤				02	03
果皮の着色	難	少	少	中		多	(極多)				05	03
着色の濃さ			淡	(中)		濃					05	05
着色の形			斑	条	(ぼかし)						05	07
果面の毛じの有無	無					(有)					09	09
果面毛じの密度			粗	(中)		密					05	05
切った直後の果肉の色	緑白	白	乳白	クリーム	淡黄	黄	橙黄	赤			02	02
果肉内の着色	無	微	少		中		多				03	02
核周囲の着色	無	微	少		中		多				03	01
果肉の粗密			粗		中	(密)					07	05
果肉繊維の多少		(少)			中		多				03	03
果皮の剥皮性		易			中	(難)					03	03
肉 質		(溶質)		半不溶質		不溶質					03	03
果汁の多少		少		中	(○)	多					07	07
甘 味		少		中	(多)		(13.0度)				07	06
酸 味	(微)	少		中		多	(pH 4.42)				12.9度	12.7
											01	01
											4.69	4.76

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃
渋 味	無	微	少		中		多				01	02
苦 味	無	微	少		中		多				01	01
香 気		微	少	(中)			多				07	05
核と果肉の粘離			半離		半粘		粘				07	07
核 の 形	扁平	扁円	(短 楕円)	短 楕 円	楕 円	長 楕 円	卵				04	04
核 の 大きさ			小		中	(大)					05	05
核 の 色			淡褐	(褐)		濃褐					05	05
核面の粗滑			粗		中	滑					05	05
刻の点条の比率		(1:1)		2:1		3:1					03	03
開 花 期		早		(中)		晩					05	05
発 芽 期		早		(中)		晩					05	05
落 葉 期		早		(中)		晩					05	05
成 熟 期	80	81	91	101	111	(21)	131	141	151	(129日) 日(8月15日～ 23日頃) 以上	04	05
(満開～成熟 までの日数)	～ 90	～ 100	～ 110	～ 120	～ (30)	～ 140	～ 150	～				
果実の着色の難 易		易	(難)								03	05
結 実 性 (結果量)		少		中	(○)	多					07	05
生理落果の多少	無	(少)		中		多					05	07
核割れの多少	無	微	少		中		多				01	03
裂 果	無	微	少		中		多				01	01
耐 寒 性			弱		中		強					
果実の日持ち			弱		中	(良)					07	05
病害抵抗性			弱		(中)	強					05	05

-もも-

4 / 5

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 あかつき 清水白桃
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
虫害抵抗性			弱		中		強				

台木用品種のみ

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
接ぎ木の難易			易		中		難				
実生のそろい			不良		中		良				
栄養繁殖の難易			易		中		難				
接ぎ木後の樹勢	極	矮	弱		中		強				
台木の根の発育			弱		中		強				
耐 湿 性			弱		中		強				
耐 干 性			弱		中		強				

-もも-

5 / 5

(2) 中国出願資料

品种权申请请求书	
此框由农业部植物新品种保护办公室填写	
5 品种暂定名称(中英文) 白秋 (Hakusyu)	1 申请日 2 申请号
6 品种所属的属或者种的中文和拉丁文 桃 Prunus persica (L.) Batsch	3 优先权日 4 分案提交日
7 培育人 吉田雅夫 京谷英寿 山口正己 小园照雄 中村由里 西村幸一 土师岳 福田博之 三宅正则 木原武士 八重垣英明 铃木胜征	
8 申 请 人 (代表)	姓名或名称：独立行政法人农业食品产业技术综合研究机 国籍或所在地国家：日本 (Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization)
	单位代码或个人身份证号：
	地址：日本茨城县筑波市观音台 3-1-1 邮政编码：305-8517 (3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305-8517, Japan)
	联系人： 电话： 传真： E-mail:
9 申 请 人	姓名或名称： 国籍或所 在地国家：
	地址： 邮政编码：
9 申	姓名或名称： 国籍或所 在地国家：

请 人	地址：	邮政编码：
10 代 理 机 构	名称： 北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司	
	地址： 北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座 2401 室	邮政编码： 100088
	代理人姓名：翟卫华	证书号：2003003
11 其 他	品种的主要培育地 日本茨城县筑波市藤本 2 番 1 农林水产省果树试验场 品种培育的起止日期 1979 年 4 月 至 2001 年 3 月 日 保密请求 <input type="checkbox"/> 本品种涉及国家安全或者重大利益，请求保密处理	

0301

12 品种暂定名称 白秋 (Hakusyu)		
13 新 颖 性 说 明	<input type="checkbox"/> 未销售 <input checked="" type="checkbox"/> 已销售 若已销售，详细说明本申请品种最早销售的 <u>2002 年 2 月 8 日</u> 和具体的销售地点 _____ <u>2002 年 2 月 8 日在日本东京首次销售给日本果树种苗协会；在中国及其他国家或地区，至申请日前均未销售过。</u>	
	14 申请文件清单 (1) 请求书 2 份 每份 2 页 (2) 说明书 2 份 每份 4 页 技术问卷 2 份 每份 5 页 (3) 照片及其简要说明 2 份 每份 1 页	15 附加文件清单 <input checked="" type="checkbox"/> 代理委托书 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16 申请人或者代理机构签章		

17 收件人地址、姓名

1 0 0 0 8 8

北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座 2401 室

北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司

翟 卫 华

收地

件

人址

收姓

件

人名

0301

说 明 书

白秋

本申请品种白秋(Hakusyu)在植物分类学中属于蔷薇科李亚科李属桃种(拉丁文名称为 *Prunus persica* (L.) Batsch)。

日本冈山县的白桃产量及质量，在日本境内有口皆碑，细致的果肉、蜜糖般甜美，每一颗桃子都是一套袋、细心呵护，其中，清水白桃又以汁多肉甜被认定为桃中精品，一般收获期是 7 月下旬到 8 月上旬。

白秋是日本选育的一个优良晚熟白桃新品种，其果实极大，果形为卵圆形，果皮呈乳白色，果实成熟期在 8 月下旬，与清水白桃相比，果实大，成熟期晚。

选择清水白桃作为申请品种的近似品种。清水白桃是白桃和冈山 3 号混植园中偶然发现的品种 20 世纪 80 年代上海市农业科学院从日本引进的优良品种。它与申请品种都含有白桃的血缘，具有较近的亲缘关系，且其在现有品种中与申请品种白秋在形态学特征和生物学特性上最近似。

近似品种清水白桃的主要特征特性为：树体大小为中，树体生长势中，树姿为直立，花枝粗度中，花枝节间长度中，花枝花色苷显色有，花枝花色苷显色程度中，花芽密度密，花芽着生状态为复花芽，花型为蔷薇形，萼筒内壁颜色为绿黄色，花冠颜色为粉色，花瓣形状为椭圆形，花瓣大小为中，花瓣数目为 5 个，雄蕊相对花瓣位置为等高，柱头相对花药位置为等高，花粉有，子房绒毛有，托叶长度短，叶片长度中，叶片宽度中，叶片长宽比中，叶片形状为椭圆披针形，叶片横截面形状为水平，叶片顶端外卷无，叶基角度钝尖，叶片颜色为绿色，叶缘锯齿深，叶柄蜜腺有，蜜腺形状为圆形，蜜腺大致数目为 2 个，果实大小为大，果形为圆形，果顶形状为稍凹陷，果实对称性为对称，果实缝合线明显度中，果实梗洼深度中，果实梗洼宽度中，果皮底色为白色，果实彩色有，果实彩色为红色，果着色状态为斑纹，果实着色程度少，果绒毛有，果面绒毛密度中，果皮厚度中，果皮剥离难易为易，果肉硬度中，果肉颜色为白色，果皮下花色苷无或很少，果肉花色苷无，近核果肉花色苷无或很少，果肉质地为纤维少，果甜酸度为甜，核相对果实大小为中，核形状为椭圆形，核褐色程度中，核表面核纹为点和沟，裂核倾向无或低，核粘离性为粘，核表面

粗糙程度为粗糙，叶芽萌芽时间中，开花时间中，花期持续时间中，果实成熟时间中，采前落果弱，落叶时间中。

申请品种的育种方法与过程

申请品种白秋是以U - 9为母本，以C2R19T182为父本杂交选育而成的晚熟白桃新品种。

其母本U - 9是以白桃为母本，以布目早生为父本杂交选育而成的白桃品种。

其父本C2R19T182是1979年从美国新泽西州罗格斯大学引进的花粉。

1979年春，在日本茨城县农林水产省果树试验场以U - 9为母本，以C2R19T182为父本杂交，同年秋播种，得到实生苗，翌年春移植。1981年将编号为53-15的单株进行定植。1983年开始结实，其果实大，口感较佳。1986年，选择果实大、口感好的优良单株，进一步观察。1992年，将其暂定名为筑波113号，参加第7次系统适应性检定试验，结果其果实极大，果皮着色少，生理落果少，着色抑制栽培适宜。1993 - 2000年继续对其特性进行调查，最终于2001年3月选育出该新品种，将其命名为白秋。

其系谱图如下：



申请品种白秋的主要特征特性：树体大小为大，树体生长势强，树姿为直立，花枝粗度中，花枝节间长度中，花枝花色苷显色有，花枝花色苷显色程度中，花芽密度中，花芽着生状态为复花芽，花型为蔷薇形，萼筒内壁颜色为绿黄色，花冠颜色为粉色，花瓣形状为圆形，花瓣大小为小，花瓣数目为5个，雄蕊相对花瓣位置为等高，柱头相对花药位置为等高，花粉有，子房绒毛有，托叶长度中，叶片长度中，叶片宽度中，叶片长宽比中，叶片形状为宽披针形，叶片横截面形状为水平，叶片顶端外卷无，叶基角度锐尖，叶片颜色为绿色，叶缘锯齿浅，叶柄蜜腺有，蜜腺形状为圆形，蜜腺大致数目为2个，果实大小为很大，果形为圆形，果顶形状为稍凹陷，果实对称性为对称，果实缝合线明显度中，果实梗洼深度深，果实梗洼宽度中，果皮底色为白色，果实彩色有，果

果实彩色为红色，果着色状态为斑纹，果实着色程度少，果绒毛有，果面绒毛密度中，果皮厚度中，果皮剥离难易为难，果肉硬度中，果肉颜色为白色，果皮下花色苷无或很少，果肉花色苷无，近核果肉花色苷无或很少，果肉质地为纤维少，果甜酸度为甜，核相对果实大小为中，核形状为椭圆形，核褐色程度中，核表面核纹为点和沟，裂核倾向无或低，核粘离性为粘，核表面粗糙程度为粗糙，叶芽萌芽时间中，开花时间中，花期持续时间中，果实成熟时间晚，采前落果弱，落叶时间中。

有关销售情况的说明

本申请品种白秋的繁殖材料，经育种人许可，已于2002年2月8日在日本东京首次销售给日本果树种苗协会；在中国及其他国家或地区，至申请日前均未销售过。

关于该新品种特异性、一致性和稳定性的详细说明

特异性：

申请品种白秋的花瓣形状为圆形，花瓣大小为小，叶缘锯齿浅，果实大小为很大，果实成熟时间晚；

近似品种清水白桃的花瓣形状为椭圆形，花瓣大小为中，叶缘锯齿深，果实大小为大，果实成熟时间中。

一致性：

由于该申请品种是采用无性繁殖方式进行繁殖和生产，一直保持良好的一致性和稳定性。

1993年对15株申请品种白秋进行试验观测，结果其树势、树姿、果实大小、果形、果皮色、果甜酸度及成熟期等主要特征特性均表现一致，未发现任何性状变异，符合新品种保护的一致性要求。

稳定性：

1993年-2000年连续8年，对15株白秋进行试验观测，所观测植株的树势、树姿、果实大小、果形、果皮色、果甜酸度及成熟期等主要特征特性均能保持稳定。

适宜种植的区域或环境条件以及栽培技术要点说明

适种区域：

本申请品种适宜在年均气温12-18℃，年降水量1000-1200mm，年日照时

间 2000 - 2200 小时的地区种植。

栽培技术要点：

为了进行着色的抑制栽培，有必要使用遮光率高的果实袋进行套袋。同时要注意防治病虫害。

照片及其简要说明



照片 1：申请品种白秋的果实大小为很大，核相对果实大小为小。

桃 技术 问 卷

申请号:

审批机关收到日期:

申请日:

审批机关处理意见:

一、品种暂定名称:

白秋 Hakusyu

二、属或种的中文和拉丁文名称:

桃 *Prunus persica* (L.) Batsch

三、申请人和联系人

姓名或名称: 独立行政法人农业食品产业技术综合研究机

(Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization)

地 址: 日本茨城县筑波市观音台 3-1-1 邮 编: 305-8517

(3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305-8517, Japan)

电 话:

传 真:

E-mail:

联系人:

四、申请人或代理机构签章

五、品种的类型、亲本及适宜生长区域

1、品种类型

1) 普通桃 2) 雪桃 3) 油桃 4) 寿星桃 5) 垂枝桃 6) 碧桃

2、亲本

1) 实生(自然实生、杂交)(指明亲本) 母本: U-9, 父本: C2R19T182

2) 突变(芽变、诱变)(指明亲本)

3) 偶然发现(指明时间和地点)

3、适宜生长区域: 白秋适宜年均气温 12-18℃, 年降水量 1000-1200mm, 年日照时间 2000-2200h 的地区种植。

六、品种保存和繁殖情况

1、离体繁殖

植物材料是由离体繁殖获得的 是, 否

2、授粉品种

最佳授粉品种为如下品种

3、病毒情况

1) 无病毒(指明病毒)

2) 已经过病毒检测(指明针对何种病毒)

3) 病毒情况未知

七、指出品种或组合的性状(见下表)

八、申请品种与近似品种的差异

近似品种名称	与近似品种有差异的性状	近似品种描述	申请品种描述
清水白桃	花瓣形状	椭圆形	圆形
	花瓣大小	中	小
	叶缘锯齿	深	浅
	果实大小	大	很大
	果实成熟时间	中	晚

九、有助于辨别申请品种的其他信息

1、抗病虫害的特性

2、品种测试要求的特殊条件

3、其他

七、指出品种性状（申请、近似品种特性值请填入代码，性状描述下栏为标准品种名称，*为重要性状）

性状 代码	性状描述（与标准品种的比较）									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请 品种	近似 品种	
*1. 树体大小	很小		小	中		大		很大		7	5	00
	红花寿星		哈露红		大久保		五月鲜		石林黄肉			
2. 树体生长势			弱	中		强				7	5	00
			红花寿星		大久保		五月鲜					
*3. 树姿	直立		半开张		开张		极开张		下垂	1	1	00
	吊枝白		燕红		雨花露		大久保		红蜜枝			
4. 花枝粗度（不包括花束状果枝）			细	中		粗				5	5	00
			哈露红		京春		一线红					
5. 花枝节间长度	很短		短	中		长		很长		5	5	00
	红花寿星		大久保		庆丰		深州红蜜		红花碧桃			
*6. 花枝花色普显色（背光面）	无							有		9	9	00
	石林黄肉							大久保				
*7. 花枝花色普显色程度			浅	中		深				5	5	00
			石林黄肉		大久保		一线红					
*8. 花芽密度			稀	中		密				5	7	00
			石林黄肉		朝晖		大久保					
9. 花芽着生状态	单花芽	复花芽								2	2	00
	卡林娜	秋艳										
*10. 花型	铃形花	蔷薇形								2	2	22
	瑞光3号	大久保										
*11. 穗筒内壁颜色	绿黄	橙红								1	1	23
	大久保	瑞光18号										
*12. 花冠颜色（内侧）	白	浅粉	粉	深粉	黄粉	紫粉	红			3	3	22
	白花碧桃	早露蟠桃	京春	临白7号	哈佛	瑞光3号	红花碧桃					
*13. 花瓣形状	窄椭圆	椭圆	宽椭圆	圆	倒卵圆	卵圆				4	2	22
	早甜桃	晚蜜	大久保	春时	深州白蜜	五月鲜						
*14. 花瓣大小	很小		小	中		大		很大		3	5	22
	哈佛	瑞光3号		吊枝白		大久保		早露蟠桃				
*15. 花瓣数目	5个	大于5个								1	1	22
	京玉	红花碧桃										
16. 雄蕊相对花瓣位置	低	等高	高							2	2	22
	大久保	阿母肯	瑞光3号									
*17. 柱头相对花药位置	低	等高	高							3	3	22
	五月鲜扁平	白凤	砂子旱生									
*18. 花粉	无							有		9	9	22
	五月鲜							大久保				
*19. 子房绒毛	无							有		9	9	22
	瑞光18号							大久保				
20. 托叶长度（完全展开叶）		短	中		长					5	3	32
		吊枝白	大久保		洛林							
*21. 叶片长度	极短	短	中		长		极长			5	5	43
	哈露红	太阳粘核	大久保		一线白		红花寿星					
*22. 叶片宽度		窄	中		宽					5	5	43
		哈露红	燕红	一线白								

性状	代码	性状描述（与标准品种的比较）									特性值		观测时期
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请品种	近似品种	
*23.叶片长宽比			小		中		大				5	5	43
			一线白		京玉		云暑1号						
24.叶片形状	椭圆形	宽椭形	椭圆形	椭圆形							2	3	43
	红花寿星	朝晖	大久保	吊枝白									
25.叶片横截面形状	凹陷	水平	突出								2	2	43
	春雷	云暑1号											
26.叶片顶端外卷	无									有	1	1	43
	云暑1号									红顶			
27.叶基角度	锐尖	近直角	钝尖								1	3	43
	五月鲜	大久保	一线白										
28.叶尖角度		小		中		大							43
		云暑1号		大久保		早黄金							
29.叶片颜色	黄绿	绿	紫红								2	2	43
	瑞光18号	大久保	金枝6号										
30.叶缘锯齿		浅		中		深					3	7	43
		大久保				蓓蕾							
31.叶柄长度		短		中		长							43
		西伯利亚C		京玉		五月鲜							
*32.叶柄蜜腺	无									有	9	9	42
	蓓蕾									大久保			
*33.蜜腺形状	圆形	肾形									1	1	42
	春时	大久保											
34.蜜腺大致数目	2个	2个以上									2	2	42
	五月鲜	北农早艳											
*35.果实大小	很小	小		中		大		很大		9	7	64	
	筑波6号	早花露		白凤		大久保		燕红					
*36.果形（从腹面观察）	扁平形	扁圆	圆	卵圆	椭圆						3	3	64
	早露蟠桃	红甘露	白凤	五月鲜	丽格兰特								
*37.果顶形状	显著突出	稍突出	圆	稍凹陷	显著凹陷						4	4	64
	深州蜜桃	京玉	白凤	雨花露	早露蟠桃								
38.果实对称性（从腹部观察）	不对称	对称									2	2	64
	早甜桃	大久保											
39.果实缝合线明显度		弱		中		强				5	5	64	
		白凤		京玉		一线红							
40.果实梗洼深度		浅		中		深				7	5	64	
		京春		砂子早生	深州蜜桃								
41.果实梗洼宽度		窄		中		宽				5	5	64	
		五月鲜		白凤		燕红							
*42.果皮底色	淡绿	黄白	白	浅黄	深黄					2	2	64	
	迟园蜜	大久保	五月鲜	金童7号	金皇后								
43.果实彩色	无								有	9	9	64	
	云暑1号								大久保				
44.果实彩色	浅红	红	深红							2	2	64	
	雨花露	红甘露	燕红										

性状 代码	性状描述 (与标准品种的比较)									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请 品种	近似 品种	
*45.果着色状态	晕	条纹	斑纹							3	3	64
	雨花露	京春	哈维斯									
*46.果实着色程度	少	中	多	全面						1	1	64
	春雷	大久保	燕红	红甘露								
*47.果绒毛	无								有	9	9	64
	瑞光 18 号								大久保			
*48.果面绒毛密度		少		中		多				5	5	64
		早美		大久保		早黄金						
49.果皮厚度		薄		中		厚				5	5	64
		玉露		大久保		瑞光 18 号						
50.果皮剥离难易		不能		难		易				5	7	64
		晚蜜		红甘露		大久保						
*51.果肉硬度	很软	软		中		硬				5	5	64
	玉露	深州蜜桃		大久保		金童 7 号				京玉		
*52.果肉颜色	淡绿	白	黄白	黄	橙黄	红				2	2	64
	瑞蟠 4 号	五郎脚干	白凤	金童 7 号	金皇后	一线红						
*53.果皮下花色苷	无或很少	少	多							1	1	64
	京玉	京春	红顶									
*54.果肉花色苷	无								有	1	1	64
	砂子旱生								八月脆			
*55.近核果肉花色苷	无或很少	少	多							1	1	64
	早美	秋蜜	晚蜜									
56.果肉质地	纤维少	纤维多								1	1	64
	白凤	玉露										
*57.果甜酸度	淡甜	甜	酸甜	甜酸适中	甜酸	酸				2	2	64
	砂子旱生	晚蜜	雪香露	爱保太	金童 7	阿母肯						
*58.核相对果实大小		小		中		大				5	5	64
		玉露		京艳		丽格兰特						
*59.核形状 (侧面观察)	扁平	近圆	椭圆	倒卵圆	卵圆					3	3	64
	早露蟠桃	燕红	吊枝白	丽格兰特	白凤							
60.核褐色程度		浅		中		深				5	5	64
		白凤		京玉		香蕉桃						
61.核表面核纹	小点	大点	沟	点和沟						4	4	64
	一线红	大久保	新疆桃	白凤								
62.裂核倾向 (采收高峰)		无或低		中		高				3	3	64
		早美		大久保		春雷						
*63.核粘离性		粘		半离		离				3	3	64
		白凤		砂子旱生		大久保						
64.核表面粗糙程度	平滑	粗糙								2	2	64
	深州蜜桃	张白 8 号										

性状 代码	性状描述（与标准品种的比较）									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请品种	近似品种	
65.叶芽萌芽时间	很早		早		中		晚		很晚	5	5	11
	临白7号		一线红		雨花露		吊枝白		肥城桃			
*66.开花时间	很早		早		中		晚		很晚	5	5	21
	临白7号		早露蟠桃		大久保		砂子早生		五月鲜			
*67.花期持续时间			短		中		长			5	5	21-24
			吊枝白		大久保		砂子早生					
*68.果实成熟时间	很早		早		中		晚		很晚	7	5	64
	早美		雨花露		大久保		京艳		晚蜜			
69.采前落果			弱		中		强			3	3	64
			大久保		迎庆		早甜桃					
70.落叶时间	很早		早		中		晚		很晚	5	5	73
	春蕾		兴津油桃		大久保		吊枝白		石材黄肉			

(2) 中国出願資料

① 品種権申請受理通知書

中华人民共和国农业部植物新品种保护办公室

地址:北京市朝阳区麦子店街 20 号楼 农业部植物新品种保护办公室 邮政编码:100026

100088
北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座
2401 室
北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司
翟卫华

发文日期: 2006 年 11 月 10 日

品种权申请受理通知书

根据中华人民共和国植物新品种保护条例第二十一、二十四条规定, 本品种权申请符合受理条件, 予以受理, 确定申请号、申请日如下:

品种暂定名称: 白秋

申 请 号: 20060631.X

申 请 日: 2006 年 11 月 10 日

申 请 人: 独立行政法人农业食品产业技术综合研究机构

请申请人自申请之日起 2 个月内缴纳申请费。

品种权申请费标准: 每件品种权申请 1800 元。

经核实农业部植物新品种保护办公室收到如下文件:

请求书 2 份 每份 2 页 代理委托书 2 份, 每份 1 页
说明书 2 份 每份 4 页 照片及其简要说明 2 份, 每份 1 页
技术问卷 2 份 每份 5 页



审查员: 宋丽华

注 意 事 项

一、申请号是品种权申请在农业部植物新品种保护办公室立案的号码。申请号由8位数字或字符组成，前四位为年份，后四位为申请流水号。申请人发现所给申请号有错时，应在收到本通知之日起15天内向农业部植物新品种保护办公室提出，办理更正手续。

二、申请人在办理申请后的各项手续时，应按中华人民共和国植物新品种保护条例及其实施细则规定的期限与要求办理，使用农业部植物新品种保护办公室制定的统一表格，并均应注明本申请的申请号，寄交或面交农业部植物新品种保护办公室。

三、申请人以邮寄方式办理各项手续时，应以挂号信函方式邮寄文件，一件信函中应当只包含同一申请的文件。以包裹形式邮寄文件时，农业部植物新品种保护办公室将不予领取；以平信方式邮寄文件的，农业部植物新品种保护办公室不予查询。

四、品种权申请费可以通过邮局或者银行信汇，也可直接向农业部植物新品种保护办公室缴纳，但不得使用电汇。邮局寄款地址：北京市朝阳区麦子店街20号楼农业部植物新品种保护办公室。邮政编码：100026，银行汇付：农业部财务司，开户行：北京农行朝阳路北支行，帐号：040101040004309，银行汇付请将汇款底联的复印件邮寄或传真到我办公室，复印件上应注明申请号、费用名称和品种暂定名称。传真号：010-65923176

通过邮局向农业部植物新品种保护办公室汇付费用的，应在汇款单附言栏内写明申请号、费用名称、品种暂定名称。同时汇缴两个以上申请案的费用，应分割清楚每案所缴的费用及金额。通过银行汇付费用的，应在事由栏内写明申请号、费用名称、品种暂定名称。

使用电子联行转汇的银行汇款，应每个申请案使用一张汇款单，在事由栏内，准确写明申请号、费用名称（此栏银行要单独按电报收费，请缴费人向银行交待清楚）。

五、对于没有品种权申请号或汇款单中内容不清楚，无法开出收据的汇款，一律办理退款。被退的汇款，视为未缴费。

② 品種權申請初步審查合格通知書

中华人民共和国农业部植物新品种保护办公室

地址：北京市朝阳区麦子店街 20 号楼 农业部植物新品种保护办公室 邮政编码：100026 100088 北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座 2401 室 北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司 翟卫华		发文日期 2007年4月19日
申请号：20060631.X	品种暂定名称：白秋	
申请人：独立行政法人农业食品产业技术综合研究机构		

品种权申请初步审查合格通知书

- 1.上述品种权申请经初步审查，符合《中华人民共和国植物新品种保护条例》和《中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则（农业部分）》的规定。
- 2.该品种权申请在2007年第3期《农业植物新品种保护公报》上予以公告，公告日为2007年5月1日。
- 3.根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》第二十八条和《中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则（农业部分）》第六十七条规定，申请人应当自收到本通知之日起 3 个月内缴纳审查费。缴纳审查费之后，该申请才能进入实质审查程序；期满未缴纳或者未缴足的，视为撤回申请。

品种权审查费标准：每件品种权申请审查费4600元

收费户名：农业部财务司

开户银行：北京市农行朝阳路北支行

帐号：040101040004309

从邮局寄款者，收款人姓名请填写为：农业部植物新品种保护办公室

（请将汇款底联的复印件邮寄或传真到我办公室，复印件上应注明申请号、申请人姓名或名称、费用名称和申请品种暂定名称等事项。传真号：010-65923176）

特此通知

审查员 卢新 	审查部门
---------------	----------

『品種権申請初步審査合格通知書』
の概要

- 1、出願品種モモの白秋の形式審査を合格しました。
- 2、本出願は 2007 年 3 期目《農業植物新品種権保護公報》によって公表します。公告
日は 2007 年 5 月 1 日。
- 3、本通知書を受け取った日から 3 ヶ月以内に、実体審査を請求してください。実体審
査を請求していない場合、出願は取り下げる見られる。
実体審査の審査費：4600 人民元

本通知書の発行日は 2007 年 4 月 19 日。

何

翻訳責任者：何小萍
2007 年 4 月 25 日



北京路浩知识产权代理有限公司
CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.

Suite 707, Fortune International Center, No.17 Daliushu Rd., Beijing, 100081 China
Tel: 86-10-6219 6988 Fax: 86-10-6219 8011 Web: www.cnkip.net Email: int@cnkip.com

April 19, 2007

Via Fax
Confn. By Airmail

Attn. Ms. Xiaoping, HE
Hiraki & Associates
Kamiyacho MT Bldg., 19F. 3-20, Toranomon
4-chome, Minato-ku, Tokyo, 105-0001 Japan



CONFIRMATION

Fax: +81 3-5425-0982
Tel: +81 3-5425-1800
E-mail: hiraki@hiraki-patent.co.jp
Total page: 1

Re: PVR application for peach variety "Hakusyu" in China

Applicant: Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization
Appln. No.: 20060631.X
Your Ref: VH-2881CN
Our Ref: KHV06262045.5

Dear Ms. HE,

We are pleased to inform you that the above PVR application is approved on the Preliminary Examination. We have received a notice from the Office for the Protection of New Varieties of Plants, Ministry of Agriculture.

Enclosed please find the Official Notice of Approval on the Preliminary Examination herewith, indicating that the above-identified application was approved on the preliminary examination and would be published on the Agricultural New Plant Variety Protection Gazette, 3rd Ed. of 2007 on the date of May 1, 2007.

Further, official fee of RMB 4,600.00 (approx. US\$ 610.00) for examination fee is required to be paid within 3 months from the notice insurance date. Please keep in mind that the deadline is **July 19, 2007**, and note that failure to meet this deadline could cause the application to lapse. The application will be proceeding to substantive examination subsequently in case a payment is settled. We herewith enclosed a debit note for a payment to the examination fee.

We shall advise you any further developments of this application timely. In the interim, if you have any questions regarding the above, please let us know.

Kindly acknowledge safe receipt of this letter.

Very truly yours,

Crystal Zhang

ZHANG, Jing
PVR Attorney

Enclosures:

1. Notice of Approval on the Prel. Exam.
2. Debit Note (via airmail)

③ モモ「白秋」中国出願公告 HP

 中国农业植物新品种保护网
Http://www.cnpvp.cn

您现在的位置: 首页 > 品种权公告查询

品种权申请公告

2007年5月1日 第3期(总第47期)

植物种类	桃 Prunus persica (L.) Batsch
品种暂定名称	白秋
申请日	2006 年 11 月 10 日
申请号	20060631-X
公告日	2007 年 5 月 1 日
公告号	CNA003818E
培育人	吉田雅夫 京谷英寿 山口正己小园照雄 中村由里 西村幸一土师岳 福田博之 三宅正则木原武士 八重垣英明
申请人	独立行政法人农业食品产业技术综合研究机构
申请人地址	日本茨城县筑波市观音台3-1-1 (305-8517)
品种来源	本申请品种是以U-9为母本,以C2R19T182为父本杂交选育而成的晚熟白桃新品种。其中,母本U-9是以白桃为母本,以布目早生为父本杂交选育而成的白桃品种;父本C2R19T182是1979年从美国新泽西州罗格斯大学引进的花粉。
申请日前销售情况	本申请品种的繁殖材料于2002年2月8日在日本东京首次销售给日本果树种苗协会;在中国及其他国家或地区至申请

农业部植物新品种保护办公室版权所有
主办: 农业部植物新品种保护办公室 承办: 农业部科技发展中心
电话: 010-64193029 65927554 E-mail:chenhong@agri.gov.cn

④ 现地考察通知

地址：北京市朝阳区麦子店街 20 号楼 农业部植物新品种保护办公室 邮政编码：100026 100081 北京市海淀区大柳树 17 号富海国际港 708 室 北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司 翟卫华		发文日期 2007 年 10 月 16 日
申请号：20060631.X 品种暂定名称：白秋	申请人：独立行政法人农业食品产业技术综合研究机构 近似品种名称：清水白桃	
<p style="text-align: center;">现场考察通知书</p> <p>根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》的规定，我办公室决定对上述申请品种采取现场考察的审查方式。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、测试安排 品种权申请人应按照相应植物属种的 DUS 测试指南进行申请品种的 DUS 测试。</p> <p>二、测试要求</p> <p>1、严格按照农业部公布的“桃 DUS 测试指南”的要求进行田间试验设计、种植，性状和数据的观测、整理，并做出相应的 DUS 测试报告。测试指南可以从《中国农业植物新品种保护信息网》网站下载或联系我办公室索取。</p> <p>2、审查员认为选择“清水白桃”作为近似品种合适。申请品种与近似品种应当在同一地点进行测试。</p> <p>3、申请人应当提前 1 个月预约我办公室审查员在申请品种特异性最明显的时期进行现场考察。对一个申请品种审查员原则上只进行 1 次现场考察。</p> <p>4、申请人应当在特异性明显时将申请品种与近似品种同一性状对比制作在同一张照片上，以便向我办公室提交测试报告时能附上特异性对比照片。</p> <p>5、测试工作结束，申请人应当向我办公室提交测试报告，特异性对比照片及测试记录的原始数据资料。</p> <p>6、申请人应当自己保藏好申请品种的繁殖材料，我办公室需要时，申请人能够随时提供所需的申请品种繁殖材料。</p> <p>三、测试指南下载网址</p> <p>1、中国农业植物新品种保护信息网址：http://www.cnpvp.cn 2、DUS 测试网址：http://202.127.45.182/dus</p>		

四、测试中心、分中心联系方式

测试单位名称	联系人	电话	传真	e-mail
测试总中心	吕波	010-65925213	010-65925213	lvbo@agri.gov.cn
杨凌测试分中心	彭玉魁	029-87082409	029-87091912	pykli@263.net
济南测试分中心	姚凤霞	0531-3179088	0531-8811148	dustc@saas.ac.cn
哈尔滨测试分中心	孙连发	0451-86651186	0434-86668737	sunlianfa@yahoo.com.cn
公主岭测试分中心	王凤华	0434-6240762	0434-6240762	Wfh1234@163.com
上海测试分中心	陈海荣	021-52230526-2207	021-62204010	chr@mail.sagc.org.cn
南京测试分中心	陈敏	025-84391260/1385149 5509	025-84391260	cm@jaas.ac.cn
成都测试分中心	余毅	028-84504249/1370801 3456	028-84790147	yuyijsz@yahoo.com.cn
西宁测试分中心	黑国富	0971-5311166/1399706 0053	0971-5311076	xguof@sina.com
乌鲁木齐测试分中心	刘志勇 王威	0991-4559569/4502146	0991-4559569	wimgfzx@xaas.ac.cn
昆明测试分中心	王建军	0871-5894732	0871-5892196	Wang-jj@ynmail.com
广州测试分中心	任永浩	020-85281377	020-85280202	renyh-2002@163.com
德州测试分中心	漆智平	0898-23300597/133220 93616	0898-23300440	qzhp@yahoo.com
北京测试分中心	杜永臣	010-68919515	010-62174884	Yongchendu2@sina.com
杭州测试分中心	朱智伟	0571-63372451	0571-63372451	zwzhu@telebird.com.cn

申请人应当在收到本通知之后 1 个月内通过书面形式陈述意见。同意现场考察的，提出现场考察适宜（特异性表现最明显）的具体时间、地点、联系方式及联系人；不同意的，说明理由并由我办公室指定测试机构测试。

审查员



审查机关



2) クスノキ「ミナギ」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料

(1) 日本出願資料

様式第一号	49,200		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ここに収入印紙をちょう付してください。 収入印紙は、消印や汚損等しないでください。		
(ちょう付した収入印紙の額 円)			
品種登録願			
農林水産大臣 殿			
平成18年 10月 10日			
種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。			
1. 出願者 出願者の人数 計 <u>1</u> 名 フリガナ 住所又は居所 (〒839-1232) 福岡県 久留米市 田丸町常盤 604番地 2の1 (ローマ字表記) FUKUOKAKEN KURUMESHITANUSHIMARUMATI TOKIWA 604-2-1 フリガナ 氏名又は名称 行徳繁太郎 <small>姓</small> (ローマ字表記) GIYOUTOKU SHIGETARO 電話番号 —省略— 国籍 日本 持 分 <small>(共同出願の場合のみ記載)</small> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small> </td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> [] _____ </td> </tr> </table>		フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small>	[] _____
フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small>	[] _____		
2. 代理人 (代理人による出願の場合のみ) フリガナ 住所又は居所 (〒 _____) フリガナ 氏名又は名称 _____ 印 電話番号 _____ <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small> </td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> [] _____ </td> </tr> </table>		フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small>	[] _____
フリガナ 代表者名 <small>(ローマ字表記)</small>	[] _____		
3. 文書送付先 (出願箇における住所等) フリガナ 住所又は居所 (〒839-1232) 福岡県 久留米市 田丸町常盤 604番地 2の1 宛 名 行徳繁太郎 電話番号 —省略— <input checked="" type="checkbox"/> 出願者の1人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 業務用住所 (非居住者の場合など)			

0013

4. 農林水産植物の種類																															
農林水産植物の種類 <u>くすのき</u> 学名 <u>C. camphora (カンフオラ)</u>																															
5. 出願品種の名称																															
<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>みなき</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>品種名</td> <td>ミニナギ</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>ローマ字表記</td> <td>MINI NAGI</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table> <p>※ 品種名欄のますが足りない場合は、適宜増やしてください。</p>		フリガナ	みなき									品種名	ミニナギ									ローマ字表記	MINI NAGI								
フリガナ	みなき																														
品種名	ミニナギ																														
ローマ字表記	MINI NAGI																														
6. 出願品種の育成者																															
(a) 本品種を育成したものは																															
<input type="checkbox"/> (すべての)出願者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 次の者(計 1名)																															
フリガナ 住所又は居所 (ローマ字表記)																															
<u>福岡県久留米市田丸町常盤 604番地スノイ</u> <u>FUKUOKAKEN KURUMESHIMARU MATI</u> <u>TKIWA 604-SNOI</u>																															
フリガナ 氏名 (ローマ字表記)																															
<u>行徳繁太郎</u> <u>GIYOUTOKU SHIGE TARO</u>																															
(b) 本品種が職務育成品種である場合																															
<input type="checkbox"/> 使用者等による出願 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 従業者等による出願																															
(c) 本品種が育成された国																															
日本																															
使用者等の名称 住 所																															
7. 既に外国で出願した品種について出願した場合																															
<input type="checkbox"/> 該当しない																															
出願をした国 又は政府間機関																															
出願年月日・番号																															
品種名称又は仮名称																															
審査状況																															
登録年月日・番号																															
<input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 拒絶																															
8. 優先権を主張する場合																															
<input type="checkbox"/> 該当しない																															
(国又は政府間機関)																															
(出願年月日) 年 月 日																															
9. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴																															
(a) 日本における譲渡について																															
<input type="checkbox"/> 譲渡した → 年 月 日に最初の譲渡を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> 譲渡していない 譲渡時の名称 _____																															
(b) 外国における譲渡について																															
<input type="checkbox"/> 譲渡した → 国名: で 年 月 日に最初の譲渡を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> 譲渡していない 譲渡時の名称 _____																															

注) 緑掛けの部分は、外国で出願された方のみを対象にしています。

0014

10. 外国の審査当局による栽培試験の実施状況

本品種の栽培試験は、 完了した 実施中である 実施する予定である。

栽培試験地は、(国名)

提出物件及び添付書面の目録

(提出必須物件)

1 稿書 → 正1通、副2通 (注: 電子出願の場合は正1通)

2 説明書 (特性表を含む) → 正1通、副2通 (注: 電子出願の場合は正1通)

3 出願品種の植物体の写真 → 3 種類 各3枚

(以下、該当する□に「✓」を付する。)

4 出願品種が種子又は種苗を種苗とする場合

(a) 提出する種子又は種苗の別及びその量 → 種子: 1,000粒 菌株: 試験管5本

(b) 種苗管理センターへの送付方法及び年月日 → 送付 持参 その他

年 月 日

5 代理人による出願の場合 → 委任状: 正1通、写し1通

6 出願品種の育成をした者の承継人が出願した場合 → 承継人であることを証明する書面
: 正1通、写し1通

7 出願者が外国人又は外国法人である場合 → 次に掲げる書面のいずれか

(1) 種苗法第10条柱書関係 → 出願者が日本国内に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、これを証明する書面: 正1通、写し1通

(2) 種苗法第10条第1号及び第2号関係 → 出願者が日本国外の締約国等又は同盟国の国籍を有するか、当該国に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、そのいずれかを証明する書面 (原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

(3) 種苗法第10条第3号関係 → 出願者の属する国 (締約国等及び同盟国を除く。) が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているときは、又はその国の国民に対し日本國が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているときは、これを証明する書面、当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面 (原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

8 優先権を主張する場合 → 当該優先権の主張となる出願があったことを証明する書面
(原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

9 試作データ → 1通

注) 緑掛けの部分は、外国で出願された方のみを対象にしています。

0015

様式第二号

平成18年 10月 10日

説明書

1. 農林水産植物の種類

農林水産植物の種類 くすのき
 学名 カンフオラ
 (ローマ字表記) C. CAMPHORA

2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ 福岡県久留米市田主丸町常盤604番地2-1
 住所 FUKUOKAKEN KURUMESHITANUSHIMARUMATI
 (ローマ字表記) TOKIWA 604-2-1
 フリガナ 行徳繁太郎
 氏名 GIYOUTOKU SHIGETARO
 電話番号 一省略一
 FAX番号 _____
 E-mailアドレス _____
 フリガナ 青成者
 (出願者と異なる場合) _____
 (ローマ字表記) _____

3. 出願品種の名称

フリガナ みなぎ
 品種名称 ミナギ
 (ローマ字表記) MINAGI

0016

4. 出願品種の育成の経過及び増殖に関する情報

(1) 育種素材（交雑親名等）

フリガナ くすのき

母 親 くすのき

(ローマ字表記) C.CAMPHORAE.

フリガナ

父 親

(ローマ字表記)

(2) 育成地 福岡県朝倉市平塚 1268

(ローマ字表記) FUKUOKAken ASAKURASHI HIRATSUKA 1268

(3) 育成の経過（育成期間その他。時系列に従って、育成の過程ごとに年月を明記した上で、各過程の内容を記載する。）

1998 年 4 月 育成者のほ場にて、偶発実生苗として出現

2000 年 5 月 接木苗木 6本

2006 年 3 月 サし木苗木 50本

年 月

(4) 育成完了年月

2006 年 10 月

(5) 出願品種の繁殖の方法

種子繁殖

種子繁殖のうち、繁殖ごとに複数の品種を交雑させて種子を得るもの（F1品種）

栄養繁殖

栄養繁殖のうち、種菌を種苗とするもの

その他の繁殖方法

(繁殖の方法を具体的に記載) サし木、接木

(6) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（場所及び方法）

維持及び保存の場所 福岡県朝倉市平塚 1268 (有)行徳緑化農場内

維持及び保存の方法 サし木、接木による増殖は場内にて管理を行なう

5. 特性は、別紙「特性表」のとおり。

6. 他の植物体と区別されることとなる特性

(1) 出願に際して用いた対照品種名（その植物体の写真をなるべく添付すること。）

① くすのき（在来品種）

② レッドモンロー（登録品種番号 7031）

(2) 区別される特性（対照品種ごとに記載すること。）

① くすの木に比較し、春期夏期の若葉は濃紅色、
生長は中、葉の形状比は小。

② レッドモンローに比較し、斑は無、新葉のちりめんは無、
春期、夏期の若葉の濃紅色の出現が早い。
新梢の色は淡緑色。

7. 出願品種及び対照品種の特性検定を実施した栽培条件

(1) 栽培地

福岡県朝倉市平塚 1268

(2) 栽培年月及び期間

1998年4月～2006年10月

(3) 栽培の方法

a. 露地及び施設栽培の別

露地 施設

b. 植付け方法の別

地植 鉢植 その他()

c. 栽培規模

20m²

0018

8. 品種審査において参考となり得る追加情報

(1) 出願品種の主たる用途

街路樹

(2) 出願品種の適応地域、栽培場所、栽培方法及び栽培上の留意事項

a. 適応地域 日本、中国、台湾

b. 日本国内における具体的な栽培場所（出願者の管理下にあり、現地調査が可能な栽培場所）

住 所 (〒 838-0059)

福岡県朝倉市平塚 1268

交通機関 甘木鉄道 (最寄り駅) 甘木駅

c. 作 型

露 地 施 設

(施設の種類) _____

・ は種、植付け等の適期

は 種	月	旬	～	月	旬	/	周 年		
植 付 け	月	旬	～	月	旬	/	周 年		
接 ぎ 木	ス	月	下旬	～	上月	下旬	/	周 / 年	
挿 し 木	3	月	上旬	～	9	月	下旬	/	周 / 年
そ の 他	月	旬	～	月	旬	/	周 年		

・開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等

開 花 期	月	旬	～	月	旬	/	周 年		
收 穫 期	月	旬	～	月	旬	/	周 年		
成 熟 期	月	旬	～	月	旬	/	周 年		
そ の 他	7	月	中旬	～	8	月	上旬	/	周 年

d. 栽培上の留意事項 発色が確認できる

なし

0019

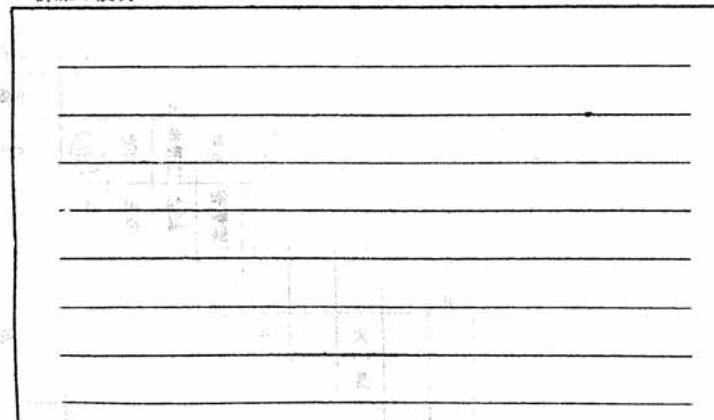
9. 審査用種苗に関する情報

(1) 一又は複数の形質発現は、病害虫、薬物処理（例：成長抑制剤又は農薬）、組織培養の影響、台木の違い、生育段階の異なる樹木由来の差し穂等の要因により影響を受けることがあります。

(2) 農林水産大臣の求めがないにもかかわらず、種苗の形質発現に影響を及ぼす処理を行うべきではありません。もし、提出した種苗にそのような処理を行っており、種苗が何らかの影響を受けていた場合には、次の(a)から(d)までの該当する「□」に「✓」を付した上で、下記に詳細を記載してください。

- (a) 微生物（ウィルス、細菌、ファイトプラズマ）
- (b) 薬物処理（成長抑制剤、殺虫剤）
- (c) 組織培養
- (d) その他の要素

詳細の説明



The box contains handwritten Japanese text, which appears to be a detailed explanation of the treatment process applied to the seedlings. The text is somewhat faded and difficult to read in detail, but it describes various treatments like growth inhibitors and sterilization.

0020

特 性 表

農林水産植物の種類名（くすのき）

種類名コード

区分コード

出願品種の名称（ミナギ）
（よみ：みなぎ）

出願者の氏名又は名称（行徳繁太郎） 貢成者（行徳繁太郎）

出願者の住所（福岡県久留米市田主丸町常盤609番地2の1）

育成地の場所（福岡県朝倉市平塚1268）

特性調査場所（福岡県朝倉市平塚1268）

特性調査者の氏名（行徳繁太郎） 対照品種名（最も類似する品種）

特性調査年（2006年9月）（くすのき レッドモロー）

（特性について該当する項目を○で囲んで下さい）

形質	出願品種の特性値（標準品種との比較）									備考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのき) : (レッドモロー)	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09			
樹姿（苗木）	円錐	円筒	逆円錐						その他		01	01
樹姿（成木）	円錐	円錐	放物	半球	傘	横張			その他		03	03
幹の通直性	直		①		中		大				03	03
幹の完満性	圓	圓	完満		中間	不正圓	梢殺				07	07
幹の真円性	正圓	橢圓	長橢圓	角形							01	01
心材の色	黄褐色	桃褐色	紅褐色	暗緑褐色					その他	カラーチャートNo.		
辺材の色	灰白	淡黃褐色	淡褐色						その他	カラーチャートNo.		
繊維傾斜			小		中		大					
繊維長			短		中		長					
もぐの形	無	交錯木理	玉至						その他			
容積密度			小		中		大					
樹皮の色（苗木）	淡灰	茶灰	茶褐	紫褐					その他	カラーチャートNo.		
樹皮の色（成木）	淡灰	茶灰	灰褐	茶褐	暗褐	黒褐			その他	カラーチャートNo.		

くすのき 1

0021

形質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		(<u>すのき</u>)	(レッドモンロー)
内樹皮の色 (苗木)	淡灰	茶灰	茶褐	紫褐						カラーチャートNo.		
樹皮の厚さ			薄	(中)		厚				05	05	
樹皮の紋様	平滑	網	亀甲	(荒皮)	縦裂				その他	04	04	
枝の太さ			(細)		中	太				05	05	
枝の長さ			短	(中)		長				07	07	
枝の着生角度			小		中	(因)				07	07	
枝付き密度			疎		中	密						
新梢の毛の有無	(無)								有	01	01	
新梢の色	黄緑	黄褐	緑	淡紅	紅	紫褐			(その他) カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710	
葉の形状比			小		中	大				05	03	
葉の先端の形	狭 鋭	鋭	狭長 鋭尖	(広長 鋭尖)						04	04	
葉の基部の形	くさび	鋭	(鈍)	円						03	03	
葉柄長と主脈長の比			小		中	大						
成葉のヒダの多少	(少)				中	多				03	03	
葉のちりめんの有無	(無)								有	01	09	
主脈長			短		中	長				03	03	
葉身幅			狭		中	広				04	03	
葉柄の長さ			短		中	長				03	03	
葉の厚さ			薄		中	厚						
春期の若葉の色	淡緑	暗緑	淡紅	紅	(濃紅)				その他 カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710	
夏期の若葉の色	淡緑	橙緑	淡紅	紅	(濃紅)				その他 カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710	

くすのき 2

0022

形質	出願品種の特性値（標準品種との比較）									備考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのき) : (レッドモント)
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
冬期の成葉の色	黄緑	淡緑	緑	濃緑	濃紫				その他	カラーチャートNo.	
葉の光沢			弱		(中)		強				05
葉の斑の有無	(無)								有		01
葉の斑の発生位置	樹全冠体	樹冠部の									02
葉の斑のパターン	縞斑	ちり斑	逆ちり斑	う(全体) ぶ	覆輪				その他		02
葉の斑の色	淡黄	黄	黄褐	褐	暗褐				その他	カラーチャートNo.	
葉柄の色	黄	黄緑	緑	褐色	淡紅	紅紫			その他	カラーチャートNo.	
葉の裏の毛の有無	(無)								有		01
葉の裏の毛の長さ			短		中		長				
葉の裏の毛の色	白								その他		
冬芽の色	淡緑	緑	淡黄緑	黄緑	淡紅	紅	濃紅		その他	カラーチャートNo.	
冬芽の大きさ			小		中	(大)					07
花序の形	円錐								その他		
花の形			広卵		橢円		長橢円				
花の大きさ			小		中		大				
花の色(花弁表側)	黄白	黄緑							その他		
一花序の花数			少		中		多				
果実の形	(球)	橢円									01
果実の大きさ		(小)			中		大				03
果実の色	紫黒	黒							その他	カラーチャートNo.	

くすのき 3

0023

形 質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのき) (レッドモンロイ)
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
種子の形	球	橢円									
種子の大きさ			小	中	大						
種子の色	淡黄褐	褐	暗褐	黒					その他	カラーチャートNo.	
発芽の時期			早	④		晩				05	05
開花開始年			早		中	晩					
開花の時期			早		中	晩					
落葉性			易		中	難					
初期成長性 (苗木)			遅	④		速				07	05
ほう芽性			早	④		晩				05	05
発根率		低		中	高					03	03
結実の時期		早		中	晩						
結実量		少		中	多						
自然落枝性		易		中	難						
耐寒性		弱		中	強					03	03
耐雪性		弱	④		強					05	05
耐陰性		弱		中	強					03	03
耐乾性		弱		中	強					07	07
耐湿性		弱		中	強					07	07
耐霜性		弱	④	中	強					03	03
耐潮性		弱	④	中	強					05	05
春期の若葉 発色の時期	早		中	晩						05	05
夏期の若葉 発色の時期	早	④	中	晩						05	05

くすのき 4

0024

(2) 中国出願資料

① 品種権申請受理通知書

品种权申请受理通知书

申请人: 行德繁太郎 (GYOU TOKU SHIGETARO)

关于 2007 年 1 月 17 日提出的名称为 弥娜纪 (MINAGI) 的 本草 种

(属) 品种权申请, 根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》

第二十一条和第二十四条规定, 予以受理, 并根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》第二十二条规定, 确定申请日、申请号如下:

申请号	20070002
申请日	2007年1月17日

根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》第二十四条和国家计委、财政部计价格 [1999] 290 号通知及计价格 [2002] 1023 号通知的规定, 请于一个月内缴纳申请费 1800 元。

申请费可以通过邮局或银行汇付, 也可以直接向国家林业局植物新品种保护办公室缴纳。汇款时请写明申请号、费用名称、申请人、品种名称。

收款单位: 国家林业局植物新品种保护办公室

开户银行: 中国工商银行北京市东城区和平里分理处

帐号: 891028-72

地址: 北京市和平里东街 18 号

邮政编码: 100714



2002-1

② 植物新品種権請求書

植物新品种权请求书

请按照本表背面“注意事项”正确填写本表各栏		此框内容由国家林业局 植物新品种保护办公室填写	
5. 品种暂定名称：弥娜纪		1. 申请日	
6. 品种所属的属或者种的中文和拉丁文： 樟属 (<i>Cinnamomum</i> Trew)		2. 申请号	
		3. 分案提交日	
		4. 分案申请号	
申 请 人	①姓名或名称： 行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)	国籍或所 在地国家：	日本
	地址：日本 福冈县 久留米市 田主丸町常盘 604 番地 2 -1 (JAPAN FUKUOKA KEN KURUMESHI TANUSHIMARUMATI TOKIWA 604-2-1 839-1232)	邮政编码：839-1232	
	联系人：何小萍 (日本平木国际特许事务所)	电话：03-5425-1800	传真：03-5425-0981
	②姓名或名称：	国籍或所 在地国家：	
	地址：	邮政编码：	
	③姓名或名称：	国籍或所 在地国家：	
地址：	邮政编码：		
8. 培育人：行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)			
9. 品种的主要培育地：日本 福冈县 朝仓市平塚 1268 行德绿化农场			
品种的培育起止日期：1998年4月1日 ~ 2006年10月1日			
10. 代 理 机 构	名称：北京中林绿秀植物新品种权代理事务所		
	代理人姓名：林宝玲	证书号：2004009	
	邮政编码：100091	电话 010-62860611	传真：010-62860611
	地址：北京颐和园后中国林科院科信所		

9701-1

11. 品种暂定名称：弥娜纪					
12. 要 求 优 先 权 申 明	在先申请国别	在先申请日	在先申请号	13. 品 种 新 颖 性	<input checked="" type="checkbox"/> 没有销售
					<input type="checkbox"/> 已被销售 中国首次销售日期：无销售 年月日 销售地点： 其它国家或地区 首次销售日期：无销售 销售地点：
14. 有无可供现场 考察的植株		<input checked="" type="checkbox"/> 有，10 株，1~2 年生			<input type="checkbox"/> 无
15. 申 请 文 件 清 单	(1) 请求书 2 份 每份 2 页			16. 附 加 文 件 清 单	<input checked="" type="checkbox"/> 代理委托书
	(2) 说明书 2 份 每份 2 页 说明书摘要 2 份 每份 1 页 (3) 照片 2 份 每份 6 页 照片的简要说明 2 份 每份 1 页				<input checked="" type="checkbox"/> 申请品种的国内外销售证明
				17. 保 密 请 求	<input type="checkbox"/> 本品种涉及国家安全或者 重大利益，请求保密处理
18. 申请人或代理机构签章： 				19. 国家林业局植物新品种保护办公室：	

9701-2

说 明 书

1. 品种暂定名称：弥娜纪

2. 品种所属的属或者种的中文和拉丁文：樟属 (*Cinnamomum* Trew)

3. 品种与国内外同类品种对比的背景材料说明：

樟科的樟属(*Cinnamomum*)是一个种类多达250余种的大属，中国约有50个种。主要分布于亚洲热带区及大洋洲和太平洋岛屿，美洲热带区也有一定分布。目前，樟属植物在日本埼玉县以南都有栽培和销售，主要有传统的青樟和赤樟等樟树类型和樟树品种红梦露（Red Monnroe，日本品种权授权号为7031）；在中国的亚热带常绿阔叶林中，被确定为樟木林类型的约有32万公顷，占常绿林面积的10%。这是一类十分重要的经济林木，不仅是优良的用材树种，而且是珍贵的生态环境保护与绿化树种。在植物界独树一帜的可贵之处，在于樟属植物全株各器官均含有芳香油（挥发油或精油），可广泛用于香料、医药、食品和化工合成等工业，尤其是在我国天然香料和医药工业中占有举足轻重的地位，并且多年来倍受国际市场的欢迎。

樟树 (*Cinnamomum camphora*) 又名香樟，属樟属常绿乔木；主产区在中国的长江以南及西南地区，日本、朝鲜和越南等地也有分布。呈圆形树冠，树皮暗褐色，有纵裂。叶革质互生，卵形或椭圆形，全缘，表面光滑。雌雄同花，圆锥花序腋生于枝顶端，黄绿色小花；浆果球形、成熟时由绿色转为黑紫色。樟树按形态特征可分为赤樟和青樟两个品种类型，按经济性状可分为红心樟、白心樟两种木材类型，其中青樟较耐寒，可抗短期零下11℃低温；生长快，材质好。樟树主要用于行道树、孤植或群植。

在已知的商业品种中，与申请品种“弥娜纪”(MINAGI) 最接近的樟树品种是“红梦露”(Red Monnroe)。通过与“红梦露”的总体比较可以看出，“弥娜纪”的叶片无折皱和斑点，“红梦露”的叶片有折皱和斑点；“弥娜纪”春、夏季嫩叶的红色着色比“红梦露”早 7~10 天。

4. 品种培育过程和方法（包括系谱、培育过程和所使用过的亲本或者繁殖材料的说明）：

育种目的是培育叶片无折皱和斑点，春、夏季嫩叶红色着色早的品种。

1998 年 4 月，育种人在日本福冈县朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内，在未知的实生苗中偶然发现变异株。2000 年 5 月，在该农场内将选出的变异株通过枝接法繁殖了 6 株；2002 年 4 月～2005 年 8 月，确认了该品种的形态特征：叶片无折皱和叶斑，嫩叶的红色着色期比对照品种“红梦露”早 7~10 天；2006 年 3 月和 2006 年 10 月，分别以插条法繁殖出 50 株苗，其特异性状表现稳定。

5. 销售情况：

在中国境内外均尚未销售；

9702-1

6 品种特异性、一致性、稳定性的详细说明:

申请品种“弥娜纪”(MINAGI)是以实生苗变异株枝接和插条法繁殖而来的樟树新品种。该品种形态特征表现为：成年树形为抛物线形；树干通直；树皮厚度中等，纹理不规则；树枝细，中等长度；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(1) 该申请品种与对照品种相比存在以下显著差异：

	“弥娜纪”(MINAGI)	“红梦露”(Red Monnroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RHS)	深红色 (60A)	浅红色 (N186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

(2) 该申请品种在以下形态特征方面具有足够的性状一致性：树枝细，长度中等；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(3) 该申请品种经插条法繁殖，同一世代的 100 个单株之间没有形态学上的显著差异，繁殖后的世代与亲本之间也无形态学上的显著差异，均稳定地显示了上述表现型性状。

7 适宜种植的区域、环境以及栽培技术:

生长习性：樟树喜温暖湿润气候，在年平均气温 16℃ 以上、1 月平均气温 5℃ 以上、绝对低温零下 7℃ 以上的地区生长良好。适生 pH 值 5.0~7.5 的酸性至中性土壤，在 0.2% 以内的盐碱土中亦能生长，可耐短期水淹。

栽培管理：该申请品种的种植区域为日本、中国及中国台湾地区，以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分，年降雨量 1265 毫米，最高气温 38℃，最低气温 -6℃，年日照 1896.4 小时，年平均风速 1.2 米/秒的地区为栽培最佳地区。申请品种可在 2 月下旬~5 月下旬进行枝接繁殖，在 3 月上旬~4 月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施，可在露地栽培。

8 申请人签章:

日期：2007 年 1 月 16 日

9702-2

说 明 书 摘 要

所属的种或属：樟属 (*Cinnamomum* Trew)

培育人：行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)

申请人：行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)

说明：樟树 (*Cinnamomum camphora*) 新品种“弥娜纪”是由育种人在日本福冈县朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内，在未知的实生苗中偶然发现的变异株，以枝接和插条法繁殖获得的。该品种形态特征为：成年后树形为抛物线形；树干通直；树皮的厚度中等，纹理不规则；树枝细，长度中等；叶片无折皱和斑点；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。与对照品种“红梦露”相比，“弥娜纪”的叶片无折皱和斑点，“红梦露”有折皱和斑点；“弥娜纪”春夏季嫩叶的红色着色比“红梦露”早。

该申请品种种植区域为日本、中国及中国台湾地区，以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分，年降雨量 1265 毫米，最高气温 38℃，最低气温 -6℃，年日照 1896.4 小时，年平均风速 1.2m/s 的地区为栽培最佳地区。申请品种可在 2 月下旬～5 月下旬进行枝接繁殖，在 3 月上旬～4 月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施，可在露地栽培。

9703-1

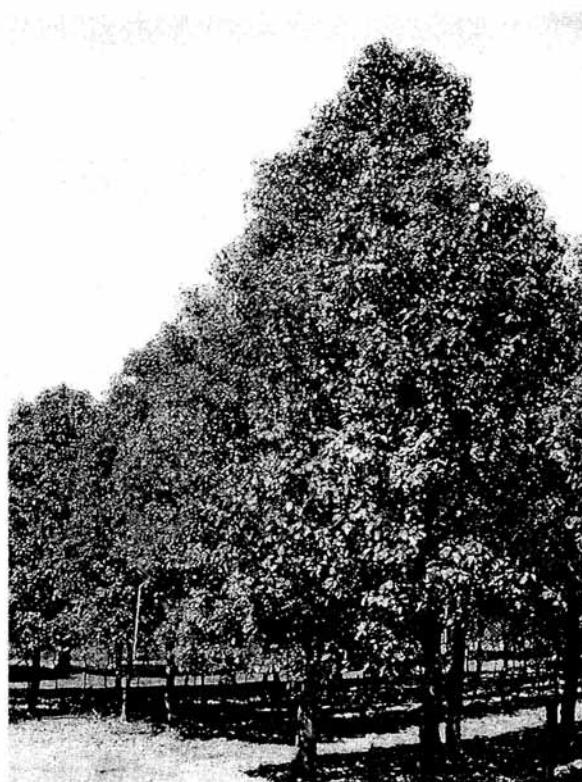
照 片



照片 1：植株——申请品种“弥娜纪”（MINAGI）；

9705-1

照 片



照片 2：植株——对照品种“红梦露”（Red Monroe）。

此图是需建植物与申请品种（照后1）
树龄树直的新品种。

9705-2

照 片



照片 3：春季的新叶——申请品种“弥娜纪”（MINAGI）；

9705-3

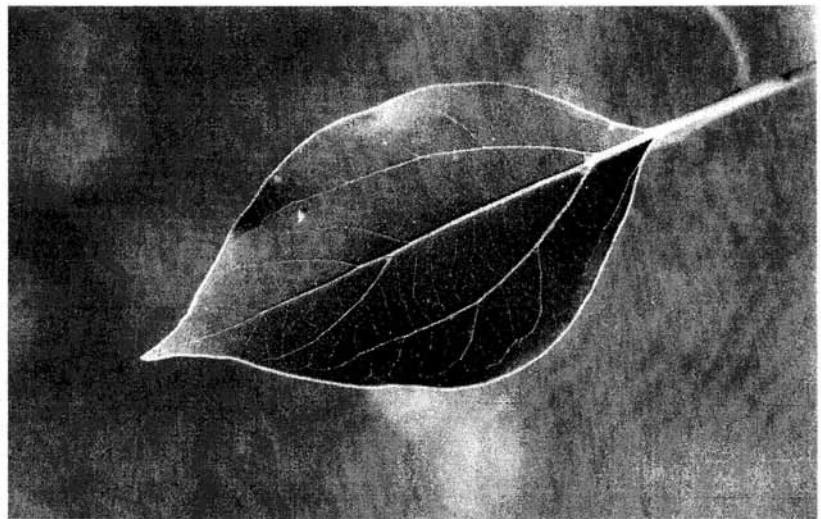
照 片



照片 4：春季的新叶——对照品种“红梦露”（Red Monroe）。

9705-4

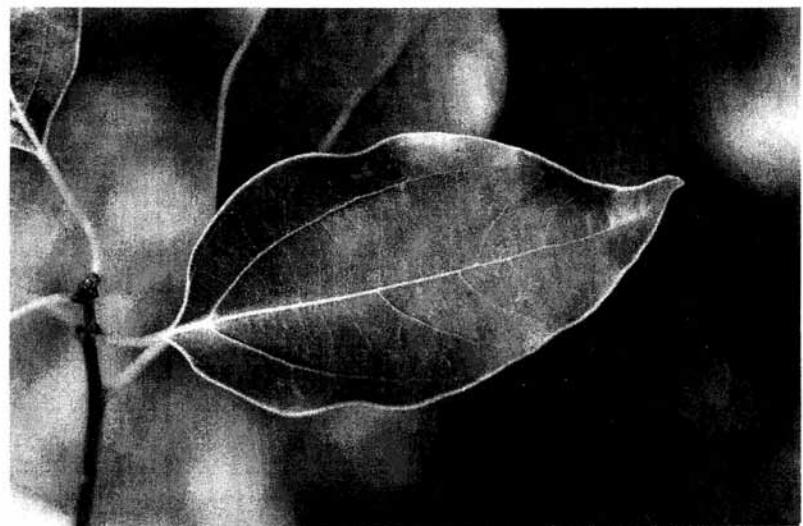
照 片



照片 5：叶片——申请品种“弥娜纪”（MINAGI）；

9705-5

照 片



照片 6：叶片——对照品种“红梦露”（Red Monroe）。

9705-6

照片简要说明

照片 1、2、3、4、5、6：申请品种“弥娜纪”（MINAGI）和对照品种“红梦露”（Red Monnroe）；

申请品种：1、植株：该照片 2005 年 8 月 6 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。株龄约 6 年生，

树高 250 厘米，树干径 6 厘米，树冠幅 100 厘米；

2、春季的新叶：该照片 2005 年 4 月 13 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内；

3、叶片：该照片 2006 年 12 月 20 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。

对照品种：1、植株：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。株龄约 15 年

生，树高 450 厘米，地上 120 厘米处的树干径 10 厘米，树冠幅 200 厘米；

2、春季的新叶：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内；

3、叶片：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。

申请品种：“弥娜纪”—— 树枝的粗度细，长度中等，叶片无折皱和斑，春、夏季嫩叶颜色为深红色（RHS-60A），春、夏季叶的红色着色时期早。

对照品种：“红梦露”—— 树枝的粗度中等，长度长，叶片有折皱和斑，春、夏季嫩叶颜色为浅红色（RHS-186），春、夏季叶的红色着色时期居中。

9706-1

③ 代理委託書

销售证明

樟属 (*Cinnamomum* Trew) 申请品种“弥娜纪”自 2006 年完成培育工作至今为止，尚未在中国境内和其他国家及地区进行商业销售。

特此证明。

(申请人签字) 行德繁太郎 

2007 年 / 月 / 日

代理委托书

兹

委托: 北京中林绿秀植物新品种权代理事务所

地址: 北京市海淀区东小府 2 号西院情报楼 1 层 116 室

电话: (+86)10-62889742 传真: (+86)10-62860611

- 1、代为办理品种暂定名称为 弥娜纪 (MINAGI) 的品种权申请
以及授权前的全部有关事宜
- 2、代为办理缴纳年费事宜
- 3、代为办理请求品种名称为 _____
品种权号为 _____ 的品种权无效宣告事宜
- 4、代为办理请求品种名称为 _____
品种权号为 _____ 的品种更名事宜
- 5、代为办理 _____
_____ 有关事宜

代理机构接受上述委托并指定代理人 _____
办理此项委托

委托人(单位或个人) 行德繁太郎  (签字或盖章)

被委托人(代理机构) 北京中林绿秀植物新品种权代理事务所 (盖章)

2007 年 1 月 12 日

6 品种特异性、一致性和稳定性的详细说明:

申请品种“弥娜纪”(MINAGI)是以实生苗变异株枝接和插条法繁殖而来的樟树新品种。该品种形态特征表现为：成年树形为抛物线形；树干通直；树皮厚度中等，纹理不规则；树枝细，中等长度；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(1) 该申请品种与对照品种相比存在以下显著差异：

	“弥娜纪”(MINAGI)	“红梦露”(Red Monroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RHS)	深红色 (60A)	浅红色 (N186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

(2) 该申请品种在以下形态特征方面具有足够的性状一致性：树枝细，长度中等；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(3) 该申请品种经插条法繁殖，同一世代的100个单株之间没有形态学上的显著差异，繁殖后的世代与亲本之间也无形态学上的显著差异，均稳定地显示了上述表现型性状。

7 适宜种植的区域、环境以及栽培技术:

生长习性：樟树喜温暖湿润气候，在年平均气温16℃以上、1月平均气温5℃以上、绝对低温零下7℃以上的地区生长良好。适生pH值5.0~7.5的酸性至中性土壤，在0.2%以内的盐碱土中亦能生长，可耐短期水淹。

栽培管理：该申请品种的种植区域为日本、中国及中国台湾地区，以北纬33度24.3分、东经130度41.7分，年降雨量1265毫米，最高气温38℃，最低气温-6℃，年日照1896.4小时，年平均风速1.2米/秒的地区为栽培最佳地区。申请品种可在2月下旬~5月下旬进行枝接繁殖，在3月上旬~4月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施，可在露地栽培。

8 申请人签章:

行德繁太郎



日期：2006年1月16日

9702-2

④ 植物新品種出願代理契約書

△ PVR-07001-JP

植物新品種出願代理契約書

委託者(甲)：有限会社 行徳緑化農場

代表：行徳繁太郎

受託者(乙)：北京中林綠秀植物品種代理事務所

代表：王晓原

合法と互恵の原則に基づき、甲乙双方はこの委託契約を締結する：

甲は合法的に所有している品種「ミナギ」や栽培品種等を中国国家林業局植物
新品種保護弁公室に対し新品種権の申請に関わる全ての事務手続きを代理とし
て乙に委託する。

一、委託業務内容

1. 乙は甲に新品種権を申請するための助言を行ない、出願に必要な内容と書類、
写真及び实物等の材料の情報を紹介するものとする；
2. 乙は甲の代理として、“植物新品種権請求書”、“説明書”，“説明書要旨”
及び“写真の簡単な説明”などを記入し、甲と共に確認する；
3. 仮審査申請では、申請書類を国家林业局植物新品种保护办公室に手渡す；
4. 国家林業局植物新品種保護弁公室の規定時間、経費と納付方法に基づき、申
請費、審査料、試験料（求めのある時）と年間品種権料の納付につき、甲に助
言する；
5. 申請に関する進捗状況と問題点などを甲に適宜報告し、通知書ならびに證明
書などを甲に送付する。

二、委託代理実施期間

甲・乙両者が本契約書調印の日から（効力を発生する）申請業務の最終結果
を得るまでとする。

三、甲の役割と権利

責任：

1. 本当事者の甲が植物新品種請求の品種に対する法的所有権を有し、かつ、そ
れに関係する証明書類などを乙に提供する；

2. 新品種権請求の品種につき、実態審査により発生する全ての結果及びそれに
より発生する関連した効果についても責任を負う；
3. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》の規定に基づき、関係費用の納付を
負う；
4. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》及びその“実施細則（林業部分）”
の規定に基づき、関係資料を乙に提供するものとする；
5. 乙は本契約書に示す通り、その代理業務を遂行する上で必要な経費（代理費）
は全額立て替える；
6. 乙の過失行為による代理費以外の費用に責任を負う；
7. 新品種権請求の品種につき、実質的な原因による再審査責任及び関連費用に
責任を持つ。

権利：

1. 委託申請品種の請求結果を受け取る；
2. 請求手続きに差し支えないことを前提として、委託側の技術と商業秘密を守
る；
3. 乙の代理業務中に生じた過失行為により委託側に損失を与えた場合には、乙に
それに相当する賠償請求を行うことができる；
4. 乙の代理業務において過失行為があった場合には、契約解除を求め、既に支
払った立替費用を請求することができる；
5. 乙に委託事務と関係のある書類や材料を適切に保管し、第三者に漏れないよ
うに要求することができる。

四、乙の役割と権利

役割：

1. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》とその“実施細則（林業部分）”の
規定に基づいて、その代理承諾を行なう；
2. 代理側の乙として、甲側の委託事務を受理する資格の合法性を保証させ、甲
側に必要な証明書などを提供する；
3. 新品種権を申請する品種について初步審査を受ける時、届け出る書類の様式
がその審査様式に合致しないことによる損失に責任を負う；

4. 乙の過失によって書類を紛失した場合や時間に遅れた場合にもたらされる損失及び経費の増加分に責任を負う；
5. 新品種権の出願品種に関する書類の書式上の不備により行われる再審の責任及び必要な費用を負担する；
6. 本契約の第一ならびに第二条の“委託代理事務”と“実施期間”の規定により、代理申請に關係のある書類を甲に提供する；
7. 代理費用の有効な領収書を甲に提出する。

権利：

1. 甲と乙の両者により合意された金額に従い、委託申請事務の代理費用を受け取る；
2. 甲の契約を履行する期間において、過失により乙にもたらされた損失については甲に損失に相応した賠償を求めることが出来る；契約破棄も求めることができる、また、代理費用の全額を受け取る権利を有する；
3. 乙の過失により本契約を履行出来ない場合を除いて、乙は法令により税務機関に徴収された税金及び行政管理費を甲に払い戻さない；
4. 甲が契約通りの代理費用を支払うことが出来ない場合には、乙は甲にすべての申請書類を送付することを拒むことができる；しかし、国家林業局新品種保護弁公室に送付していない書類や資料について甲に秘密保持の義務を負う。

五、免則条項

1. 予見できない、また、不可抗力的な原因によって、本契約が甲と乙の双方で履行できない場合には、契約を解除することができる。問題の後処理については、甲と乙が協議の上で解決するものとする；
2. 本契約の第五条第一項の規定に定める以外の事項、ならびに、乙の原因によって引き起された費用の増大などの問題に対して甲は関係ないものとする；
3. 新品種権請求品種について初步審査をする場合に、その実体内容に関わる申請と符合しないことによってもたらされた損失に対し、乙は一切責任を負わない。

六、委託費用

1. 金額：中国語出願書類を提出することによって、申請代理費は1品種につき、
計七千五百元（7500元）；
2. 支払方法：
出願書類を国家林業局に提出した後、一ヶ月以内に、請求書に基づき、その代
理費の全額を支払うものとする。
3. 支払：本契約に署名、捺印日（効力が発生する）に手付金を支払う。

七、その他の事項

1. 甲と乙の当事者間において、お互いに協力する精神から出発し、本契約条項
に定めていない事項、または本契約条項に疑義の生じた事項については、先ず
双方で協議した上で定めるものとし、相応する補充条項を新たに設けて解決す
るものとする；
なお、本契約に係わる手続きについては、全て平木国際特許事務所を通じて行
うものとする。
2. 双方とも行政または法的ルートを通じて、各自の権益を維持する権利を有す
る；
3. 連絡方法：

甲：有限会社 行徳緑化農場、郵便番号：838-0059

宛先：福岡県朝倉市平塚 1268

電話：—省略—

電子メール：—省略—

法人代表：行徳繁太郎 担当者：行徳繁盛

乙：北京頤和園後中国林業科学研究院林業科学技術情報研究所

宛先：北京海淀区東小府2号西院情報棟1階 116室

電話：010-62860611、62889742

電子メール：minitree@forestry.ac.cn, zhonglinxiu@hotmail.com

法人代表：王晓原

甲：（捺印）

代表：行徳繁太郎

乙：（捺印）

代表：

日付：2007年 / 月 / 日

日付：2007年 / 月 / 日

国家林业局植物新品种保护办公室初审公告

(第 0708 号)

按照《中华人民共和国植物新品种保护条例》和《中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则（林业部分）》的有关规定，现将国家林业局受理并经初审合格的植物新品种权申请公开，请申请人按照有关规定于三个月内缴纳审查费。任何人均可对其中不符合条件或不实之处，向国家林业局植物新品种保护办公室提出异议请求，并说明理由。

特此公告。

2007 年 6 月 27 日

弥娜纪 (MINAGI)

所属的种或属：樟属

培育人：行德繁太郎(GIYOUTOKU SHIGETARO)

申请人：行德繁太郎(GIYOUTOKU SHIGETARO)

申请号：20070002

申请日：2007 年 1 月 17 日

说 明：弥娜纪 (MINAGI) 是以实生苗变异株枝接和插条法繁殖而得。弥娜纪 (MINAGI) 成年树形为抛物线形；树干通直；树皮厚度中等，纹理不规则；树枝细，中等长度；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。弥娜纪 (MINAGI) 与对照品种红梦露 (Red Monnroe) 相比存在以下显著差异：

	“ 弥 娜 纪 ” (MINAGI)	“ 红梦露 (Red Monnroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RHS)	深红色 (60A)	浅红色 (N186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

弥娜纪 (MINAGI) 种植区域以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分，年降雨量 1265 毫米，最高气温 38 ，最低气温 -6 ，年日照 1896.4 小时，年平均风速 1.2m/s 的地区为栽培最佳地区。

(3) 利用許諾契約に関する参考資料(モモ「白秋」関係)

① 上海市林業総站への利用許諾契約のための事務連絡

事務連絡
平成19年12月11日

上海市林業総站 果樹園芸科長
夏 琼 様

農研機構 知的財産センター
知的財産専門職 米田 勉

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
7月下旬に貴所を訪問した際には、意見交換、ほ場視察等にご高配頂き誠にありがとうございました。おかげさまで、上海でモモ「白秋」を利用するに当たっての様々な情報を得ることができました。帰国後当方で上海地域の様々な機関の利用許諾の可能性を検討した結果、貴所において将来的に利用許諾契約を締結して本品種の苗木を生産・販売していくことが最適であるとの結論に至りました。

貴所を訪問した際の意見交換で、利用許諾を結ぶ前に試験栽培を行って特性を確認し、その結果をみてから本品種の利用許諾契約を結ぶことが必要であるとのことでしたので、まず貴所の管理するほ場においてモモ「白秋」の試験栽培を行っていただきたいと思います。

その際には、大変お手数をお掛けして申し訳ありませんが、貴所での試験栽培を本品種の品種登録に係る栽培試験（DUS試験）の基準で行い、審査官の現地調査に協力していただくことをご了解してくださいますようお願いいたします。そのために、モモの審査基準にしたがって栽培するとともに、本品種と一緒に対照品種として「清水白桃」も栽培していただきたく存じます。

以上の点をご了解いただき、本品種の品種登録と試験栽培にご協力を賜りますようお願いいたします。

今年の1月末に当方が夏様に中国への通関手続きについてメールで確認した際に、接ぎ木の最終時期は3月頃までであるとのことでしたので、それまでには試験栽培契約及び穂木の輸出手続きを終了したいと考えております。

当面、当方が提示しました試験栽培に関する契約書案のご検討していただくのと並行して穂木の通関手続きについてもすすめていただきたいと思います。

それでは、ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

② 上海市農業科学院あての利用許諾契約のための事務連絡

事務連絡
2008年1月9日

上海市農業科学院 國際合作办公室
施 標 様

農研機構 知的財産センター
知的財産専門職 米田 勉

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
昨年の8月2日に貴所を訪問した際には、意見交換、ほ場視察等にご高配頂き誠にありがとうございました。おかげさまで、上海でモモ「白秋」を利用するに当たっての様々な情報を得ることができました。帰国後当方で上海地域の様々な機関の利用許諾の可能性を検討した結果、貴所において本品種の利用をすすめることが最適であるとの結論に至りました。

そのため、当機構と貴所において本品種の利用許諾契約を締結し、苗木を生産・販売することが可能かどうか確認したいと思います。

その場合には、試験栽培を行い本品種の特性を確認し、その結果をみてから利用許諾契約を結ぶことも可能です。

また、もし貴所の管理するほ場においてモモ「白秋」の試験栽培を行っていただける場合には、貴所での試験栽培を本品種の品種登録に係る栽培試験（DUS試験）の基準で行い、審査官の現地調査に協力していただくことが可能かどうかについても確認したいと思います。

以上の点につきまして、貴所においてどこまで対応可能かどうか、年頭のお忙しころ申し訳ありませんが、1月25日までにご返答いただきますようお願いいたします。

もしご了解いただければ、当方が提案いたします試験栽培に関する契約書案をご検討していただくと並行して穂木の通関手続きについてもすすめていただきたいと思います。

上海での接ぎ木の最終時期は3月頃までであるとのことでしたので、それまでには試験栽培契約及び穂木の輸出手続きを終了したいと考えております。

敬具

③ 上海市農業科学院あての利用許諾契約のための事務連絡

事務連絡
2008年1月28日

上海市農業科学院 作物林果研究所

所長 葉 正文 様

農研機構 知的財産センター
知的財産専門職 米田 勉

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

モモ「白秋」の貴所における試験栽培につきましては、上海市農業科学院国際合作办公室の施様から葉所長に直接連絡することを勧められましたので、本文書を直接差し上げることをご了解ください。

既に、ご承知かと思いますが、モモ「白秋」は中国において2007年5月1日に出願公表となっております。

そのため、当方から1月9日付けで施様にあてた事務連絡でお伝えしましたとおり、モモ「白秋」の品種登録に係るDUS試験を含めた試験栽培（試験後、利用許諾契約に移行できる）につきまして、ご協力を頂きたいと考えております。

今回貴所との協力によりすすめる試験栽培に関する契約書につきましては、①試験栽培を実施して、品種特性を確認した結果により、利用許諾契約を結ぶことができる。②試験栽培をDUS試験の基準で行い、対照品種として「清水白桃」も一緒に栽培するとともに、審査官の現地調査に協力をする。等を盛り込んだ内容をしております。

取り急ぎ、試験栽培契約書（案）を送付いたしますので、協力できる内容かどうかをご確認していただき、そちらの要望等をお聞かせいただきたいと思います（DUS試験に必要な管理経費を契約書に盛り込むことも可能と考えております）。

お互いの要望を確認して、締結できる契約内容を詰めてゆきたいと考えております。
また、貴所において通常DUS試験を実施する際に使用している契約書のひな型があれば提示していただき、そちら内容についても協議したいとと思います。

貴職の忌憚のないご意見ご要望等をお聞かせいただければ、幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、2月7日頃までにご返事を頂きますようお願いいたします。

敬具

もも「白秋」の試験栽培に関する契約（原案）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所（以下「甲」という）と上海市〇〇〇（以下「乙」という）は、次の条項により、中国におけるもも「白秋」の試験栽培に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

（試験材料）

第1条 もも「白秋」は、日本国種苗法に基づいて、2004年8月18日付で第12212号として育成者権を取得した品種であり、中華人民共和国植物新品種保護条例に基づいて、品種登録出願を行い、2007年5月1日付でに出願番号 No. 20060631.X で公表されている。

（利用目的）

第2条 乙は、甲から提供を受けた穂木を次の目的で利用するものとし、目的外の利用（育種目的の交配、本品種の増殖、第三者への譲渡、転売等を含む）は行わない。

目的：上海地域におけるもも「白秋」の栽培適性を確認するための試験栽培（以下「本試験」という）

期間：本契約締結日から〇年

試験栽培場所：上海市内に限る

2 乙は、穂木を上記の目的で利用した結果として作出された生産物（果実）を第三者に譲渡することができる。ただし、生産物は、第三国または日本国へ輸出することはできない。

（品種登録に係る栽培試験の実施）

第3条 乙は、前条の他、本試験をもも「白秋」の品種登録の審査に係る栽培試験（以下「DUS試験」という）として行うことについて同意する。

2 乙は、本品種のDUS試験を中華人民共和国農業部新品種保護弁公室の審査基準にしたがって実施し、本品種の他、対照品種として「清水白桃」の栽培を行うものとする。

3 乙は、DUS試験を行うにあたり本試験の栽培管理及び本品種の審査等に協力するものとする。

（試験に要する経費）

第4条 本試験に必要な穂木は、甲が乙に提供する。しかし、その他の管理経費はすべて乙が負担する。

（試験内容の変更）

第5条 本試験の内容について重要な変更を行う場合には、甲及び乙が協議し、双方の了解を得て行う。

(成果の公表)

第6条 乙は本試験による研究結果を発表する（印刷物、インターネット、口答による等を含む）際は、甲から提供されたことを明示することとする。また、乙はその発表の写しを甲に送付することとする。

2 甲は事業の成果として乙から送付のあった研究成果等を公表することができる。その際、甲は乙の著作権を侵害してはならない。

(知的財産権)

第7条 乙は本試験で利用する本品種が品種登録の出願をされているか、または育成者権の対象と成り得ることを認識しているものとみなす。

2 本契約は、本品種に関する育成者権の利用許諾を乙に与えるものではない。

(変異株の取扱い)

第8条 本試験において突然変異等により生じた株については、すべて甲の所有に帰するものとして、乙は直ちに甲に連絡し、甲の指示にしたがうものとする。

(免責事項)

第9条 乙は甲が提供する穂木が欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致していることを認識し、本試験での利用によって損失を生じた場合は、乙自らの責任で処理するものとする。

(試験栽培に伴う損害賠償)

第10条 甲は本試験を実施することによって、乙の被った損害に対しては賠償する責は負わないものとする。

(報告)

第11条 乙は、本契約が終了した日から30日以内に、穂木の利用状況並びに処分状況を甲あて報告するものとする。

(紛失、事故)

第12条 乙は穂木を紛失しないよう万全の努力を図ること。万が一、事故等が発生した場合直ちに甲に連絡すること。その場合、お互いに協議して、その対応を決定するものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は乙が本契約に違反した場合は、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲より提供された穂木をすべて処分するものとする。なお、乙の本契約の違反行為によって甲に損害を生じた場合には、乙に対して損害賠償を求めることができる。

(育成者権の利用許諾契約)

第 14 条 乙は本契約期間中において、もも「白秋」の育成者権に係る利用許諾契約（以下、「利用許諾契約」という）を締結するための協議を第 2 条の利用目的の結果を待たずに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構本部（以下「農研機構本部」という。）と行うことができる。

- 2 前項により利用許諾契約を締結する場合には、甲は本契約で提供している穂木を乙に有償で譲渡することができる。その際、乙は穂木を母本として、種苗生産に利用することができる。なお、許諾契約内容については、農研機構本部と別途協議する。
- 3 乙は、第 2 条の目的で利用した結果、利用許諾契約を締結しない場合には、供試した穂木を廃棄するものとする。

(協議事項)

第 15 条 本契約に規定なき事項については、双方が協議して定めるものとする。

(裁判管轄及び準拠法)

第 16 条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保管する。

2008 年 月 日

甲 日本国茨城県つくば市藤本 2-1
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所
所長 福元 将志 署名

乙 中華人民共和国上海市〇〇〇

上海市〇〇〇研究所

〇 長 〇 〇 〇 〇

署名

現地調査報告書

II 現地調査報告書（モモ関係）

(I) 平成18年度現地調査

1 現地調査日程

11月19日(日)	14:55	成田発(CN926便)
	18:00	北京首都空港着
11月20日(月)	09:30～12:00	北京路浩知識産権代理有限公司
	14:00～16:00	北京光遠岩巍農業科技有限公司（双當果園）
11月21日(火)	09:00～12:00	北京市林業局果樹產業処 北京市農林科學院林業果樹研究所 北京市平谷区果品办公室
	14:30～16:00	北京市内スーパー・マーケット(イトーヨーカ堂)視察
11月22日(水)	11:25	北京首都空港発(CN1557便)
	13:40	上海虹桥空港着
11月23日(木)	09:00～10:30	上海市林業総站
	13:30～14:00	上海市南匯桃子研究所視察
	14:30～16:30	上海南匯区人民政府農業委員会 上海市南匯桃子研究所
11月24日(金)	10:00～12:00	上海市農業科学院 上海交通大学
	14:30～16:00	上海市内スーパー・マーケット(カルフール)視察
11月25日(土)	午前	資料整理
	14:35	上海浦東空港発(CN919便)
	18:10	成田空港着

2 現地調査参加メンバー

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 知的財産センター

知的財産専門職

米田 勉

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所 研究管理監

村上ゆり子

平木国際特許事務所 種苗室

何 小萍

社団法人農林水産先端技術産業振興センター 企画部長

四方 平和

3 調査概要

1) 北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.)

調査日時：11月20日（月）9:30～12:00

面談相手：（以下4名）

謝順星	北京路浩知識産権代理有限公司	董事長
張晶	北京路浩知識産権代理有限公司	企画部経理
高鋒	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理
朴仙	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理

(1) 北京路浩知識産権代理有限公司からの説明

① 北京路浩知識産権代理有限公司の概要

北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、中国で最初の品種出願代理機関として 1985 年に設立された。

農業関係、特に、品種について中国のトップの事務所である。中国では農業品種代理権を持つ事務所は 2 か所しかない。北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、品種登録に関しては、国内品種の農業部への出願の 90% 以上の代理を担当している。中国から外国（韓国）へ初めて大豆品種の登録出願を行った。中国から外国に出願する際には、農業部の審査が必要である。

北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、植物品種関係で中国最大の事務所である。ちなみに、中国全体では、知財に関わる認定事務所は植物品種を取り扱うところが 2 か所、外国からの特許出願を取り扱うところが 100 か所以上ある。

特許権、商標権、著作権、育成者権を中国での取り扱う資格を有する政府指定の代理機関である。フリーダイヤル (800) の電話番号を有しており、外部からの問い合わせサービスにも対応している。200 名以上のスタッフからなり、ドクター、マスター、審査官経験者 (9 名) の職員を有している。事務所の面積は 600 m² ある。

特許部、商標部、品種部、外交部、研究部、行政部のグループから成り、代理機関として、知財権の申請、紛争、登録、仲介を行っている。地方子会社が広州にある。研究部では「北京市農業知財権戦略研究」などの市政府の知財のプロジェクトを担当している。資本金 100 億元以上の大型企業やベンチャー企業を 100 以上持つ精華科学技術院の知的財産を担当し、これらのコンサルタントや顧問となっており、中国の最高ランクの知財事務所として表彰されたことがある。

1 件の中国の特許を 103 カ国に PCT 出願したことが世界記録となっている。

今年 9 月には、日本の農林水産省の三浦副大臣（伊藤種苗課長ほか）に来所していただいた。

果樹の品種登録出願の実績としては、リンゴ、ブドウ、キウイ、オレンジ、ナシ、モモ（韓国で育成）がある。ナシは 2000 年に出願し、2005 年に登録となった。その他の果樹

は昨年出願し、現在栽培試験中である。

日本からの農業部関係の出願で公開、登録されたものは**18**件あり、うち**3**件は登録となっている（ピーマン**1**件：日本農研、キク**2**件：精興園）。

② モモ「白秋」の出願審査について

モモ「白秋」の品種登録出願書は、平木特許事務所を通じ、CN-KnowHowから**11月10**日に農業部に申請したところである。

ア 現在、方式審査の段階で、名称、育成者、育成経過等について書類内容のチェックを受けている。これに合格すれば、通知がきて、公表される。その時点から、仮保護が受けられ、利用許諾契約の締結が可能となる。

イ また、栽培試験の要求が審査当局から来るので、事前準備が必要である。果樹の場合は、果実を**2**回収穫調査するので、果実が結実し、特性が確認できるまで、**5~6**年必要となる。

穂木が中国に渡ってから**60**日以内の検疫の時間がかかり、その後に試験が開始されると思う。

審査について留意する事項は以下の**3**項目である。

ア 申請品種と比較品種の比較が必要

- ・比較品種の要件は、申請品種と兄弟関係にある品種・系統が最適（比較品種は登録されていないものでも可）。
- ・無い場合は親品種でも可能である（中国に無い品種でも良い）。ただし、系統段階のものは認められない。品種登録されていなくても良い（育成者権が切れた品種、登録制度前の昔の品種など）。
- ・なければ片親が一緒もしくはもう一代前が一緒、など、できるだけ血縁関係にあるものが良いが、なければ、理由書をつけて血縁関係のないものを用いることもできる。
- ・穂木の形で提供を受ける必要があり、1品種**15**本程度は必要。

イ 比較品種の育成経過を詳細に記入する必要がある

- ・類似品種の特性を出願品種と同様に詳細に記載する。この内容により栽培試験の場所を選定する。申請品種の特性表と同じ様式で記入すれば可。

ウ 写真が必要

- ・写真是区別性のあるもので良く、出願品種と類似品種を並べて写してあるものが必要である。具体的には、比較品種と区別性が示される形質の写真**1~3**枚（葉、花、種または種、果実外観、果肉色など、組み合わせ自由）。

③ 許諾相手先の選択の際の留意事項

現物がないと許諾交渉ができないが、モモ現物の中国国内への持ち込みは、税関での条件を満たせば可能（**60**日以内）である。ただし、「白秋」では日持ちしないので無理である。

本当に中国で販売する意思がある業者であれば、日本にモモの現物を見に来るのではない
かと思う。逆に、日本に行こうとしない業者は、本気ではない。

利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要で
あり、そのポイントは、以下の 3 点である。

ア 信頼性があるか

- ・信用のおける業者か、調査が必要。

イ 実力があるか

- ・実際に市場に進出でき得る相手か。

ウ 業者へのコンタクトルートがあるか

- ・生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、その品種が中国で売れる見込みがあるかの確認調査も必要である。地方によって
食物の好みが異なる。当社では調査、情報収集を行うことができる。

当社では品種の代理人も行うことができ、契約相手の紹介や契約方式を提案できる。

なお、今回は、出願してから、現地調査を行ったが、本来は、登録出願前に、事前調査
を行うのが望ましい。事前調査で重要なのは、以下の 3 点である。

ア 本当に売れるのかの調査（消費者の嗜好、生産者の意向等を調査する）

イ 進出戦略を立てる（どのような契約をするか等事前検討する。）

ウ 許諾相手の候補を探す（あらかじめ許諾相手の候補をリストアップする）

④ 代理機関の選び方の留意事項

中国へ品種登録出願する際に、代理人を選ぶ条件としては、

ア 出願植物を扱うことができる機関であるかを確認

- ・品種登録の出願には代理機関が必要。現在、農業分野で 2 か所。林業分野で 21 か所
ある。

イ 政府認可の資格を有しているかを確認

- ・資格があるか、政府から認可された機関であるかが重要。

ウ 別の業務と兼任していないかを確認

- ・代理業務の他に別の業務と兼任していないか確認。専任が望ましい。

エ 個人ではなく法人に依頼する

- ・品種代理人は、事務所がある場合と（実質的に）代理人だけがいる場合があるが、代
理人だけの場合は、他の仕事との兼務がよくあり、連絡がとりづらい、本人と問題が
起きると責任を取ってもらえないなどのトラブルがあり得る。専任の代理人がいる事
務所と契約すれば、担当がいなくなても事務所が引き継ぐので良い。

オ 価格はサービス内容により変わる。

なお、CN-KnowHow は、林業局への品種登録出願資格の許可を申請中である。林業局へ

の出願資格を有している職員もいる。

⑤ 登録品種名について

中国でも日本と同様に、品種名称と商標名称が同一の場合は、同時に登録することはできない。日本での品種名称が中国での商標名称に抵触する場合（妨害商標登録など）であっても、日本での先行名称利用を証明することができれば、無効化し、使用することができる。

もし、現在品種出願中の名称を商標出願する場合であれば、出願公表される前に申請する必要がある。

⑥ 店頭販売していたモモについて

ホテルの隣の果実店で販売していたモモについて、CN-KnowHow のコメントによると、以下のとおり。

多分温室栽培だろう。**10 元／500 g → 9 元／1 個**は温室栽培としては妥当な値段で、特に高くない。旬は**1.67 元／500 g** ぐらいで売っているが、旬でも優良品は**3 元／500 g** くらい。北京では、柔らかいモモが好きな人も増えてきた。柔らかくても甘ければ良い。大きさは**250 g** 以上あれば十分。

「ふじ」に関して言えば、最高レベルの日本産、しかも、果実表面にめでたい字を浮き彫りにしたものは**120 元／500 g**（2 個）くらいである。モモについても、「字」が書ければ、売れるかもしれない。

(2) 以下は、先方からは説明されなかった参考情報である。

- ① 北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）は、中国農業部に属する元の国立特許事務所と国立品種事務所が合併した事務所で、中国で最初の品種出願代理機関として**1985** 年に設立され、**2002** 年に民営化した。北京路浩知識産権代理有限公司の**200** 名以上の職員の中には、兼任の職員が、多数いるといわれている。
- ② 中国の知財制度としては、特許或いは、品種を代理するために、先ず、代理人資格（日本の弁理士と同様）を持たなければ、代理することができない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属してから、代理の仕事をしなければならない。
- ③ 品種登録の場合は、代理人資格を持つ者は、実際に事務所に専任していなくても、代理している場合もある。
- ④ 三浦副大臣が北京路浩知識産権代理有限公司を訪問された際、日本からの品種出願の手数料を**1/2** に割引くとの表明があったとのことであるが、今回は、この手数料の話はなかった。

2) 北京光遠岩巍農業科技有限公司（双營果園）（北京市平谷区モモ業者）

調査日時：11月 20 日（月）14:00～16:00

面談相手：(以下 2 名)

王光遠	北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）	総經理
王岩	北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）	(王光遠氏の次男)

(1) 北京光遠岩巍農業科技有限公司からの説明

① 北京市平谷区の産地概要

平谷区は、北京市の東北の郊外地域である。農業生産面積は 1030 万 m²、農業人口 40 万人。北緯 39° に位置する。半分は山間地で、年間降水量 600mm、日照時間は長い。果樹栽培面積は 44 万畝（約 29 千 ha（注）1 畝=667 m²）。このうち 50%がモモの栽培面積であり、生産・販売量とも中国第一の産地。果物の生産量は北京周辺で一番多い。モモだけで 200 品種以上（白肉桃、黄桃、油桃（ネクタリン）、蟠桃など）を栽培しており、栽培技術は中国一である。2005 年、2006 年とも、果物の品質の全国協議会で、上位は殆ど平谷産が占めている。

日本との協力関係を進めている。日本からの観光客も多く、中日友好果園として観光農園を作る予定である。平谷区にはモモの専門機関（産業協会）があり、モモの協会（モモ農家 15 万人から成る、2000 年設立）や行政事務所がある。

② 北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）の概要

平谷区の生産者（父親と次男：子供を 2 人ともカナダに留学させて、英語を習得させている。）

平谷区のうちで大手の果樹業者である。日本の JAS 規格に準じた有機栽培を行っている。当社は 2000 年設立の私企業であり、1000 畝（約 67ha）のモモ圃場を持ち、150 人のスタッフからなり、2003 年から全ての圃場を有機栽培に切替え、2006 年に認可された。現在では 20 数ヵ所の会社が有機栽培を行っている。当社のモモは全国人民代表者会議において展示された。地域商標として「平谷大桃」が 2006 年 4 月に認められ、有機栽培の「平谷大桃」は、市内のスーパーマーケットにおいて高値（500g 当たり店頭価格で 10~15 元）で販売されている。また、中国のイトーヨーカ堂（北京、上海に進出している）と契約して販売を行っている。温室栽培面積は 15 畝（約 1ha）。輸出入許可業者となっており、加工品（缶詰用）を日本へ輸出している。モモの品種育成と、苗木販売、海外からの品種導入も行っている。昨年は韓国へ行き、タイにも行っている。日本にも興味がある。

北京市の研究所と密接な協力関係にあり、良質なモモの栽培環境を整えている。

当社では外国品種の取り扱いの実績はないが、韓国やタイのモモ品種の調査を行っている。2005 年、2006 年の果物コンテストにおいて平谷産のモモが上位を占めており、モモに適した栽培環境が整備されている。

収穫したモモは、翌日、北京の店頭に上るが、棚持ちが重要で、1 週間くらいの保存期間が必要。仮に、白秋を導入した場合、栽培技術の提供も受けられるか関心がある。有機栽培できるか興味がある。糖度が 11~13 度では低すぎる。18 度くらいのものは作れる。

収穫期が、5月23日～6月15日の櫻桃、大桃、6月下旬～7月15日の慶豊、7月30日～8月10日の大久保、8月11日～8月30日の緑化九号、8月31日～9月10日の燕紅24、9月15日～10月15日の晩久保中華寿と、5月から10月まで収穫している。

今年は行っていないが、日本の産地を視察している。岡山大の先生と連携しており、また、鮮度保持で中国農業大学と共同研究を行っている。来年、収穫時期に訪日することも考えている。岡山大の先生は、今年退官予定で、退官したら、一緒に日中友好観光園を作ることにしている。

伝統的に中国北部は堅いモモ、南部は柔らかいモモを好む。ただし、北京市の人口は1600万人で最近発展が著しく、各地方の人々やエリート層が集まっている国際的な街であるので、様々な好みのモモが必要である。消費量は多いので、「白秋」の販売は北京市を狙った方がよいのではないか。以前は「白鳳」があったが、売れないので伐ってきた。ただし、台湾出身者や全国からの出身者が集まるようになって、柔らかいモモの需要も増えてきて、「白鳳」も最近また増えてきた。「白秋」の栽培を試す価値があると思う。

店頭にあったのは、今の時期なら「中華寿桃」だろう。収穫期は10月下旬で、本来なら糖度16度はあるはずだが、冷蔵庫で1ヶ月程度保存したものと思うので品質保証はできない。(食べた実感は8度程度)

3) 北京市林業局果樹産業処、北京市農林科学院林業果樹研究所、北京市平谷区果品办公室

調査日時：11月21日（火）9:00～12:00

面談相手：（以下4名）

方建輝	北京市林業局果樹産業処副処長	高級行程師
	北京市果樹産業協会	副秘書長
	北京果樹学会	副理事長
姜全	北京市農林科学院林業果樹研究所	研究員
周士龍	北京市平谷区果品办公室	室員
岳長文	北京市平谷区果品办公室	室員

（1）北京市林業局果樹産業処からの説明

① 北京市のモモを中心とした果樹の生産概要について

北京市のモモ栽培面積は47万畝（約31千ha）、栽培株は2,000万株、今年の生産量は20万t、売り上げ利益は5.5億元で、今年の平均価格は1.8元/kgであった。2004年の全国のモモ栽培面積は904万畝（約603千ha）、生産量は582万tであった。北京13県全においてモモが栽培されている。そのうち最大の産地が平谷県であり、栽培面積は北京市の半分以上を占めている。

北京での果樹については、日本と技術交流が深い。リンゴ「ふじ」を導入してから技術交流が1980年代から続いている。モモについても交流を深めたいと考えている。

②94年8月国家推進項目について

外国の品種や農業技術の導入を進めることができ94年8月国家推進項目にあがっており、現在、積極的に様々な取組が行われている。外国の新しい品種や技術の導入を促進するのが目的で、この対象になると助成が受けられる。助成対象になっているのは、日本関係では、リンゴの栽培技術のみであり、品種導入の例はない。北京市だけで、1千万元の予算がある。

(2) 北京市農林科学院林業果樹研究所からの説明

① モモの育種概要について

中国でのモモの育種は1950年代から開始。初期は成熟期による選抜を行った。

1980年代からは品質を重視（下記の順で重視）して選抜し、生果用品種、加工用品種及び油桃、蟠桃の育種を行っている。

ア 大きい（北部で300g以上、南部で200g以上）

イ 赤い

ウ 甘い

エ 硬い（日持ちがよい。収穫時に硬く、輸送に適して、消費者には柔らかい「大久保」の様な品種が理想）

オ 核割れが無い（解決済）

「甘さ」より「赤さ」が上位に来る原因是、まずは買ってもらう必要があるため外観が大事。おいしければ外観がどうでも買われていくが、最初は外観重視。

1980年代は40か所で育種をしていたが、現在は10か所程度に減少。育成品種が十分に多くなったことと、弱小の育成機関が淘汰されたことによる。現在の有力育成機関は、北京市農林科学院林業果樹研究所、南京園芸所、中国農科院→果樹研究所、西北農林科学大学果樹研究所の4か所。

全国では200以上の品種が栽培されており、大部分は中国育成品種で、一部「大久保」、「白鳳」等の導入品種がある。このうち生産量が多い重要品種は約50品種である。

中国でのモモの品種更新は早く、1地域で10年程度の期間で更新される。ただし、20年以上使われている「大久保」や中国品種もある。一般に摘果はしないので、無摘果でどのくらい大きくなるかに关心がある。

② 「生産許可」について

中国で栽培を行うには、政府の「生産許可」が必要である。通常、育成者が政府に申請し、許可をもらうことになっている。モモについても、新規導入の場合は、中国各地の試験場で試験栽培を行うことが必要ではないか。リンゴ「ふじ」でも同じように試験栽培を行った。農業部に確認することが必要である。

「大久保」は糖度12~13度として入ってきたが、試験栽培すると、北京では12度が良いところであった。大きさも十分ではなくなった。日本品種は、中国人の口に合う良い品

種であるが、北京市で栽培する場合、寒さに対応できるかを確認する必要がある。かつて「日川白鳳」「加納岩白桃」「長沢白鳳」を入れたら、北京周辺の冬期最低気温が−15℃程度になるので3年目に枯死した。試験場は最低で−15℃になるが、大部分のモモに対しては、問題はない。品種登録に係る栽培試験では、耐寒性はみないので、各地で試験栽培しないと適地はわからない。

品種登録前に試験栽培は可能だが、大面積栽培はできない。登録に際しも、全国対応、北京市限定、北京と上海、など、種々ある。申請者が決めて申請する。

「白秋」については栽培適性試験をしてから登録した方が良いのではないか。さもないと、許諾相手が見つかっても大面積栽培ができない。「生産許可」については農業部办公室に聞いてみればよい。

③ 種苗の販売と育成者権の保護について

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のもの对付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に5畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せせる方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA判定は採用していない。侵害の判定において、DNA分析は参考に過ぎないと考えている。特性項目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家の直接販売で、数年たった古い品種は協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いが多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せた方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法などがある。政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

(3) モモ生産者（北京市平谷区果品办公室）からの説明

① 生産現場の状況について

平谷では、22万畝、約40品種が栽培されている。白肉モモが一番多い。「白鳳」「岡山白桃」は中レベルのスーパーで売っているが、減少中。中国では、年間を通じて堅いモモが

好まれている。柔らかくて、流通も嫌うし、消費者も好まない。「大久保」は硬いまままで売るのでよいが、柔らかくなったら売れないと。「燕紅」など香りがある品種が好まれる。都市では柔らかいのを好む若い人がいるが、全体の売れ行きでは硬い方が良い。北京／上海＝硬／軟とは一概に言えない。最近は流通で硬いのが好まれ、硬くなっている。タイにも輸出しているが、タイは白いモモが好き。「白秋」は白いが、導入すれば赤くなるのではないか。以前に入れた日本の白い品種も育成者の予想外に赤くなった経緯がある。

8月中下旬という「白秋」の収穫時期は、ちょうど良い品種がない時期なのでよい。自分の考えでは、平谷区の一部の地域では「白秋」の栽培は可能ではないかと思う。

全国発送は硬いものが適するが、近郊なら柔らかいのも大丈夫ではないか。流通業者も生産者も取り扱いが楽なので硬いのが好きではある。

一概には言えないが、生産農家の扱いやすさや流通上のメリットが大きい。政府としては、堅いモモと柔らかいモモの両方を奨めている。平谷区の一部の地域では柔らかいモモを流通時間のかからない北京市に主に出荷している。中国では香りがある品種が好まれており、「燕紅」という品種が、香りがする。

「白鳳」は中高階級の消費者には売れている。北京市では250g以上ないと売れない。白色は好まれない。「白秋」は平谷区の成熟時期に合いそうである。花粉が多いことは農家に好まれる要素である。北京では赤色が必要である。「白秋」に袋かけしない場合には、どの程度赤色になるかの写真がほしい。中国では赤みが強くなるのではないか。

4) 北京市内スーパーマーケット（イトーヨーカ堂十里堡店）

調査日時：11月21日（火）14:30～16:00

イトーヨーカ堂は、北京市内に5店舗あり、十里堡店は、北京市東部に位置し、周辺は高層アパートが多い。営業時間は9:00～22:00。来店客は地元の人々が多く、非常に賑わっていた。

残念ながらモモは販売していなかったが、11/22のバーゲン（超級早市）品としてチラシに掲載されていた（袋装白桃：6.99元/500g）。

5) 上海市林業総站

調査日時：11月23日（木）9:00～10:30

面談相手：（以下4名、関係者2名同席）

沈烈英	上海市林業総站	站长
朱心軍	上海市林業総站	党總支書記 副站长
夏琼	上海市林業総站	果樹園芸科長高級農芸師
韓玉潔	上海市林業総站	林木種苗科 副科長
張志豪	麒麟生物農業（上海）有限公司	董事 総經理（同席）
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師総經理（同席）

(1) 上海市林業総站からの説明

① 上海市林業総站の概要

上海市林業総站は、上海市での林業、果樹、花きを管轄している。総站には、5つの研究所があり、品種の指導、育種を統括している。モモの研究所もある。站长は**1990**年代に来日経験がある。

花き協会も上海にある。花とメロンは、ここ十数年、日本から新品種を導入している。

② 上海市の果樹生産状況

果物のグループは、モモ、スマモ、カンキツ（ミカン）、ブドウ、ビワの5つある。果樹の全体生産面積は2.3万haあり、そのうちモモについては0.8万haである。

モモはメイングループであり、増産中。水蜜桃、黄桃、蟠桃、ネクタリンを栽培。増産傾向にある。特徴のある品種や付加価値のある品種の導入を検討しており、「白秋」についても興味がある。これまで水分や糖分含量が多い品種を育成してきたが、輸送性には問題がある。上海市には外から多くの人が入っており、ビタミンCが豊富など、健康によいものを期待している。地方の人もヘルシー嗜好、高級嗜好となってきている。また、観賞用+果実も食べられるものがあれば、街路樹需要もあり、日本の甘ガキを候補として考えている。

③ 育成者権の保護について

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考えている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させていくところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールしにくくなるので、3~5年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、まとめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは3年、果樹では10年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

④ 上海のモモ品種について

上海ではモモの日本の品種も多く、「清水白桃」、「浅間」、「布目早生」などが栽培されている。消費者の好みも日本に近く、白いもの、柔らかいものを好む。上海は缶詰め用ではなく、生果用として、大きく、水分が多く糖分が高いものが好まれる。メインの栽培品種としては「大団」、「新風」、「錦秀」があり、いずれも上海で選抜した品種である。これらの品種の収穫最盛期は**7/20~8/20**であり、「白秋」と同じ時期である。

揚子江より北では堅く、赤い品種を好む。袋かけと摘果は通常実施している。黄色い袋をかけて収穫前にはずすと、白い果皮に紅が差し、消費者に好まれる。

上海の気候は6月中旬～7月中旬が梅雨。長くても1か月。短い年は2週間ほど。年間降水量は1200～1400mm。モモの糖度は11～13度品質を良くするために袋かけや摘果はいとわない。大きくなくてはならないが、250g以上あれば大きいと考える。上海周辺の産地に消費者が車で買いに行く産直が多い。

品種登録には花でも3年かかり、果樹では6年かかる。申請中に果樹の代理栽培をすることができる。

⑤ 新品種の日本への出願について

新品種の交流について、植木品種「東方山」（スギ科）を日本に出願している。林業の種苗登録代理人資格を持った人はこちらに6名いる。これから林業の代理事務所を作る予定。

6) 上海市南匯桃子研究所（調査圃場）

調査日時：11月23日（木）13:30～14:00

上海市南匯桃子研究所紀仁芬所長の案内で、同研究所のモモ試験圃場を視察した。ここ数日雨が降り続いたため、水たまりが多くみられた。ただし、水路に近く排水性は良いとのこと。全体的に樹高が低く、樹勢が弱く、幹の皮が荒れていた（幹が傷つきヤニがでたため）。近々別の圃場に移転する計画である。

7) 上海南匯区人民政府農業委員会、上海市南匯桃子研究所

調査日時：11月23日（木）14:30～16:30

面談相手：（以下5名、関係者4名同席）

郁亜忠	上海南匯区人民政府農業委員会	副主任
郭国華	上海南匯区人民政府農業委員会農林办公室	
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所	所長 高級農芸師
	上海市南匯区林業站	副站長
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
朱心軍	上海市林業總站	党總支書記 副站長（同席）
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長高級農芸師 (同席)
楊波	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長 高級農芸師（同席）
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師總經理（同席）

（1）上海市南匯桃子研究所からの説明

① 上海市南匯桃子研究所の概要について

上海市南匯桃子研究所は、2001年、上海市南匯区の研究所として設立。2006年9月に、上海市の研究所となった。研究員は7名おり、高級資格研究員2名、中級、初級資格研究員は5名である。

モモの品種育成、導入、検定を行っており、モモの試験、優良品種の選定を実施している。2004年に「南京水蜜桃」を育成して申請。2005年に登録。

標準的な栽培技術を試験して、区内の生産者に対して標準化をすすめている。これまでに、100品種以上を導入し、早生(5月、ネクタリン)、中生(7月下旬～8月上旬、普通モモ)、晩生を栽培しており、主に水蜜桃、蟠桃、油桃を6～7品種栽培している。露地およびハウス栽培を行っている。最初の成熟期となるのが油桃で5月頃、次いで水蜜桃で7月下旬～8月上旬。「清水白桃」「浅間白鳳」「川中島白桃」など5～6品種を導入。日本品種は地域適性も合い、導入に問題はないと思う。上海には8月中旬以降の晩生には良い品種がなく、良い品種があれば導入したい。

当研究所のもう1つの任務として、生産者に対する技術支援を行っている。研究所敷地内のモモ試験地面積は100畝(約6.7ha)、年間生産量400tとなっている。他の会社との協力によるモモ栽培面積は500畝(約33.4ha)以上あり、5畝(約0.4ha)の苗木栽培地がある。上海周辺に苗を20万株以上出荷している。

国レベル、市レベルのプロジェクト研究も行っている。最近のプロジェクトとしては、2009年国際博覧会に特別指定果物として出展するために研究を始めている。

この他、区の科学委員会と協力して、土壤肥料、生理等の試験も実施しており、モモの肥料効果の測定試験の研究を行っている。また、モモの鮮度保持のための100m²の冷蔵施設を建設中である。

(2) 上海南匯区人民政府農業委員会からの説明

① 南匯区のモモ生産概要

南匯区は、上海周辺で最大のモモの産地であり、8万畝(約5.3ha)の栽培面積があり、主に3品種(「大団」、「新風」、「錦秀」)が栽培されている。これらの品種は、上海市民が受け入れている優良品種である。

地元農家はモモの生産に依存している。地元ではモモの生産改善によって、収入を上げていくようにしており、市場においても地元のモモが売れている。このようなモモの生産を改善するために当研究所が設立された。モモ産業を良くするために導入品種を固定して、改善を図っている。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

当地での生産、収穫期間は7月下旬～8月上旬。それ以外の早生のもの、晩生のものがあれば、ニーズに対応できると考えており、早生か晩生が欲しい。有機栽培は開始しているが、始まったばかり。糖度15～18度のモモを作っている。

試験栽培に協力することはできるので、その結果当地域が適地となれば上海市場に出すことができる。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

これからも交流することは双方にとって良いことと考える。友好な協力関係を築いていきたい。

8) 上海市農業科学院科研処、上海交通大学

調査日時：11月24日（金）10:00～12:00

面談相手：（以下4名）

李世誠	上海市農業科学院科研処 上海市設施園芸技術重点実験室	研究員 元主任
	中国農学会葡萄分会	副理事長
	中国園芸学会	理事
吳鈺良	上海市農業科学院作物林果所	桃課題組
施標	上海市農業科学院国際合作办公室	室員
王世平	上海交通大学 上海園芸学会	植物科学系副主任 教授 副理事長
	果樹専業委員会	主任
	中国農学会葡萄分会	常務理事
	中国園芸学会	理事

(1) 上海市農業科学院からの説明

① 上海市農業科学院の概要について

農林科学院は、上海市所属の研究機関であり、植物の他動物、農業経済などの研究を行っている。果樹の研究所が1つあり（林果研究所）観賞植物も研究している。以前は園芸研究所であったが、果樹部門が分かれて設立された。

果樹研究は1960年代から始めており、主にモモ、ブドウ、ナシ、ミカン、小果（イチゴなど）の研究を行っている。研究目的としては育種、栽培がある。モモについては、中国の主要な品種である黄桃「錦锈」（晩生品種）を育成した。上海周辺だけで13万畝、10数万本が栽培されている。育種目標は、品質の改善、日持ち性。「川中島白桃」が一番人気。モモの根域制限栽培も実施している。

ネクタリン（油桃）は、品種育成を開始したところ。酸味を減じ、裂果を防止するのが目標。揚子江以南に良い品種がなかったが、最近は改良した油桃「炉油018」（上海ネクタリン018号の意）（酸っぱくない、裂果しない）を育成した。この品種は、上海周辺だけではなく、周辺の省でも栽培されている。

ぶどうの育種では、野生種と栽培品種を交雑して、育種を行っている。種なしブドウの育種を胚培養により進めており、2～3の優良系統を育成中である。

ナシ、イチゴの研究も行っている。ナシ「早生新水」を育成した。この品種は日本の「新水」の子孫で成熟期が1週間早い。

ブドウ、モモの栽培面積が上海周辺で広がっている。

② 「生産許可」について

「白秋」を中国で実際に栽培した場合、どのような形質になるか、その形質が日本と同じようであれば、売れるかどうか判断できる。ただし、新しい品種を導入しようとする場合は、各地域の試験場において試験栽培をして、栽培の許可を政府から得なくてはならない。これは数年かけて、地域での栽培に適しているかを判断するものである。もし栽培した地域にあわないと賠償をしなくてはならない。90年代以降、政府の取締が厳しくなり、このような認定制度を行っている。

手順としては、品種登録後、上海での試験栽培による生産評価を受けて、生産許可証を得てから栽培を行うことになる。このような許可は外国品種についても要求されている。登録していない品種（昔の品種など）にも、生産許可が必要となっている。古い品種も、品種保護はできないが、許可無く生産すると、違反となり、罰せられる。そのため、品種登録申請と品種の生産許可申請を並行して進める必要がある。

生産許可申請については、農業部のホームページに掲載されているので参考されたい。一般に、国内育成者の場合は自分で許可を申請するが、外国品種の場合はその品種を導入する機関が申請する。農業科学院では、外国品種を含めて年間30～40品種についての生産許可をもらっている。試験栽培は地方部署が行う。大学等は、基礎研究が主な部分であるので、試験栽培は行わない。

試験栽培は仮保護後に行うことができる。検疫は60日以内で完了するが、穂木を高接ぎする時期としては2月となるので、事前に準備を進めておくことが必要であろう。

③ 948プロジェクトについて

上海交通大学の王博士は、948プロジェクトでブドウの外国品種を導入するために、北京市当局へ手続きを進めている。

④ 育成者権の保護について

研究所では、自ら農家への苗木の販売、業者への許諾を与えて、苗の増殖を行っている。品種の侵害事例としては、とうもろこし品種において発生した。不法に利益を得た業者に賠償請求を行った。

(2) 上海交通大学からの説明

① 上海周辺のモモの状況等について

上海は岡山県と同じ年平均気温である。当地では、日本品種の「川中島」も人気のある品種の一つで、8/1～/6が成熟期となる。モモは多汁系で、外観の良いものを好む。今年は、穿孔細菌病によって、浦東地域周辺の20haの産地で「川中島白桃」が葉や果実に著しく被害が出、果実にも症状が出て収穫ゼロだった。中国ではヤニ病で樹勢が弱まる。最近は農薬管理の規制が厳しいので、導入する品種には耐病性があることが望ましい。「川中島白桃」

は空港周辺では 1 個 25 元で売れた。

「白秋」が、日本と同時期の収穫期で同じ品質なら、高値で売れると思う。中生はたくさん品種があるので、普通の品質なら普通に売れると思う。

新品種導入時には必ず栽培試験をする。生産者に勧めて栽培に問題があつたら、生産者に、試験場が賠償しなくてはならない。推奨するには政府の「許可証」(品質保証)が必要。

1990 年代に品種の取り締まりが強くなり、こういった制度ができた。試験栽培をするなら、上海は 2~3 月に高接ぎをするので、急いだ方が良い。

9) 上海市内スーパーマーケット（カルフル古北店）

調査日時：11 月 24 日（金）14:00~16:00

カルフルは上海市内に 5 店舗あり、古北店は上海市のやや西部の外国人エリアに位置し、富裕層、外国人の買い物客が多い。8:30~24:00 まで営業している。モモの価格は 9.8 元／500g。

(参考：ふじリンゴの価格は、有機栽培 6.98 元／500g (割と甘く美味しかった)、普通栽培 5.88 元／500g、バーゲン品 1.88 元／500g (あまり甘みがない)、日本産 1 個 28 元)

4 現地調査のまとめ

1) 今後の全般的な進め方等について

今回の調査では、果樹特にモモに係る政府関係者、果樹研究者、果樹生産業者と懇談することできたので、中国側の各部署での対応窓口となるキーパーソンを確認することができた。また、会談によって、中国でのモモ育種、生産状況や嗜好などの様々な情報を得ることができた。

中国関係者の「白秋」に対する反応は極めて高く、大変興味を持っていました。

各政府及び研究機関関係者も極めて友好的、協力的であり、多くの情報、アドバイスを得た。特に、中国で新たに品種を栽培するためには、品種登録とは別に栽培許可を中国政府から得なければならないことなど、日本では知り得なかった情報を入手することができ、非常に有意義なものであった。

今後は、品種登録に係る栽培試験の通知が届き次第、栽培試験用の穂木を送付できるように、準備を進めるとともに、試験栽培の手続きについて中国側と確認する必要がある。

また、許諾先の選定が円滑に進められるよう、今回の調査で得られた様々なルートを通じて、情報を収集することが必要である。

さらに、本事業の目的であるマニュアル作成に向けて、全体的なタイムスケジュールを組んで、事業のポイントを確認しながら進めることが重要である。

2) 特に、許諾先の選定について

許諾先地域の選定については、「伝統的に北京は赤い硬肉モモを好み、上海は白く柔らかいモモを好む、との認識があったが、必ずしもそればかりではないと感じた。北京近郊の平谷区は現在中国第一のモモの産地であるが、現地の生産者によると、北京には全国の人々が集まり、多様なモモのニーズがあるので、柔らかい果皮色が白いモモでもニーズがある」とのことであった。

一方、上海の生産地では、「やはり柔らかい肉質のモモが消費者に好まれるので、硬肉モモはほとんど栽培していない。」とのことであった。流通も、通常の流通経路の他に、消費者が直接現地に買いに行く産直販売でかなりのモモが販売されているとのことであり、品質が良ければ消費者は高くとも買う状況にある。

気候的にも、上海は日本の本州と大きく違わず、日本の品種は問題なく育つとのことであった。北京は冬期に $-15\sim-20^{\circ}\text{C}$ になるため凍害が心配されるが、上海は凍害の心配はなく、年間降雨量が1200mm程度で日本とあまり変わらない。

栽培管理状況は、北京では、硬肉モモを扱い慣れた生産者なので、丁寧な取り扱いに慣れていないし、摘果の習慣もない。これに対して上海では、摘果・袋掛けは通常の作業であり、柔らかい肉質を扱い慣れているので、栽培上のトラブルは少ないのではないかと考えられる。現地の指導層にあたる大学・研究所の研究者も日本への留学経験者が多く、品種の導入が速やかに進むと期待され、上海が導入地として適当ではないかと考えられる。

3) 育成者権の保護について

中国国内での育成者権の保護状況は、近年、法整備が進んできたところであるが、栄養繁殖性の品種の保護はやはり難しい、と現地でも認識している。解決策の 1 つとして提案されたのが、まず栽培許可のための試験を現地の試験場で実施し、その間、品種の流出を防ぐ、許可証が発行された時点では、試験樹が十分生育しているので、一気に穂木を提供できる。違法増殖の心配が無くなるのではないか、というものであった。

4) 果実の販売状況等について

北京では、屋台の果物屋、店を構えた青果店、地元スーパー、外資スーパー（イトーヨーカ堂）、上海では店を構えた青果店、地元スーパー、外資スーパー（カルフール）の果実を購入したが、一般に品質はまだ不十分であった。しかし、価格は安く、1 個 3~5 元 (= 48~80 円) の間である。北京の屋台の「紅富士」リンゴは、2 元 (= 32 円) という金額でありながら、日本国内のスーパー並の味であり、脅威を感じた。外観はまだ不揃いで、日本人が外観にこだわり続けるなら、日本国内での国産果実の優位は揺るがないが、輸出の場合は、高級品志向の高所得者層は別としても、厳しい展開も予想される。

上海のカルフールには、日本からの輸入「ふじ」もあったが、28 元 (= 448 円) と破格に高く、外観はきれいで果実も大きかったが、内部が褐変し始めており、食味も悪く、日本産の評判を落とすものである。輸出段階での品質は管理されていると思うが、中国での店頭管理の改善も含めた品質管理対策の必要性が感じられる。

5 参考写真

[北京市内スーパー・マーケット（イトーヨーカ堂十里堡店）]



[上海市内スーパーマーケット（カルフル古北店）]



北京市内の八百屋。右のかごはお見舞い用。白いクッションでくるんでいるのがモモ



北京市内の果物の露店



北京空港での果物販売状況。白いネットでくるんでいるのがモモ (2006.11.22)



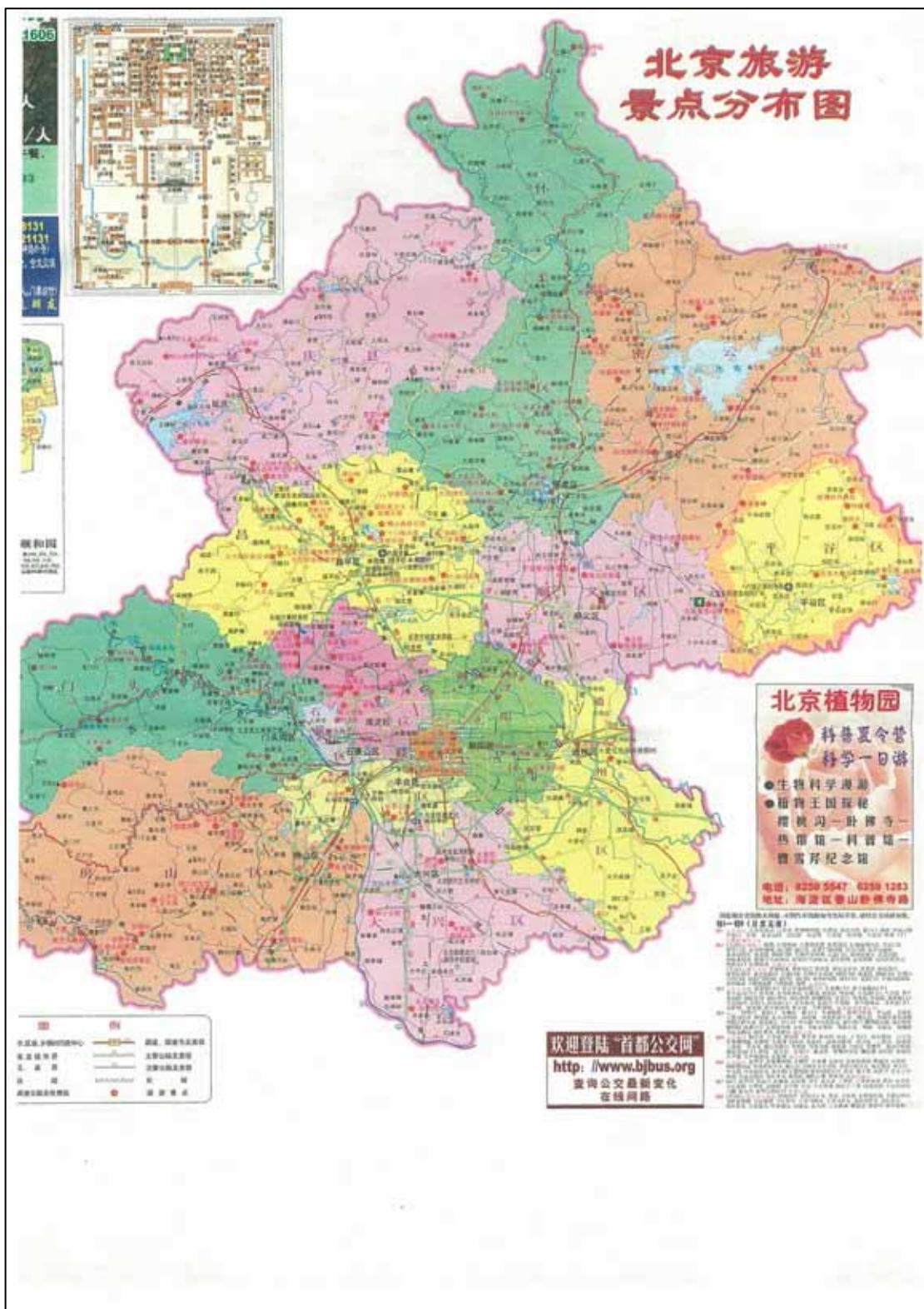
上海市南匯桃子研究所のモモほ場



南匯区でのモモの一般栽培ほ場（垣根の向こうがモモ畠）

6 準備資料

1) 北京市、上海市周辺地図





2) 北京名果（モモの部分を抜粋、日本語訳）：主編閃崇輝、科学技術文献出版社

(1) 本地古老品種

- 1 五月鮮：北京地方品種、平均 180g、糖度 11%、7 月上旬成熟
- 2 五月鮮扁干：原産北京、蟠桃品種、平均 115g、糖度 13%、7 月上旬成熟
- 3 魁桃：河北省原産、平均 250g、糖度 15.2%、9月初め成熟
- 4 秋宝珠：来源不詳、平均 148.3g、糖度 12%、8 月中下旬成熟
- 5 秋蜜：北京平谷原産、平均 200g、糖度 14%、9 月下旬成熟
- 6 迎霜：北京密云農家選出の晚熟品種、平均 213g、糖度 17.5%、10 月上旬成熟
- 7 早久保（香山水蜜）：来源不詳、平均 154g、糖度 7.63%、収穫期 7 月上旬
- 8 早黄金：平均 88g、糖度 10%、7 月上旬成熟
- 9 夢卜桃：北京古老地方品種、平均 196g、糖度 11%、7 月中旬成熟
- 10 晩熟大蟠桃：北京原産、平均 150g、糖度 11%、8 月中旬収穫

(2) 導入品種

- 11 阿布白桃：日本由来、平均 243.8g
- 12 沙姆阿斯：来源日本、平均 200g
- 13 川中島白桃：日本由来、平均 191.8g
- 14 白鳳：日本由来、平均 125g、糖度 11%、7 月下旬成熟
- 15 大久保：原産日本、平均 260g、糖度 10.5%、収穫期 7 月末～8 月初め、北京地区の主栽品種の 1 つ
- 16 岡山白：原産日本、平均 153g、糖度 11%、8 月中下旬成熟
- 17 阿目斯丁：原産アメリカ、平均 102.5g、糖度 10.5%、7 月初め成熟
- 18 都白鳳：原産日本、平均 218g、糖度 9.3%、7 月下旬成熟
- 19 金童 5 号：アメリカ育成品種、平均 200g、糖度 9.9%、収穫期 8 月上旬
- 20 金童 6 号：アメリカ育成品種、平均 159g、糖度 10.5%、収穫期 8 月中旬
- 21 金童 7 号：アメリカ育成品種、平均 178.4g、糖度 10%、収穫期 8 月中旬
- 22 金童 8 号：アメリカ育成品種、平均 173.4、糖度 11%、成熟期 8 月下旬
- 23 NJN72：アメリカの油桃品種、平均 130g、糖度 10%、6 月末成熟

(3) 育成品種

- 24 早美：北京市林果所、94 年定名、平均 97g、糖度 8.5-9.5%、6 月上旬成熟
- 25 慶豐：北京 26 号、79 年定名、平均 150g、糖度 9%、6 月下旬～7 月初め
- 26 京紅：北京 1 号、75 年定名、平均 120g、糖度 8.8%、収穫期 7 月上旬
- 27 京玉：北京 14 号、75 年定名、平均 162g、糖度 9.5、収穫期 8 月上旬
- 28 華玉：北京 38 号、00 年定名、平均 400g、糖度 13.5、8 月中下旬成熟
- 29 京艶：北京 24 号、77 年定名、平均 250g、糖度 10.5%、収穫期 8 月末～9 月初め
- 30 艷豊 1 号：北京市平谷区政府選出、平均 250g、糖度 14%、9 月上旬成熟
- 31 八月脆：北京 33 号、77 年定名、平均 300g、糖度 10%、収穫期 8 月下旬

- 32 燕紅：綠化9号、84年定名、平均220g、糖度13.6%、收穫期8月下旬～9月上旬
- 33 晚蜜：北京市果林所、91年命名、平均230g、糖度14.5%、9月末成熟
- 34 早露蟠桃：北京市林果所、蟠桃、89年定名、平均103g、糖度9-11%、6月中旬收穫
- 35 瑞蟠2号：北京市林果所、蟠桃、94年命名、平均150g、糖度8.5-13%、7月中旬成熟
- 36 瑞蟠3号：北京市林果所、蟠桃、94年命名、平均200g、糖度10-12%、7月末成熟
- 37 瑞蟠4号：北京市林果所、蟠桃、94年命名、平均221g、糖度8.5-13%、8月末成熟
- 38 碧霞蟠桃：北京市平谷県画店郷桃園、92年定名、平均125g、糖度15%、9月下旬成熟
- 39 早紅珠：北京市農林科学院、94年命名、平均97g、糖度11%、6月中下旬成熟
- 40 香珊瑚：北京市農林科学院、95年命名、平均165g、糖度10.5-14%、7月下旬成熟
- 41 瑞光5号：北京市林果所、油桃、89年命名、平均170g、糖度7.4-10.5%、7月上中旬成熟
- 42 瑞光7号：北京市林果所、油桃、89年命名、平均150g、糖度9.5-11%、7月中旬成熟
- 43 瑞光18号：北京市林果所、油桃、94年命名、平均260g、糖度9-12%、7月下旬成熟
- 44 瑞光19号：北京市林果所、油桃、94年命名、平均150g、糖度8.5-12%、7月下旬成熟
- 45 瑞光22号：北京市林果所、油桃、平均158g、糖度11%、7月初め成熟
- 46 燕黃：北京市林果所、平均191g、糖度11.6%、9月上旬成熟
- 47 瑞光28号：北京市林果所、油桃、平均260g、糖度10-14%、7月下旬成熟
- 48 京川：北京市林果所、84年定名、平均212g、糖度12.7%、9月上旬成熟
- 49 瑞光27号：北京市林果所、油桃、平均180g、糖度10-11%、8月中下旬成熟

(参考)

「北京名果」に掲載されている樹種と品種数

1 モモ

① 本地古老品種	10 品種
② 導入品種	13 品種
③ 育成品種	26 品種
計	46 品種

2 ブドウ

① 伝統品種	7 品種
② 育成品種	14 品種
③ 導入品種	17 品種

④ 加工品種	8 品種
計	46 品種

3 ナシ

① 秋子梨系統	5 品種
② 白梨系統	6 品種
③ 砂梨系統	3 品種
④ 西洋梨系統	6 品種
⑤ 二十世紀八十年代以来發展的品種	15 品種
計	35 品種

4 リンゴ

① リンゴ類	22 品種
② 小リンゴ類	7 品種
計	29 品種

5 カキ

計	7 品種
---	------

6 ナツメ

① 生食品種	16 品種
② 干果生食両用品種	6 品種
③ 干果加工品種	3 品種
④ 觀賞品種	6 品種
計	31 品種

7 アンズ

① 生食加工類	32 品種
② 仁用アンズ	6 品種
計	38 品種

8 オウトウ

計	19 品種
---	-------

9 クリ

計	8 品種
---	------

10 クルミ

① 早実類	9	品種
② 晩実類	7	品種
③ 観賞クルミ	2	品種
計	18	品種

11 スモモ

計 **12** 品種

12 クワ

計 **16** 品種

13 サンザシ

① 大サンザシ類	8	品種
② 小サンザシ類	4	品種
計	12	品種

3) 日本からの農業部への出願状況

中国農業部ホームページより（2008.2.14 現在）

中国农业植物新品种保护网
Http://www.cnpvp.cn

您现在的位置：[首页](#) > [品种权公告查询](#)

查询结果

申请号	植物种类	品种名称	申请日	公告类型	申请/品种权人	公告号
20000100.0	辣椒属 Capsicum L.	卡普椒	2000-12-15	申请公告	有限会社日本农研	CNA000226E
20010187.0	菊属 Chrysanthemum L.	精兴之诚	2001-10-23	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA000392E
20020080.1	菊属 Chrysanthemum L.	精兴光玉	2002-5-20	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA000524E
20040003.7	兰属 Cymbidium Sw.	楠山幻想曲‘卡利奥卡’	2004-1-5	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001428E
20040004.5	兰属 Cymbidium Sw.	盐山森林‘玛吉利卡’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001429E
20040005.3	兰属 Cymbidium Sw.	盐山之泉‘赞美神’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001430E
20040006.1	兰属 Cymbidium Sw.	盐山小溪‘俄耳甫斯’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001431E
20040197.1	兰属 Cymbidium Sw.	多萝西-斯托克斯蒂尔‘遗忘的果实’	2004-4-13	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001432E
20040198.X	兰属 Cymbidium Sw.	普尔达森‘普罗金’	2004-4-14	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001433E
20040237.4	兰属 Cymbidium Sw.	美丽山谷‘世界和平’	2004-5-19	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001434E
20040401.6	菊属 Chrysanthemum L.	精之波	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001814E
20040402.4	菊属 Chrysanthemum L.	精海	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001815E
20040403.2	菊属 Chrysanthemum L.	精兴新年	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001816E
20050052.X	兰属 Cymbidium Sw.	火炬	2005-1-18	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002181E
20050053.8	兰属 Cymbidium Sw.	光彩	2005-1-18	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002182E
20050483.5	菊属 Chrysanthemum L.	岩之白扇	2005-8-22	申请公告	岩田悟	CNA002562E
20050503.3	兰属 Cymbidium Sw.	篝火	2005-9-1	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002563E
20050708.7	甜瓜 Cucumis melo L.	伊洛晶	2005-11-23	申请公告	株式会社萩原农场生产研究所	CNA002714E
20060149.0	草莓 Fragaria ananassa Duch.	福S6号	2006-3-10	申请公告	日本国福冈县政府	CNA003336E
20060804.5	水稻 Oryza sativa L.	越光H3号	2006-12-22	申请公告	本田技研工业株式会社	CNA003653E
20060631.X	桃 Prunus persica (L.) Batsch	白秋	2006-11-10	申请公告	独立行政法人农业食品产业技术综合研究机构	CNA003818E
20000100.0	辣椒属 Capsicum L.	卡普椒	2000-12-15	授权公告	有限会社日本农研	CNA000499G
20010187.0	菊属 Chrysanthemum L.	精兴之诚	2001-10-23	授权公告	日本精兴园有限会社	CNA000501G
20020080.1	菊属 Chrysanthemum L.	精兴光玉	2002-5-20	授权公告	日本精兴园有限会社	CNA000502G

共查询到24条记录

农业部植物新品种保护办公室版权所有

主办：农业部植物新品种保护办公室 电话：010-64193029 65927554	承办：农业部科技发展中心 E-mail:chenhong@agri.gov.cn
--	---

4) 面会者リスト

氏名	所属	職名
謝順星	北京路浩知識產權代理有限公司	董事長
張晶	北京路浩知識產權代理有限公司	企画部經理
高鋒	北京路浩知識產權代理有限公司	国際部助理
朴仙	北京路浩知識產權代理有限公司	国際部助理
王光遠	北京光遠岩巍農業科技有限公司(双営果園)	総經理
王岩	北京光遠岩巍農業科技有限公司(双営果園)	(王光遠氏の次男)
方建輝	北京市林業局果樹産業処 北京市果樹産業協会 北京果樹学会	副処長 高級行程師 副秘書長 副理事長
姜全	北京市農林科学院林業果樹研究所	研究員
周士龍	北京市平谷区果品办公室	室員
岳長文	北京市平谷区果品办公室	室員
閃崇輝	北京果樹学会	理事長
付占方	北京市園林綠化局果樹処	処長
張志豪	麒麟生物農業(上海)有限公司	董事 総經理
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師 総經理
王世平	上海交通大学 上海園芸学会 果樹專業委員会 中国農学会葡萄分会 中国園芸学会	植物科学系副主任 教授 副理事長 主任 常務理事 理事
沈烈英	上海市林業總站	站長
朱心軍	上海市林業總站	党總支書記 副站長
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長高級農芸師
楊波	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長 高級農芸師
韓玉潔	上海市林業總站	林木種苗科 副科長
郁亞忠	上海南匯区人民政府農業委員会	副主任
郭國華	上海南匯区人民政府農業委員会農林办公室	室員
周建明	上海市南匯区林業站 上海市南匯区野生動物保護管理検査站 上海市南匯区林業病害虫防治検疫站	站長
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所 上海市南匯区林業站	所長 高級農芸師 副站長
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
李世誠	上海市農業科学院科研処 上海市設施園芸技術重点実驗室 中国農学会葡萄分会 中国園芸学会	研究員 元主任 副理事長 理事
吳鈺良	上海市農業科学院作物林果所	桃課題組
施標	上海市農業科学院国際合作办公室	

(II)平成19年度現地調査

1 現地調査日程

7月 30日(月)	14:05	成田発(CN930便)
	17:20	上海浦東空港着
7月 31日(火)	08:45～10:30	上海市林業総站
	13:00～14:30	上海市南匯区人民政府農業委員会
同 上		上海市南匯桃子研究所
	15:00～15:45	上海桃源科技發展有限公司(モモ生産企業)視察
	16:00～16:45	上海市南匯桃子研究所(試験ほ場)視察
8月 1日(水)	08:00～09:00	上海龍昊果蔬菜批發交易市場經營管理有限公司視察
	13:00～15:30	上海振東園芸有限公司
8月 2日(木)	09:00～12:00	上海市農業科学院
	14:00～14:15	錦綉黃桃市場(公設農家產地直販市場)視察
	14:20～15:30	上海市奉賢区青村鎮モモ生産農家視察
	16:00～17:00	上海市内スーパー(カルフール)視察
8月 3日(金)	14:35	上海浦東空港発(CN919便)
	18:10	成田空港着

2 現地調査参加メンバー

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 知的財産センター
知的財産専門職 米田 勉

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所
ナシ・クリ・核果類研究チーム 主任研究員 八重垣英明

平木国際特許事務所 種苗室 何 小萍

社団法人農林水産先端技術産業振興センター 調査広報部長 四方 平和

3 調査概要

1) 上海市林業総站

調査日時：7月31日（火）8:45～10:30

面談相手：（以下5名）

潘土華	上海市林業総站	副站長 高級工程師
夏琼	上海市林業総站	果樹園芸科長 高級農芸師
楊儲豐	上海市林業総站 兼上海南匯桃子研究所	果樹園芸科 副科長 副所長
朱彬彬	上海市林業総站	果樹園芸科員
王秀敏	上海市林業総站	果樹園芸科員

林業総站からの説明及び意見交換等

林業総站からの説明、意見交換等は、概要以下のとおり。

①上海市林業総站の役割等

果樹は、国レベルでは農業部だが、上海では伝統的に林業総站が担当している。果樹の種苗の生産管理も林業総站が行っている。

②林業総站と農業科学院の違い

林業総站は行政機関であり、対象は上海市のみ。農家の管理、技術の普及も行っている。最近では、モモの研究、ブドウの研究等にも力を入れている。

農業科学院は研究開発が中心、対象は上海が中心だが、周辺の省も対象にしている。

③ロイヤルティの支払い方

種苗を販売する場合には、品種により様々な形態で苗木販売を行っている（チームを作る、許諾先と協力する、総站が直接販売する等）。

契約のロイヤルティは、果樹の適当な事例はないが、花きの場合は、種苗の数量に応じて支払う場合と売上高（利益）に応じて支払う場合の2種類の方法がある。

花き種苗の販売先は上海のみではなく、他の地域にも販売を行っている。

④許諾契約の主体

林業総站は行政機能を持っているが法人格も有しており、契約行為を行うことができる。ただし、仮に、林業総站が許諾当事者となった場合は、苗木生産は、指導管理下にある別機関の桃子研究所が行うことになる。

桃子研究所は林業総站の指導を受けるが、予算経費を受けているわけではなく、独立した組織となっている。

なお、許諾契約するためには、栽培試験を行って、栽培適性を確認するとともに、消費者の嗜好の可能性を確認する必要がある。

林業総站においては、果樹種苗の契約による販売事例はないが、花きを外国から2品

種導入した事例がある。

⑤果樹の販売

上海での果物の販売形態としては、以下の4タイプがある。

- ・評判の良い果物を、生産者から会社組織がまとめて購入してスタッフ（社員等）に配る（お中元的な贈答用）。
- ・生産者が卸売市場に販売する。
- ・生産者が直接消費者に販売する。
- ・観光農園方式。

モモの加工品は少ない上、果実は保存が効かないので、輸出ができない。保存方法の試験を行っているが、まだ確立されていない。

⑥上海の果樹生産

上海市内で流通しているモモ果実の約10%が上海での生産。

モモは、上海全体で66万畝（約44千ha、1畝=667m²）で、多数の品種が作付けされている。1品種の生産面積は、多くても2～3万畝（約1.3～2千ha）程度。

上海では栽培地を制限しており、栽培可能な土地は少ない。

早生、中生、晩生のものがバランス良く欲しい。特に、晩生の品種が欲しい。

⑦許諾契約の進め方

（当方から、「「白秋」が仮保護の対象になったので、許諾条件、試験条件、権利保護等を含めた許諾契約に繋がるような試験契約を締結したい。」との話をしたところ、）

桃研究所は、100畝（約6.7ha）の試験圃場を持っており、秘密保持契約とすることができる。また、林業総站は、果樹の栽培面積をコントロールしており、品種の変更、更新についても行政コントロールしており、計画的に品種を導入している。

利用許諾条件については、まず試験栽培を行い、「白秋」の特性を確認し、既存の他品種と比較・評価を行なわないと検討できない。利用特性を確認して契約を行うことが望ましい。

（「1つの契約の案としては、試験栽培とその結果に基づいて利用許諾に移行する契約のような形式を検討することが考えられるが、その場合は、契約書の案を作成し、用語を日本語、中国語、英語のいずれにするかを含めて、夏科長と米田専門職を窓口にして、半年以内をメドに詰めることとしてはどうか。」との提案が、林業総站サイドと農研機構サイドの双方からなされた。）。

⑧試験用の種苗の輸入

林業総站は、植物検疫の所管部署もあるので、穂木の輸入元になることはできない。仮に、林業総站が、契約主体になった場合は、輸出入の資格を有している適当な会社を

選定して、申請させることとなる。

2) 上海市南匯区人民政府農業委員会、上海市南匯桃子研究所

調査日時：7月31日（火）13:00～14:30

面談相手：（以下5名、関係者2名同席）

瞿元弟	上海市南匯区人民政府農業委員会	副主任
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所	所長 高級農芸師
	上海市南匯区林業站	副站長
楊儲豐	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長
	兼上海南匯桃子研究所	副所長
邵雲龍	上海市南匯桃子研究所	顧問（前所長） 高級農芸師
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
楊穎	上海市南匯桃子研究所	研究員
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長 高級農芸師（同席）
朱彬彬	上海市林業總站	果樹園芸科（同席）

意見交換等

①今年のモモの生育について

例年なら、8月初めまで、水蜜桃の収穫期であるが、今年は、雨が少なく、高温ということもあって、収穫期が早まり、先週なら品物があったが、今週は収穫が減少している。展示会も、7月26日で終了した。現在は、蟠桃を収穫している。

②白秋の特性等

（「白秋」の育成者が来たということで、品種特性の説明を求められたので、八重垣主任研究員が「白秋」の特性について、質問に応えて、概要以下の様に説明。）

- ・授粉は必要か。→花粉はあるので特に必要はない。
- ・交雑育種により得られた品種か。→そうである。
- ・収穫期は「清水白桃」と同時期か。→ほぼそうである。
- ・交雫に白桃を用いているが、白桃にはいろいろなタイプあるのではないか。
→「川中島白桃」、「清水白桃」など白桃が付く品種はいくつもあるが、今回交雫に用いているのは、ただの白桃である。
- ・結果枝は強めのものを使うのか。→中・短果枝を中心に使う。早生品種では長果枝も使う。
- ・耐病性は。→「清水白桃」や「白鳳」と同じで、平均的。特に弱くも強くもない。
- ・低温要求性は。→「清水白桃」や「白鳳」と同じで、平均的。

- ・糖度は。→平均的な品種。11~13%程度。
- ・最大の特徴は。→果実が大きいこと。遮光袋を使うと白いきれいな外観となること。
- ・核の粘離は。→粘核。
- ・「清水白桃」との差はどこか。→「清水白桃」は生理落果（ジューンドロップ）が多いが、「白秋」は少ない。
- ・欠点は。→着色が悪く、日本の多くの地域で人気のある真っ赤な外観にはならないこと。
- ・食味の特徴。→果肉は「あかつき」などよりは軟らかいタイプ。「清水白桃」と同じようなタイプ
- ・縫合線は。→普通。
- ・果皮の荒れは。→「川中島白桃」にくらべれば出にくい。「清水白桃」並み。
- ・北京でなく上海を考えた理由は。→北京は真っ赤な外観が好まれるが、上海では真っ赤ではなくても大丈夫だと伺ったことと、北京では冬期の低温害が発生する可能性があるため。
- ・果実袋のタイプや色は。→日本では内側が黒色の遮光できるタイプを使っている。
- ・中国の袋は小さいが。→こちらで果実がどれくらいの大きさになるかによると思う。
- ・収量は。→「白鳳」並み。1.5~2トン／10a程度。
- ・摘果の際に葉果比はどれくらいにするのか。→50~60枚／1果。
- ・枝の葉の数は多いか少ないか。→普通。
- ・日本の雨量は。→年間1,000mm以上。上海は日本より梅雨が早く明けると聞いてるので、「白秋」は糖度が高くなる可能性はある。
- ・育成地はどこか。→つくば。しかし岡山県の方が糖度は高くなる。

以上のように、特に、収穫期(115日、8月上旬)、果実の大きさ(350~400g)、果実の色(袋をかけると白、掛けないと真赤にはならないで、白に紅が差す)、糖度(10~14度)、病害虫抵抗性(他品種と同じ)、育種法(交雑育種)、袋(遮光袋、中黒)、単収(1.5~2t/10a)、葉果比(50~60枚／1果)等についての関心が高く、「白秋」に対して期待している感じを受けた。

上海市の現在の白桃の主要栽培品種は、「大団密露」、「川中島白桃」、「早生白花」。

③許諾契約

林業総站も桃研究所もどちらも法人格を持っているので、どちらと契約をしても良い。

林業総站は技術指導、桃研究所は栽培がメイン、いずれにしても苗木生産は桃研究所が担当することになる。

林業総站の果樹園芸科の楊副科長が桃研究所の副所長を兼務しており、指導関係にあるが、別法人である。

(桃子研究所は 6 名程度と職員が少なく、一部職員は、林業総站の職員が兼務しているので、実質的には研究所が契約を締結することは困難と判断される。)

④桃研究所の概要等

桃研究所の試験ほ場は、100 畝(約 6.7ha)。研究員は 5 名、今年 1 名増員した。

桃子研究所では交雑育種はしておらず、変異品種を選んでいる。現在 5~6 品種(国内品種)を試験栽培中で、適応性試験を行っている最中。

南匯区のモモの畠は 8 万畝(約 5.4 千 ha)。主力は「大団蜜露」、「新鳳蜜露」、「湖景蜜露」の三品種。「大団蜜露」、「新鳳蜜露」の二品種は変異樹からの選抜品種で、「湖景蜜露」は導入品種。「川中島白桃」は数百畝程度。1 果が 500 g 程度になることもある。

3) 上海桃源科技發展有限公司視察

調査日時：7 月 31 日（火）15:00~15:45

面談相手：(以下 2 名、関係者 5 名同行)

沈英隆	上海桃源科技發展有限公司	総經理
厉劍飛	上海桃源科技發展有限公司	副總經理
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所 上海市南匯区林業站	所長 高級農芸師(同行) 副站長
楊儲豐	上海市林業總站 兼上海南匯桃子研究所	果樹園芸科 副科長(同行) 副所長
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員(同行)
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長 高級農芸師(同行)
朱彬彬	上海市林業總站	果樹園芸科(同行)

視察概要等

①事業概要

モモの観光農園(大人 10 元、小人 6 元)。

40ha、10 数品種。7 月上旬の「白鳳」から 8 月 20 日頃の黄桃の期間、45 日程度で観光農園を行っている。標準的なモモの栽培管理を行っている。

年間約 250t 生産している。主に、上海の市場への出荷と地元での販売。上海では人気がある。

この農園は、岡山県、福岡県を視察して、日本の農園を参考にして造成した。
袋掛けの技術も日本から学んだ。

②新品種の希望

人気のある品種が 7 月中旬~8 月上旬に集中し過ぎているので、品質が良く、生育時期がずれている品種は歓迎する。

「清水白桃」を導入したが、良さそうである。上海での水蜜桃の販売は将来性があると思っている。

③苗木の増殖

苗木は、自家増殖している。台木は、浙江省の山取りの毛桃と実生の2種類。山取りの毛桃の台木の品質が良い。

④その他

上海市場は将来性があるので、市を通じて日本と交流を深めたい。

「白鳳」の樹は収穫が終わっている。樹に残っている品種は「玉露」(円形)と蟠桃。「玉露」は「とてもジューシーな品種で、ストローをさして吸えば、果皮だけになるともいわれている。」との説明があった。

樹は8年生と説明。樹高2m弱程度。超密植で隣同士の枝が交差している。

新梢はそこそこ伸びているが、徒長枝は無い。副梢の発生は少なく、長さの割にやや太い。途中から葉色が薄くなり、クロロシス様となる。クロロシスの程度は樹により異なるがほとんどの樹で見られる。先端が枯れ落ちているものが多い。セン孔細菌病の発生が見られる。

明渠が掘られ、排水路も設置されている。排水路の深さは70cm程度。

海が近く、土壤pHが高いという説明があった。地下水位も高そう。その結果、微量元素の欠乏か過剰が生じて、葉色が悪くなっているものと考えられる。

*帰国後、果樹研究所の栄養生理の専門家に聞いたところ、地下水位が高く、pHが高い土壤条件のため、鉄、マンガン、亜鉛などの微量元素の欠乏症を起こしている可能性が高い。ただし何の欠乏症かは分析しないと断言できないとのことであった。

新梢先端の枯れは病気という説明であったが、シンクイムシなどの被害と思われる。

直売場での販売価格

- ・水蜜桃は、25元／1箱 (2.5kg)。
- ・蟠桃は、60元／1箱 (5kg)。
- ・梨は、50元／1箱 (5kg)。
- ・スイカは、100元／1箱。

4) 上海市南匯桃子研究所(試験場)

調査日時：11月23日（木）14:30～16:30

説明者：(以下3名、関係者2名同行)

紀仁芬 上海市南匯桃子研究所
上海市南匯区林業站

所長 高級農芸師
副站長

楊儲豐	上海市林業總站 兼上海南匯桃子研究所	果樹園芸科 副科長 副所長
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長 高級農芸師(同行)
朱彬彬	上海市林業總站	果樹園芸科(同行)

視察概要等

①種苗生産等

桃研究所では、年間4~5万本の苗木を生産している。

販売価格は、穂木で2~2.5元/1本、当年苗で2.5~3元/1本、2年苗で4.5~5元/1本。9月の芽継ぎが通常だが、春の切り接ぎも可能。

農家が苗木を直接購入することが多い。

ほ場周囲はフェンスで囲まれており、人の出入りは制限できるようになっている。

②生産盛期

モモは3年目から収穫を始め、生産盛期は15~20年生。試験ほ場の植栽密度は密植気味のため、間引くことを検討している。

5) 上海龍吳果蔬批發交易市場經營管理有限公司視察

調査日時：8月1日（水）8:00~9:00

面談相手：(1名)

侯余欣 上海龍吳果蔬批發交易市場經營管理有限公司 経理

視察概要等

①事業概要等

年間取扱量は、輸入が3万t程度、国内産が5万t程度。セリはせず、卸売りの場所を提供。小売りもしている。管理しているだけなので、取扱金額は不明。

輸入業者は比較的大きく、主要な業者が15社あり、それ以外の小さいところは、その15社と協力して行う。

国内産の取扱業者は数が多く、輸入業者に比べると小規模な業者が多い。

利用料は1コーナー(100m²)1か月6千元。委託販売の場合は、委託手数料が販売額の5%となっている。

価格は、味(試食)と外観の美しさで決まる。

市場内の各売り場とともに、産地や品種の異なるモモを数多く扱っている。その他の果実では、中国産のリンゴ、ナシ、ブドウ(緑果、紫果、赤紫果)、スイカ、メロンや外国からの輸入であるナシ(韓国産)、パインアップル(台湾産)、マンゴー(台湾産、オーストラリア産)、リンゴ(アメリカ産)、オレンジ(アメリカ産)、サクランボ(アメ

リカ産)、キウイ(ニュージーランド産)等を扱っている。各果実とも、緩衝材で覆つてカラフルな印刷を施した段ボール箱に入れて陳列していた。特に、モモに関しては外観が極めて良好であり、品質が高いものと判断した。

②モモの入荷

モモの入荷時期は、5月中下旬の南方産から10月中旬の北方産までとなっている。上海産は7月中旬から8月中下旬。7月中旬までは上海南部地域(四川省竜泉など)から、8月中下旬からは南部地域(浙江省金華)から入荷している。

山東省沂蒙(イーモン)のモモは、価格が安く、味が良い。江蘇省陽山は良い産地として知られる。

以前、日本からモモを20箱ほど試験的に輸入したことがあったが、今は行われていない。

③モモの嗜好

人気のある品種は「早生白花」、「白鳳」、「玉露」の3品種である。

上海の消費者のモモ果実の嗜好は、白桃の場合では、白と赤が混ざるか、白に紅を差すような色のものが好まれる。赤過ぎるのは良くない。黄桃の場合では黄色～黄緑の色が好まれる。

大きさは大きいほど良い。硬さは、上海では軟らかい方が良い。

6) 上海振東園芸有限公司

調査日時：8月1日(水) 13:00～15:30

面談相手：(1名)

池堅 上海振東園芸有限公司 総經理

意見交換等

①事業概要等

10年前に半官半民の良品種苗センターとして発足し、3年前に完全民営化。職員12名、パート約100名。

現在の拠点は4haであり、新たに別な場所に13haの農場を整備中。年間1200万本のカーネーション苗、100万本のキク切り花、30万本のユリ切り花を生産しており、この3品目が主力。

カーネーションの品種はオランダの会社が中心、日本の種苗業者とも契約。スプレータイプとスタンダードタイプの苗を国内向けに販売(スプレータイプ:0.2～0.35元、スタンダードタイプ:0.25～0.28元)し、切り花を海外に輸出している。親株の購入でロイヤルティを支払う。

キクはオランダの会社が中心。切り花がメイン。1本2円のロイヤルティ。日本の岩

田農園のキクを試験栽培している。

ユリも切り花がメインとなっている。

バラは扱っていない（上海では夏期は暑く冬期は日照不足のため、気候的に無理）。

現在、カーネーションの育種も行っている。

②許諾契約とロイヤルティの支払い

親株の購入でロイヤルティを支払っている。親株 10 万本を 80 万元で購入しており、50 万元のロイヤルティ。25 倍以上増殖したら、利益となる。

契約の中には違約条項もある（違反した場合、10,000 ユーロ）。契約書は英語と中国語で作成している。

オランダ、スペイン、日本の会社とは同じ契約条件である。今までイタリアの会社とは契約条件はなかった。

栽培農家との契約は中国の契約法に則って作成している（自家増殖を認めていないので、種苗法には基づかない）。品種の管理は法律によらず契約で行っている。

昔は自家増殖を行う農家も多かったが、今は少なくなってきている（自家増殖をすると苗の抵抗性が弱くなり、販売に適さなくなるため）。

切り花の輸出については、「輸出許可制度」を行っている。

③モモ「白秋」について

モモ「白秋」についても興味を持っている。当方は林業総站、農業科学院のような行政法人とは異なり企業法人であり、責任の扱いが違う。林業総站の沈站长、夏科長と接触してみたい。

モモのような果樹は花きと違って、苗木を販売した後のコントロールが難しい。簡単に自家増殖できるので、管理会社がきちんと契約して管理しないと無理であろうとのコメント。

林業総站は検疫許可権限を持っているで輸入資格がないが、当社は輸出入を行うことができる業者として認められている（＊中国では認められた業者だけが苗木等の輸出入ができるシステムとなっている。）。輸入許可資格を持っているところでないと「穂木」の輸入申請ができないので、当社にもチャンスがあると考えている。

7) 上海市農業科学院

調査日時：8月2日（木）9:00～11:30

面談相手：（以下3名）

施標 上海市農業科学院国際合作办公室 室員

吳鈺良 上海市農業科学院作物林果所 桃課題組

蘇明申 上海市農業科学院作物林果所 果樹研究室 副研究員

(1) 上海市農業科学院からの説明

① 上海市農業科学院について

組織上は上海市に属する研究機関で、行政法人。主に上海市の農家の技術の普及をサポートする。院の下に 9 つの研究所がある（作物林果研究所、施設園芸研究所、キノコ研究所、生物技術研究所、畜産研究所、土壤肥料研究所、農業情報研究所、農産安全研究所、ジーンバンク）。

作物林果研究所は職員数 100 名以上で、技術系が 60 名程度。モモ研究を担当しているのは 6 名で、中心となる研究者は 3~4 名。

試験圃場は 66 畝、うち 1/3 がモモ。モモ、ナシ、ブドウの研究を行っている。

研究所では果樹の育種を始め、生理関係や応用研究を行っている。育種した品種には、良い評判のものもあり、周辺農家の信用は高い。そのため、果樹品種の更新、農場の造成に相談に訪れる農家が多い。

② 上海市の果樹生産について

上海市の主な栽培果物はモモ、ナシ、ブドウ、かんきつ、小果物であり、モモの栽培面積 20 万畝（約 1.3 万 ha）。土壤は pH が高く、アルカリ性気味であるが、果物生産には問題ない。南匯はモモの大産地である。

農家は苗木の生産を自分で行っており、大規模な農家は苗木を何十万本も生産している。

品種登録した品種を持っている。苗木は 3~5 元で販売しており、利益にはならない。接ぎ木（芽接ぎ）は 9 月上旬に行っている。

「白秋」を中国に導入・普及するまでには時間がかかるのではないか。

農家は自分で栽培する際には果実の実物を見てから判断する。万が一の場合、損失を受けるので特別に優れた品種でなければ導入されることは難しい。

モモの品種は数多くあり、農家は栽培するのに適した品種として選ぶ候補が多くあることから、新たに導入する品種については慎重である。現在までのところ、占有率 30 % 以上のモモ品種はない。日本のモモ品種は、糖度、水分量が高く、酸味が少なく、柔らかく、皮が剥けやすい等の品質が非常に良好なことから、中国では好評である。

③ 許諾契約について

農業科学院も行政改革の影響で削減され、農業科学院は 1 級の法人、研究所は 2 級の法人となっていたが、2 級がなくなっている。このため、仮に、実施許諾をすると、研究所とでなく、農業科学院と契約することになるかも知れない。

予算は主に市、省から出ており、プロジェクト研究には国からも予算が出ている。

モモ苗木の生産量は年間 3 万本、面積は 3~4 畝。苗木は直接農家に販売し、農家が自家増殖を行っている。

利用許諾契約で販売した例はあるが、許諾した農場業者の苗木は信頼保証がないことから農業科学院が販売する苗木代金よりも安い。名前を偽る例もあり、農場の評判は悪い。品種により販売価格が異なり、品質が良い品種が高い。収量性より安定性が重視される。

④「白秋」の特性について（先方の質問に対する八重垣氏の説明概要。）

- ・袋の色は。→外は白色で、中が黒色の遮光できるものを使っている。
- ・有袋栽培だと糖度は下がるか。→下がる。
- ・上海では果皮の色が真っ赤とか真っ白にこだわらない。白地に紅が差すくらいでよい。→であれば、無袋栽培でちょうどいい。日本では無袋栽培の着色では中途半端になる。
- ・主枝の数は3本か。→日本では2本が主流。
- ・収量は。→1.5~2トン／10a。
- ・栽植本数は。→15~20本／10a。
- ・（樹間が）広いようだが。→日本では果実の着色が重要視されるので、受光体制を良くするために、作業性から樹間を広く取っている。樹の大きさもこちらより大きい。
- ・何年目に収穫できるか。→接ぎ木後3年目ぐらいから。
- ・生産は何年目が最大になるか。→8年生ぐらいになると樹ができる。15年目くらいまでが盛期で、それ以降は樹勢が低下して生産が落ちてくる。
- ・肥料は年に何回か、何を施用しているのか。→化成肥料の元肥を年に1回という形が多い。堆肥も合わせて使う。一部でお糞肥もしている。
- ・施肥は年1回と2回のどちらがよいか。→日本ではモモの生育は旺盛な場合が多い。若木のうちは特に樹勢が強いので、窒素分を控える傾向がある。樹が古くなってくると2回などと工夫している。
 - ・化成肥料が主か。→そうである。堆肥も使う。有機栽培で堆肥のみの生産者もいる。
 - ・病気の発生は。→セン孔細菌病などは、他の日本の品種と同程度出る。
- ・上海の梅雨は6月中旬から7月上旬で、生育に大きな影響を与えていたが。→日本でも同じ。長雨だと灰星病などが増えるし、品質的にも梅雨時期は厳しい。
- ・開花期は。→日本では4月上旬。他の日本の品種と同じ頃。
- ・日本の育種は、果樹研究所、農家、民間会社のいずれが主か。→果樹全体では果樹研究所が主。民間会社はほとんどない。農家ではある。県の試験場でも品種が出てきている。果樹研究所の育成した品種が日本では15%の占有率である。リンゴ、ニホンナシ、クリでは50%を超えていた。
- ・日本での農家1戸の栽培面積は。→モモ専業農家だと1.5haくらい。他の果樹との複合経営の場合もある。
- ・果実の販売は。→市場へは農協経由の場合が多い。小売店や個人客に直接卸す人もいる。
- ・中国では自分で販売することが多い。仲介組織ができていて、注文を受けて農家に行っている。農協のシステムはどういうものか。→協同組合。みんなで果実を持ち寄り共同

出荷。

- ・売れ残った場合は誰の損失になるのか。→売れ残らずに値段が下がる。農協は手数料を取る。価格が安くなると聞いて出荷しないこともある。また調整のため出荷停止する場合もある。
 - ・外観・サイズによる価格差は大きいのか。→とても大きい。
- ・値段は何で決まるか。→光センサーが導入されていれば、その値（糖度）と大きさ、着色など。病気や虫の被害のあるものは出せない。大きな産地では光センサーが入っていて、果実一つ一つの糖度を測っている。
 - ・駄目だとされた果実はどうなるか。→選果場で直売されることがあるが少数。
 - ・基準は誰でもクリアできる程度か。→病気、虫、傷などは厳しい。サイズや着色が悪ければ悪いなりの値段になる。

以上、大変熱心な質問があり、農業科学院でも「白秋」に対しての関心の高さを感じた。

8) 錦绣黄桃市場視察

調査日時：8月2日（木）14:00～14:15

同行者：(1名)

蘇明申 上海市農業科学院作物林果所 果樹研究室 副研究員

- ・政府が整備した場所に、周辺農家が収穫した桃を持寄って、直接販売している市場。場所代は無料。黄肉桃が中心。販売のピークは8月中旬。日本の朝市的な雰囲気で、呼び込みも熱心。
- ・客層は色々で、大量に買う人もいれば少量の人もいる。少量買って味を確認して、次回その農家に大量注文する場合もあるとのこと。
- ・非常に品質の良い果実が多く、車で通りすがりに箱でまとめて購入していく人が多いとのこと。

9) 上海市奉賢区青村鎮農戸（農業科学院種苗生産契約農家ほ場）視察

調査日時：8月2日（木）14:20～15:30

同行者：(1名)

蘇明申 上海市農業科学院作物林果所 果樹研究室 副研究員

今年は研究所のほ場を移転したため、育種及び苗木生産を所内のほ場では行っていない。そのため、農業科学院が種苗生産を委託している農家の苗ほ及びモモのほ場を視察した。

①モモほ場内の2列の苗ほ

・接ぎ落ちが少なく、高さ 50cm 程度に生育。6 月に接いだとのこと。

②一万本はありそうな広い苗圃

・6 月に芽接ぎをしたという苗木が 90%以上の割合で定着していた。接ぎ木技術が非常に高いと判断される。接ぎ落ちが少なく、高さ 90cm まで生育。モモは場内の 2 列の苗ほより良い苗。葉色は少し薄い。

・穂木は農業科学院が育種した品種で同院からの委託で育てている。農業科学院が苗木の回収もするが必要な分だけで、他の苗は農家が利用している。

・接ぎ木の作業は農業関係の会社に勤めている息子が行っているとのこと。

③モモの圃場。

・主枝が多い樹形で、盃状形的ではあるが、内向枝も多い。樹高は 3m くらい。密植。クロロシスは見られながら、新梢先端の枯れは見られた。

ハモグリガの被害がそこそこ見られる。セン孔細菌病は少。イボ皮病は目立つ。

・総面積 5 億の農家。農薬散布は手動機器の人も電動機器を使う人もいる。摘果を行うという話であったが晩生としては、果実は特に大きくはない。病虫害対策で新聞紙の果実袋を使用している。病虫害対策効果の高い袋も販売されている。収穫量は 1.5~30 トン／10a。1.5 トン以下は少ない。

・上海桃源科技農展有限公司の圃場より樹の状態はよい。農家の技術も高いと思われる。しかし、圃場で段差があるが下の圃場でも生育はよいことから、地下水位が高くないと思われ、このことが生育の差となっていると思われる。

・接ぎ木時期について、農業科学院の蘇副研究員に確認したところ、接ぎ木時期は 6 月との答え。9 月の芽接ぎであればもっと生育している。台木が良ければ 6 月ができる。上海では気候条件の関係で可能だが、北京ではできない。日本でもできないだろう。芽を接いでいるとの答え。

(＊帰国後、果樹研究所の上席研究員に確認したところ、緑枝接ぎではないかとのことであった。6 月までに伸びた新梢から穂木を取るので、増殖率が良くなるとのことである。上海の気象条件だからできると思われる。)

10) 上海市内スーパーマーケット視察（カルフル古北店）

調査日時：8 月 2 日（木）16:00~17:00

・カルフルは上海市内に 5 店舗あり、古北店は上海市のやや西部の外国人エリアに位置し、富裕層、外国人の買い物客が多い。

・昨年の調査で訪中した 11 月とは異なり、モモを始め、リンゴ、ナシ、かんきつ類、スイカ、バナナ、ドリアン等の国内外で生産された様々な種類の果実が、数多く山積み・陳列されていた。特に、モモに関しては、ばら売りの他、木箱、カラフルな印刷を施した化粧箱、ポリパック等の様々な包装容器に詰められたものがそれぞれ高く積み上げて販売されていたことから、中国においてモモが贈答用として非常に多く利用されていることがうか

がえた。

モモ果実の品質は非常に良好であった。

・陽山水蜜桃	120g 程度	押し傷有	7.8 元／1kg
寿桃	230g 程度		17.8 元／1kg
玉露	200g 程度		17.8 元／1kg
モモ化粧箱	250g 程度	12 個入	188 元／箱

モモの着色は全体に少なく、薄かった。

4 現地調査のまとめ

1) 今後の進め方等について

今回の調査結果を踏まえ、農研機構として、許諾先を選定するとともに、許諾契約の条件を詰めて、許諾契約を締結することとする。

2) 特に、許諾先の選定と許諾契約の締結について（育成者権の保護を含む）

その際、許諾先の候補としては、①上海市林業総站、②上海市農業科学院とし、農研機構として、今回の調査結果を踏まえ、どちらを許諾先とするか早急に検討する。

許諾先候補が、内定した段階で、農研機構の知財センターが窓口となり、平木特許事務所の協力を得て、育成者権の保護に留意して、当面の試験栽培条件を含む「許諾契約」の案を作成し、許諾候補先と許諾条件等について折衝し、半年以内をメドに「許諾契約」の締結を目指すこととする。

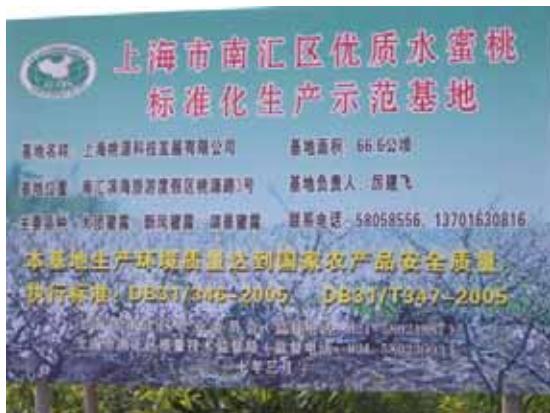
3) 中国での品種登録手続きについて

許諾先が試験栽培を行うことを了承した場合には、DUS 試験での栽培基準に基づいて試験栽培を行ってもらうことについて協力を求め、審査官が現地試験を行えるように準備をすすめるものとする。

5 参考写真

上海桃源科技发展公司（モモ生産企業）

看 板



生産ほ場



直 壳 場



上海市南匯桃子研究所（試験ほ場）



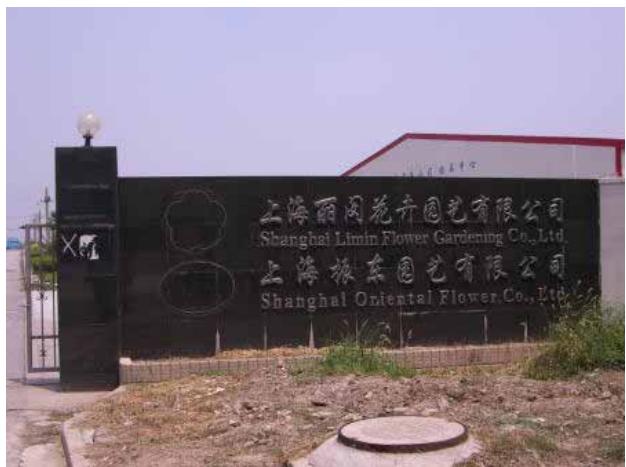
苗 ほ



上海市龍呈果蔬批发交易市場



上海振東園芸有限公司



錦繡黃桃市場（公設農家產地直販市場）



上海市奉賢區青村鎮モモ生産農家（上海市農業科学院種苗生産契約農家）



上海市内スーパーマーケット（カルフール）モモ売場



6 補足資料

1) 利用許諾契約の事例（上海振投園芸有限公司）

香石竹种植合同—中国

(CARNATION GROWING CONTRACT CHINA)

合同方 (Private Agreement between):

1) 育种商 (Breeder) : Hilverda b.v / Barberet & Blanc / P.Kooij&Zonen b.v / Fuji-Plants Co., Ltd.

2) 代理商 (Licensee) : 上海振东园艺有限公司 (Shanghai Oriental Flower Co., Ltd.)

3) 种植商 (Customer) : 公司名 (Company name):

顾客姓名 (Purchaser's name):

地址 (Address):

所在城镇 (Town):

电话 (Tel. No.):

E-mail address:

邮编 (Postcode):

所在省份 (Province):

传真 (Fax. No.):

品种名 (Variety name)	种苗数量 (Number of plants)	发货期 (年.月.日) Delivery (Date)	中文品种名和其他事宜 (Chinese Variety Name and Particulars)

(以下所指为上述品种名 referred to in the followings as: 'Variety or Varieties')

交货和种植地 (若不是上述种植商地址) Place of delivery and planting (if other than shown above at customers address)

种植商声明经过慎重考虑承认并同意接受下列条款:

(Customer declares that he has considered and agreed the following:)

1. 所购买以上品种的植株只能用于切花种植。

(The purchased plant material of the varieties can be used exclusively for flower production.)

2. 种植商本人不得繁殖以上品种的种苗。不准在市场上推广它、销售它、转售它或是交由任何第三者进行此类行为。

(The customer shall not reproduce the plant material of the varieties, nor market it, sell it, resell it or otherwise offer or place it at the disposal to third parties and / or have these actions carried out by others.)

3. 种植商必须以育种商或代理商所提供的真实品种名出售该品种的花卉。

(The customer shall be obliged to sell the flowers of the varieties under the true name, which had been supplied by the breeder and licensee.)

4. 在所有品种栽培周期完毕后，销毁所有的植株。

(After termination of cultivation of the varieties, all plant material should be destroyed.)

5. 育种商和代理商将有权监督种植商执行此协议中的条款。

(The customer allows the breeder and / or licensee to carry out the supervision of the provisions of this agreement.)

6. 一旦在育种商的康乃馨品种里发现任何变异情况。代理商和种植商将各自立即向育种商报告此情况。任何育种商公司的康乃馨品种的变异品种将无条件地自动变成育种商产权。

(In case of any mutation is found in a Breeder carnation variety, this is to be reported immediately to the breeder by the distributor, his client. Any mutation of a Breeder carnation variety will automatically and unconditionally become property of the breeder.)

7. 在没有出口许可证 (EAC) 的情况下，不允许出口任何该些品种的切花。EAC可以在育种商和代理商的双边协议的基础上从育种商处取得的 (凭一张EAC可出口100枝康乃馨。在出口目的地为亚洲各国的情况下，一张EAC价值为100日元。在出口目的地为欧洲、中东、大洋洲和美国等地的情况下，一张EAC价值为1欧元)

(Export of flowers of the varieties is not allowed, unless the flowers are accompanied by an Export Approval Certificate (EAC). EAC can be obtained from the breeder upon mutual agreement between the breeder, the licensee and the flower exporter. (1 EAC for each 100 flowers having a value of Japanese Yen 100 for Asia destinations or Euro 1.00 for other export destinations, like Europe, Middle East, Oceania, USA, etc.)

8. 进口商需要提供一份附有代理商的正式印章的该合同，才能被授予合法进口权。如果种植商收到有关进口商的请求，代理商将免费提供一份附有正式印章的该合同复印件。

(Flower importers need a copy of this agreement with an official stamp from the licensee to legalize their import. If the customer gets this request from an importer, a copy, with official licensee's stamp can be obtained from the licensee, free of any charge.)

9. 如果种植商违反此协议中的任一条款，种植商将每次向育种商和代理商支付不低于10,000欧元的罚金。任何非法繁殖或是在违反第二条款的条件下出售切花，将外加每支茎头0.5欧元的罚金。

(For each time the customer doesn't comply with any obligation under this agreement, it shall owe the breeder / licensee an immediate claimable fine of a minimum of Euro 10,000.00 (in words: ten thousand Euro), plus an immediate claimable fine of Euro 0.50 (in words: fifty Euro cents) for each cutting of the varieties which has been reproduced and/or sold contrary to the provisions in article 2.)

种植商声明同意上述合同条款。

(Customer declares that he is aware of and agrees with the specification above mentioned.)

育种商(Breeder):

代理商(Licensee):

种植商(Customer):



出口许可证样张



上海振东园艺有限公司
Shanghai Oriental Flower Co.,Ltd.

公司地址 / Company

上海市沪闵路2759号，201109
2759 Humin Rd, Shanghai 201109, China
Tel : 86-021-64907698
Fax : 86-021-64907699
E-mail : info@orientalflower.cn

昆明门市部 / Sales Department in Kun Ming

云南省昆明市斗南花市B区40号
8-40, Dou Nan Flower Market, Kunming Yun Nan, China
Tel : 86-0871-7498236
Fax : 86-0871-7498236
E-mail : km1997@126.com

2) 面会者リスト

氏名	所屬	職名
潘士華	上海市林業總站	副站長 高級工程師
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長 高級農芸師
楊儲豐	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長 兼上海市南匯桃子研究 所副所長
朱彬彬	上海市林業總站	果樹園芸科員
王秀敏	上海市林業總站	果樹園芸科員
瞿元弟	上海南匯區人民政府農業委員會	副主任
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所	所長 高級農芸師
	上海市南匯區林業站	副站長
邵雲龍	上海市南匯桃子研究所	顧問
願志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
楊穎	上海市南匯桃子研究所	研究員
沈英隆	上海桃源科技發展有限公司	總經理 經濟師
	上海農投綠苑種苗有限公司	董事長
	上海果樹良種繁育示范基地	
厉劍飛	上海桃源科技發展有限公司	副總經理 經濟師
	上海果樹良種繁育示范基地	經理
侯余欣	上海龍吳果蔬批發交易市場經營管 理有限公司	經理
	上海果品商業行業協會	副會長
池堅	上海振東園藝有限公司	高級農芸師 總經理
吳鈺良	上海市農業科學院作物林果研究所	桃課題組
蘇明申	上海市農業科學院作物林果研究所	果樹研究室 副研究員
施標	上海市農業科學院國際合作辦公室	

III 現地調査報告書（クスノキ関係）

(I) 平成18年度現地調査

1 現地調査日程

2月 4日(日)	14:15	成田発 (JL621便)
	16:40	上海着、杭州へ移動
2月 5日(月)	09:30～17:00	杭州藍天園林種苗有限公司
	21:00～23:00	浙江省林業種苗管理總站
2月 6日(火)	09:30～12:00	杭州天香園林有限公司
	14:00～17:00	浙江花木城
2月 7日(水)	14:00～17:00	杭州藍天園林種苗有限公司
	17:00	上海へ移動
2月 8日(木)	12:00	上海発 (JL622便)
	15:40	成田着

2 現地調査参加メンバー

(有) 行徳緑化農場 代表取締役 行徳繁太郎
(有) 両筑植物センター 代表取締役 行徳 繁盛

平木国際特許事務所 種苗室 何 小萍

(社) 農林水産先端技術産業振興センター 企画部企画課長 下野 章司

・アドバイザー

N T R ガーデンプロダクト 代表取締役 寒郡 茂樹

(株) ジェイ・アンド・シー貿易 代表取締役 進藤 興雄

3 調査概要

1) 杭州藍天園林種苗有限公司 余枕中泰農場の第一ほ場及び第二ほ場

調査日時：2月5日（月）9:30～

面談相手：（以下3名）

陳相強	杭州藍天園林集團	董事長
	浙江省園林花木商會	會長
	浙江省景觀生態研究會	會長
黃伍龍	杭州藍天園林科學研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
李先連	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理
	鷹潭市浙江企業家投資協會	工程師
	浙江花卉協會綠化苗木分會	副會長

（1）杭州藍天園林種苗有限公司からの説明

① 余枕中泰農場の概要について

杭州の西側、市内から車で一時間程度の場所に位置する。農場の広さは 160ha。杭州藍天園林種苗全体では、林木 300 樹種について 400 品種の苗木の生産を行う。ほぼ 1 樹種 1 品種の大量生産を行っている。この農場の土壌は pH8.3 でアルカリ性が強い。キンモクセイ、ケヤキ、メギ、モミジなどを生産している。クスノキなどの酸性土壌を好む林木の生産には適さない。北京周辺は砂漠化が進み、アルカリ性に強い林木が、最近は求められている。

黄副総經理が 19 ある農場のうち、5 農場を管理。この農場には正規の社員が 13 名、作業員が 100 名程度。

第二ほ場ではケヤキ 2,000 本を生産している。現在、移植してから 4 年目。杭州藍天の農場全体では 2 万本を養成している。直径 8cm のものが日本円で 6,000 円程度の価格で販売でき、現在、杭州藍天の林木の売上げの中心になっている。

② 富春江農場について

2003 年に開設。農場の広さは 125ha。土壌は pH6.5。この農場には管理の社員が 10 名、作業員が 70 名程度で、ピーク時には 100 名ぐらいになる。クスノキの中国での卸売り価格は、直径 25~30cm のものが 1.7~2.0 万円。日本でも同サイズのものが 5 万円程度。直径 2~3cm の苗木を購入して 4 年もので、3,000 円程度。

③ 杭州藍天園林集団の紹介

グループ代表の陳董事長は 1963 年生まれ。91 年に浙江農業大学修士卒業と同時に園芸の会社を設立して現在に至っている。

現在グループ企業は9社で、林木園芸、林木研究、造園、設計など。このグループの特長は、造園関係の仕事を受注し、自ら設計し、その中で使う林木の提供まで一貫して行えることである。設計会社は15省にあり、売上げは6億円、造園・工事関係の会社の売上げは60億円。これまでの8年間の利益のうち、その1/2を林木の生産事業に投資を行ってきていたとの話であった。中国の金融制度として、種苗の生産関係には融資ができないので、グループの利益をその投資に向けてきた。今後の目標として、2020年には、中国全土に120の林木生産の農場を作り、全体では1,300haのほ場を確保したいという。年間の利益は150億円を目指すという。

中国において林木の育種をしている研究機関は非常に少なく、また、研究レベルも低いとの話であった。日本の林木育種の状況について視察した経験も陳董事長はあり、日本も個人レベルで非常に小規模でやっている印象を受けたとのこと。杭州藍天では、これまでにフランスから林木の品種の導入を行っている。3月に陳董事長は来日の予定。杭州と日本の気候は似ているので、日本からの林木の導入は非常に進めやすく、今後、中国に導入できる品種の視察を行う。陳董事長は、浙江省の林木花卉の団体の会長も務めているため、今後、日本の植木協会とも協力関係を築いていきたいとのことであった。

④ クスノキ「ミナギ」についての質疑

「ミナギ」の生産には、富春江農場の土壤（pH6.5）が適している。一般的には日本の品種の方が香りは強い。アルカリ性土壤で、「ミナギ」の新芽が赤くなるかどうかは、1年間現地での栽培試験を行って確認する必要がある。これまで、クスノキは揚子江以南にしか植えることができなかつたが、最近の温暖化の影響で、以北でも植えることが可能となっている。

耐寒性→従来品種と同様。種子繁殖可能か→挿し木と接ぎ木。台木は→クスノキ。成長の早さは→在来種より若干遅い。直径10cmのものに高接ぎできるか→育成者の行徳氏は可能。

⑤ 「ミナギ」の生産販売について

現在、中国でビジネスを行うなら、スピードが大切。スピードが速いほどビジネスチャンスも広がること。通常のクスノキの生産には5年程度が必要との日本側育成者の説明に対して、このような説明があり、3年ぐらいで販売を行うところまで是非、持っていくたいという希望があった。

「ミナギ」の販売については、3年ぐらい、一切市場に出さずに、その間、大量に増殖を行う。大きなものについては高接ぎなどを行い、小さなものについては、挿し木で増殖する。その間、ブランドイメージを高めるために積極的に広告などの宣伝活動を行った上で、一気に大量に、大小様々な「ミナギ」の販売を行う方法が最もよいと提案された。最初の3年ぐらいはこれまでにない新品種であるので高価格で販売し、数年して農家などが増殖して販売を始めたら、価格を下げる、引き続き販売を行う。ただ、最初の数年が勝負でその

間にどのぐらいの数量を販売できるかにかかっている。現在、中国の林木の需要は、生産すればすぐそのまま売れる状態が続いている。ベニカナメモチ「レッドロビン」は、私達が聞いている情報ではこれまでに7千万本が売れたとのことであったが、ここではすでに1億本卖れていて、まだ、売れる状況にあるとの話であった。

クスノキは杭州市の木になっていて、浙江省を含めて近隣の6－7省で販売が可能であり、特に中国沿海部での需要は非常に高い。珍しい品種であれば高価格で一度に大量に販売することが可能であるとの話であった。

無断で新品種を増殖販売する育成者の侵害行為については、現在、中国で、農家が侵害行為を行ったとしても実際に取締りをすることは不可能とのことであった。ただ、公司のレベルにあるものについては、浙江省の林業局に取締りを頼むことができるのではないかという話であった。

「ミナギ」のロイヤルティーについては1本あたりのロイヤルティーを決めておき、生産販売した後、販売した数量に応じて支払いをする方式がよいのではないか、という話があった。

実際のクスノキの販売については、ほ場に移植後4年で高さ120cm、直径8cmのものは1,500円程度と価格が低いので、その2年後、つまり移植後6年後になると直径14cmで12,000円と高い価格での販売が可能なため、この程度の大きさに生育してから販売するのが経営上は最もメリットが大きい。3年程度でこの大きさにまで生育させるには接木の技術が欠かせない。

杭州藍天側からは、この「ミナギ」だけでなく、幅広くいろいろな樹種の新品種の導入を進みたい意向があるとの話があり、新品種の導入に当たっては、増殖生産の技術指導も合わせて行ってほしいとの希望があった。また、現在は、林木の生産が主で、実際には育種を手がけるところまではいっていないため、是非、どのようなやり方で新品種の選抜を行うかについても、非常に高い関心を持っていることが農場の視察や会議での話し合いで伺うことができた。

杭州藍天では、2006年には林木8千万本の販売実績があり、クスノキについては直径12cm程度の大きさのものを年間4～5万本販売している。現在持っている19農場では、最初3年間は全く利益が出ないで、4年目から販売を開始し、収益を上げることができるようになるとの説明があった。

2) 浙江省林業種苗管理総站

調査日時：2月5日（月）21:00～

面談相手：Wenjian Luo 浙江省林業種苗管理総站 站長・高級工程師

（1）浙江省林業種苗管理総站の紹介

林木を中心に、果樹、花木等の育種と生産を行っている。1,300haの農場を持ち、30数名のブリーダーがいる。育種と生産に係わる人は大学や民間に委託して行っている。主な

業務は新品種の保護、1万種以上ある遺伝資源の管理、浙江省花卉協会の管理などを行っている。この浙江省花卉協会には、浙江省の主要な種苗会社はほとんど加入している。

浙江省は緑化木の生産量が中国でも一番。新品種は2品種マグノリアとモクレンを出願中である。これ以外にも現在数品種を育成の途中。浙江省では、緑化木の生産事業が拡大するにつれて権利保護の意識も高まっている。今後とも中国での生産量一位を維持していくためには権利保護意識が重要であり、権利保護がしっかりとできれば海外からもよりよい品種の導入が可能になり、生産者にも大きなメリットとなると考えている。

浙江省で育成者権の侵害があった場合には、杭州藍天などの種苗会社への指導は、この組織で十分に対応することができる。中国の品種保護制度では農家による侵害についても法律に基づいて取締りが可能でではないかとの日本側の質問に対し、現状では農家に対する取締りは不可能であるとの話があった。公司レベルでは全て取締りが可能であるかとの重ねての日本側からの質問に対しては、一定以上のレベルの公司の取締りは可能であるが、農家と同程度レベルの公司の取締りも不可能である。ただ、一定以上のレベルの公司、特に浙江省花卉協会に加盟している公司への取締りはしっかりと行うことができるとのことであった。

今回の「ミナギ」の中国種苗会社への生産許諾について意見を求めたところ、最初に大量に増殖して一気に販売をし、最初の販売の時点で1本当たりのロイヤルティーを決めて、ロイヤルティーを回収することが現在の中国の現状に一番合う方法ではないかという話であった。赤芽のクスノキであるなら、非常に中国での需要は高いと考えられることから、最初に50万本程度の契約は簡単に取ることができるのでないかとの意見であった。

3) 杭州天香園林有限公司

調査日時：2月6日（火）9:30～

面談相手：（以下2名）

朱之君 杭州天香園林有限公司 董事長

Wenjian Luo 浙江省林業種苗管理總站 站長・高級工程師（同行者）

（1）杭州天香園林有限公司の概要

造園設計会社、林木や花木種苗の生産会社、園芸学校を経営している。基本的な事業形態としては、公園などの設計を自社で行い、その設計の中に自社で生産した林木を販売していく方法をとっている。

新品種は海外から育成者権のないものを輸入し、増殖して販売している。高木、低灌木、研究用の3つの農場を持ち、全体の面積は100ha。現在、新品種の展示場を約5,000万円で建設中、今年年末頃に完成予定。設計関係者が新品種を実際に見て使ってみないと新品種の導入が進まないことから、こういった新品種の展示場を作ることにした。

中国では赤葉の林木や花木は非常に人気が高く、これまでに、ユキカズラをこの会社が海外から導入し、中国で大変な人気を呼んでいる。ベニカナメモチ「レッドロビン」も一

番初めに3年間で 600 万本を販売した。中国での林木及び花木の新品種はまず、浙江省で使われる。浙江省の企業間の連携協力体制がよくできていることがその理由で、浙江省はチャレンジ精神に富んだ地域である。

クスノキの需要については不明であるが、赤芽のものであるなら、その赤芽の期間が長いのであれば、中国で大変な人気を呼ぶ可能性があるとの意見であった。現在、赤葉の林木はモンゴリアだけであるため、非常にたくさん販売できる可能性を秘めている。常緑樹で赤葉のものは多くないので、非常にいいものであるという評価を得た。ベニカナメモチ「レッドロビン」はすでに中国で1億本売れていて、たくさんの農家も生産しているが、いまだに不足していて、現在でもまだ、たくさん売れている状況にある。この会社は、中国の造園関係の 10%程度のシェアを現在抑えているが、売り上げの大半は浙江省内のものである。

育成者権のある品種についてロイヤルティーを回収することが可能かどうかを尋ねたところ、この会社では、海外から育成者権のないものを購入し、増殖し販売しているため、ロイヤルティー回収の経験はないが、相手が公司であれば、ロイヤルティーの回収も可能ではないかとのことであった。ただ、農家からロイヤルティーを回収することは困難である。一旦、新品種が市場に出ると、すぐに農家が増殖し販売を行ってしまうが、これを止めることは非常に難しい。政府が農家をコントロールできるかどうかもわからないとのことであった。

(2) 「ミナギ」についての質疑

暖かい地域でも赤芽が出てくるか。「レッドロビン」は広東省では赤芽にならないが、「ミナギ」はどうか→これまで暖地での経験がないのでわからない。pH の高いアルカリ性の土壤でも赤芽となるか→これも経験がないのでわからない。増殖はどのように行うのか→挿し木や接ぎ木で行う。増殖が簡単であるとすぐに農家に増殖されて販売されてしまうので、増殖方法は難しい方がよいとのこと。生育も早いものが望ましく、一度にたくさん増殖して一気に販売してしまう方法がいいとの意見であった。中国では農家の手に渡ってしまうと、すぐに増殖されてそれを止めることができないので、その点をよく考慮する必要がある。

4) 浙江花木城（林木と花木の市場）

調査日時：2月6日（火）14:00～

林木及び花木を販売している店先を見学して回った。日本の育成者から見た印象では、各樹種毎の品種数が非常に少なく、昭和 30 年代頃の日本の植木市場を見ているような印象を受けたとのことであった。一方、その価格については、その品質を比較して、非常に高価な印象をもった。中国では現在、林木や花木の需要は非常に高く、品薄の状態であるという話をこれまでに聞いてきたが、この市場を視察して、実感することができた。現在、中国では、やはり、樹種毎の品種数が非常に少なく、日本から中国への新品種の導入には

大きな期待が持てるのではないかと感じられた。

5) 杭州藍天園林種苗有限公司（本社会議室）

調査日時：2月7日（水）14:00～

(1) 「ミナギ」の育成者権許諾契約についての検討

許諾を行う場合の杭州藍天側の希望を聴取した。

- ① 許諾を行うのであれば、当社1社で行いたい。
- ② 技術的な指導を必要としており、種苗だけでなく、技術指導も十分に行って欲しい。
特に、接ぎ木の技術がないため、その技術指導を求めたい。
- ③ より早急に契約を締結し、より早く事業を進めたい。

そして、今後、契約を結ぶことができるのであれば、まず、中国政府から輸入許可書を取得する必要があるので、この輸入許可証取得のための準備を最優先に進めていきたいとのことであった。

今回の日本側の訪問は、許諾先候補を視察することが目的であり、許諾先の最終的な選定には、関係者間の十分な検討が必要であることを伝えた。

4 現地調査のまとめ

今回、杭州の林木種苗会社2社の代表者、及び浙江省の林木種苗を担当する責任者とも面会し、クスノキ等の林木の品種権保護について、意見交換を行った。3者が共通して述べていたことは、現在の中国では、農家による品種権侵害などを取り締まることは実質的には不可能であるが、一定以上のレベルの公司では、品種権保護の意識があり、利用許諾契約の遵守が可能であるということ。また、赤葉のベニカナメモチ「レッドロビン」が、現在、1億本以上売れていることなどから、赤葉のクスノキ「ミナギ」についても、数十万本の単位での販売可能性があるということであった。

実際の販売方法としては、農家による不法増殖を極力避けるために、市場に初めて新品種を出すにあたり、事前に一定期間、例えば、3年間なり5年間なり、ほ場等で大量増殖を行い、そして、一気に大量に林木を販売してしまう方法が現在の中国の実情にかなうということであった。日本では一般に林木の新品種は、登録期間満了の30年間でも数万本販売できればよいとのことで、もし、中国で数十万本単位で販売することができれば、そのロイヤルティー収入は、大変魅力あるものになる。

中国の林木種苗会社からは、中国の林木の生産増殖技術は日本に比べて低いために、品種権の利用許諾契約と併せて、技術指導も求められた。また、林木の新品種育成技術もまだ、未熟であるため、新品種の育成技術の指導や中国側関係者との積極的な技術交流なども必要であるとされた。

今後、具体的に利用許諾契約を締結するにあたり、その契約本数やロイヤルティーの利率だけでなく、技術指導をどのように行うかなど、総合的に検討し、進めていく必要がある。

5 参考写真



杭州藍天園林種苗有限公司にて、クスノキ「ミナギ」の概要説明と意見交換。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場にて、クスノキの販売サイズについて検討。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場。突き当たりまで、ほ場が続いている。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場を視察



杭州天香園林有限公司の林木の展示場（建設中）を視察



杭州天香園林有限公司の浙江花木城（林木と花木の市場）の店舗。

会場入り口に最も近い一等地にある。



浙江花木城入り口。道路を挟んで、きれいな建物（この写真側）に入る店舗と、露天の店舗（この下の写真）にわかかれている。



浙江花木城の露天の店舗



浙江花木城にて。盆栽や花木、庭石などが店先にならぶ。



杭州の林木花木の生産農家のほ場。奥に見える建物は、全て、農家の家。

中国でも有数の裕福な農家。

6 棉足資料

1) 面会者リスト

陳相強	杭州藍天園林集團	董事長
	浙江省園林花木商會	會長
	浙江省景觀生態研究會	會長
黃伍龍	杭州藍天園林科學研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
李先連	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理
	鷹潭市浙江企業家投資協會	工程師
	浙江花卉協會綠化苗木分會	副會長
朱之君	杭州天香園林有限公司	董事長
Wenjian Luo	浙江省林業種苗管理總站	站長・高級工程師

(II)平成19年度現地調査

1 現地調査日程

8月5日（日） 7:30 羽田発（NH141便） 8:45 大阪着（東京出発組）
8:40 福岡発（NH1702便） 9:40 大阪着（福岡出発組）
10:35 大阪発（NH951便） 12:10 杭州着（合流）
18:00 日本側関係者で、契約内容等について事前検討

8月6日（月） 9:00～16:00 栽培試験のための契約及び利用許諾契約内容について
意見交換（杭州藍天園林集団・本社）

8月7日（火） 10:00～15:00 挿し木及び接ぎ木技術現地調査
(杭州藍天園林種苗余枕中泰農場)

8月8日（水） 11:00～15:00 浙江省嵊州市の林木生産農家ほ場視察

8月9日（木） 10:00～11:30 杭州市の大規模マンション造園現場視察
13:40 杭州発（NH952便） 16:55 大阪着
19:40 大阪発（NH1709便） 20:50 福岡着
19:40 大阪発（NH148便） 20:45 羽田着

2 現地調査参加メンバー

(有) 行徳緑化農場 代表取締役 行徳繁太郎
(有) 両筑植物センター 代表取締役 行徳 繁盛
平木国際特許事務所 種苗室 何 小萍
(社) 農林水産先端技術産業振興センター調査広報部調査課長 下野 章司

・アドバイザー

N T R ガーデンプロダクツ 代表取締役 寒郡 茂樹
(株) ジェイ・アンド・シー貿易 代表取締役 進藤 興雄

3 調査概要

1) 杭州藍天園林集團・本社

日 時：8月6日（月）9:00～16:00

面談相手：

陳相強	杭州藍天園林集團	董事長
	浙江省園林花木商會	會長
	浙江省景觀生態研究會	會長
黃伍龍	杭州藍天園林科學研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
賀凡凡	杭州藍天園林種苗有限公司	總經理補佐
偷	杭州藍天園林種苗有限公司	高級研究員

日本側から、クスノキ「ミナギ」が中国で出願公表され、仮保護まで進んでいる状況について簡単に報告した後、意見交換を行った。主な内容は以下のとおり。

- ・クスノキ「ミナギ」の移植できる時期はいつか。→福岡では3、4月が最適期。杭州でも同じ時期。他の時期では難しい。2～6月ぐらいも大丈夫かもしれないが、その年の気候によって違うので注意が必要。「ミナギ」の赤い新芽の時期は、福岡では4月の1カ月と7月末から8月中旬まで。
- ・繁殖の方法は。→接ぎ木と挿し木。挿し木での増殖は難しい。接ぎ木の台木は普通のクスノキを使用する。
- ・繁殖の時期は。→接ぎ木は3、4月。挿し木は4、5月。挿し木は成績がよくなかったので、主に接ぎ木。
- ・挿し木の発根率は。→まだ設備がよくないので、10%程度。
- ・どのように選抜したのか。→（コメントなし）
- ・常緑で赤くなるものは他にあるか。→マキの木。しかし、すぐ色が褪せてしまう。
- ・「ミナギ」の現在の数量は。小さい苗木が10数本。幹が20cm程度の親木が1本。まだ、未販売。赤芽のクスノキ「レッドモンロー」は大小合わせて数100本。シンボルツリーとして販売している。
- ・増殖計画は。→2009年冬に「ミナギ」の苗木を100本程度まで増殖し、2010年にそれを200～300本に増殖する計画。1本から20～30本の腋芽がとれる。
- ・形質の安定性の証明方法：中国でのやり方は、DNAのシークエンスでわかる。中国科学院でできる。日本は酸性の土壤で「ミナギ」の赤い色が出ているが、中国の土壤はアルカリ性土壤が多く、赤みが出るか心配。日照の問題もある。浙江省と酸性土壤の江西省の2カ所で栽培試験を行ってみたいと考えている。
- ・接ぎ木と挿し木によって、赤芽の表現に違いはあるか。→これまでのところ、違いはない。種子では赤芽のものが出ない。

- ・その性質はビジネス上、有望である。もし、品種権が取れなくても販売することができる。品種権が取れれば、ベスト。
- ・酸性土壌、アルカリ性土壌、どのように使えるかで価値が変わる。ただ、酸性土壌の地域も中国にはたくさんあるので、それらの地域で販売が可能である。
- ・種子は取れるのか。→種子をまいても全て緑色の芽が出てくる。
- ・種子で赤芽のものが出てこないのであれば、品種の保護が行き易い。
- ・これまでの経験では、他の赤い木は、若いときは赤いが、年を取ると緑に戻ってしまう。

「ミナギ」はどうか。→「ミナギ」の親木は**10**年間赤い。「レッドモンロー」は**20**年間ずっと赤芽を保っている。「ミナギ」は樹皮を剥いでみると、幹が通年赤い。木そのものが通常のクスノキと異なっている。

次に栽培試験のための契約書「繁殖禁止植物の評価育成同意書」の内容について、NTRガーデンプロダクト寒郡代表取締役が説明した。主な内容は以下のとおり。

- (1)権利は全てオーナーが所有する。
- (2)オーナーがテスターである杭州藍天園林種苗に栽培試験などの権利を与える。
- (3)オーナーがいつでも栽培試験場を見ることができる
- (4)栽培試験期間中に変異体が出たら、オーナーに報告の義務があり、その変異体の権利はオーナーが所有する。
- (5)許可のない譲渡の禁止。
- (6)盗まれることがないように、警備を行わなければならない。
- (7)育種素材としての利用の禁止。
- (8)栽培試験結果の報告の義務。
- (9)違反があった場合にはオーナーが直ちに契約を破棄できる。
- (10)試験場所を事前に定める。
- (11)もし両社で訴訟が起きた場合には、訴訟費用はテスターが負担する。
- (12)この契約書の対象となる植物のリストにクスノキ「ミナギ」を入れる。
- (13)オーナー、テスター、エージェントが署名を行う。

この契約書の内容で、基本的には合意したが、訴訟が起きた場合の費用負担について、再考を求められ、その場で協議し、「敗訴側あるいは判決に従う」とことと変更することにした。この後、サンプルの受け渡し、販売計画などについて、意見交換を行った。主な内容は以下のとおり。

- ・苗木の送付は8月中を希望する。秋になって寒くなると樹勢が落ちるため。→8月中に、根を洗浄し、手荷物での運搬を検討する。現在、「ミナギ」は**20**株程度しか増殖できていない。中国へサンプルを出荷するには、来年3月、新芽の出る前の時期最適である。
- ・現在の中国市場では、早期に販売を行うことが成功のポイント。できるだけ早期に販売を開始したい。

- ・生産数量について。「ミナギ」は増殖が非常に難しい。2008年春に10本以上提供できる。
その苗木を元に、杭州藍天園林種苗で増殖するということでよいか。いつの時期から、どのぐらいの数量を販売できるか。→2010年ぐらいから販売を開始したい。この周辺の地域6-7省ではクスノキは非常に需要が高い。かなりの数量の販売が見込め、大きなビジネスとなる可能がある。
- ・販売のための契約書では2010年から年間最低契約本数の販売をおこなってほしい。→中国では大木の販売が好調。増殖を開始して2010年では大木の販売が困難。大木の販売が有利なので大木での販売を行いたい。
- ・「ミナギ」は1年間でどのぐらいの生長が見込めるのか。→条件を整えて栽培すれば通常のクスノキと同程度に生長させることが可能。
- ・幹周り13-15cmの大きさにしてから販売を開始したい。小さな苗木では種苗会社にしか販売することができない。造園用には大木しか販売できない。小さな苗木で販売すると、農家が不法増殖をして、ビジネスにならなくなる。10,000本程度の販売をまず、計画したい。販売開始後、農家に不法増殖されても、大木は私たちの会社だけが販売できるようにしたい。
- ・大木で販売した場合のロイヤリティーについて、合意した。2013年ぐらいから大きなものだけ販売を開始する
- ・小さな木で販売を行う場合には、そのときに再度、ロイヤリティーについては交渉を行うことでよいか。2018年まではこの契約書でよいか。→3年後からテスト販売を開始してもよい。
- ・中国市場は日本側ではわからないので、販売戦略は全て、杭州藍天園林種苗に一任する。
- ・今回の栽培契約書で合意できれば、この後、次々に日本の新品種を紹介できる。→中国の緑化が進んでいる今が、大きなビジネスチャンス。大木の需要が活発なので、積極的にビジネスを行っていきたい。

生産販売のための契約書については、明日、杭州藍天園林種苗の契約担当者と平木国際特許室の何氏が中国語での契約書文書作成作業を行うこととし、契約書は日本語、中国語、英語の3言語を並列して記述することとした。

2) 杭州藍天園林種苗有限公司・余枕中泰農場

日 時：8月7日（火）10:00～15:00

面談相手：

黄伍龍	杭州藍天園林科学研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
賀凡凡	杭州藍天園林種苗有限公司	總經理補佐
偷	杭州藍天園林種苗有限公司	高級研究員

「ミナギ」の繁殖方法としては挿し木と接木がある。今回は母樹が少ない点と効率を考慮して、接木による繁殖を提案し、杭州藍天園林種苗の農場の現場で、技術の確認と指導を行った。

杭州藍天園林種苗ではクスノキの接木繁殖の経験は無かったがタイサンボク (*Magnolia grandiflora*) ハクモクレン (*Magnolia denudata*) オガタマ(*Michelia*)などを切接ぎ、腹接ぎによる繁殖の経験があり、今回は切接ぎと腹接ぎの技術確認を行い、着生が確実な呼接ぎ（寄せ接ぎ）と生産中の大きい台木を使う高枝接ぎ（大きい木を短期間で育成できる）を指導した。

接木の種類と方法

1. 切接ぎ



落葉樹で一般に行われる方法、揚げ接ぎ（接木する台木を掘り上げて行う）と居接ぎ（台木を植えたまま行う）があり、杭州藍天園林種苗では居接ぎの農場を見学した。

- (1)台木を根元近くから切断し切断面の肩を斜めに削り形成層を確認して、木質部を上から薄く垂直に切り下ろす。
- (2)穂木を1~2芽付けて長さを調整し切る、葉は全て除く。
- (3)穂木の片側を40~45度に削る。
- (4)その反対側を3cm位、真直ぐに薄く削り形成層を広く出す。
- (5)台木と穂木の形成層を合わせて台木の基まで差し込んで接合部分をビニールテープ等で結束する。必要に応じて穂木の乾燥防止等の対策を行う。

(6)台木から伸びてくる芽は全て取り除く。

(参考)

2. 割り接ぎ



高度な技術を必要としない簡単な方法。

- (1)台木を根元近くから切断し台木中央を縦に真直ぐ割れ目を入れる。
- (2)穂木を1~2芽付けて長さを調整し切る、葉は全て除く。
- (3)穂木の基部を両面クサビ形に削る。
- (4)台木と穂木の形成層を合わせて台木の基まで差し込んで接合部分をビニールテープ等で結束する。必要に応じて穂木の乾燥防止等の対策を行う。
- (5)台木から伸びてくる芽は全て取り除く

*藍天園林種苗の切接ぎは穂木の削りだし、台木の切り込み等を確認すると切接ぎと割り接ぎの中間的な技法だった。

3. 腹接ぎ



常緑樹で一般に行われる方法。

- (1)台木の幹を適当な高さで切る、枝、葉を剪定して透かす。
- (2)接木に邪魔な下枝を元から切り取る。
- (3)穂木を1~2芽付けて長さを調整し切る、葉は全て除く。
- (4)穂木の片側を40~45度に削る。
- (5)その反対側を3cm位、真直ぐに薄く削り形成層を広く出す。
- (6)台木の腹を斜めに薄く削り木質部と形成層を出す。
- (7)台木と穂木の形成層を合わせて台木の基まで差し込んで接合部分をビニールテープ等で結束する。必要に応じて穂木の乾燥防止等の対策を行う。
- (8)活着後、台木を接木した上より切断する。

4. 呼接ぎ（寄せ接ぎ）



繁殖が難しい木で使われる確実な方法、一度に数多くの増殖が出来ないのが欠点。

- (1)母樹の大きさに合う鉢植えの台木を用意。
- (2)母樹と台木の接合位置を確認、台木は接合位置にあわせて母樹の幹へヒモ又はテープ等で動かないように固定する。台を使って固定しても良い。
- (3)台木を接合位置より少し上（枝、葉を少量残す）で剪定。
- (4)接合部分を母樹、台木ともに長さ3～4cm木質部が少し見えるまで削る。
- (5)母樹と台木の削った部分の形成層を合わせてビニールテープ等で結束する。
- (6)癒着を確認後、台木を接合部の上で切断。
- (7)母樹の枝を接合部上の適当な位置で剪定をして枝、葉を透かす。
- (8)接合部下で母樹の形成層を半分位ナイフで傷を入れる。
- (9)しばらく日数を置き穂木の芽の伸びを確認後、母樹を接合部位の下から切り離す。
- (10)必要に応じて湿度のある場所で葉が萎れ無くなるまで管理。

5. 高枝接ぎ



大きい台木と労力を必要とするが大形樹形の促成栽培に向いている。

基本的には切接ぎ、割接ぎの技法を使う。

接木の位置が高い場合は掘り取り寝かせて剪定、接木作業を行い、終了後に露地へ植える方法もある。この方法は植え付け後の水の管理が必要。

- (1)接木の位置を決め台木の幹と枝の節を確認して切る。
- (2)節の確認を怠ると幹、枝が枯れこむので注意。又、少量の枝葉を残す。
- (3)接木に必要な枝は元から切り取る。
- (4)台木の切断面の肩を斜めに削り形成層を確認して、木質部を上から薄く垂直に切り下ろす。
- (5)穂木を1~2芽付けて長さを調整し切る、葉は全て除く。
- (6)穂木の片側を40~45度に削る。
- (7)その反対側を3cm位、真直ぐに薄く削り形成層を広く出す。
- (8)台木と穂木の形成層を合わせて台木の基まで差し込んで接合部分をビニールテープ等で結束する。必要に応じて穂木の乾燥防止等の対策を行う。
- (9)穂木の芽が伸びだしたら残しておいた台木の枝、葉を剪定。

3) 浙江省嵊州市の林木生産農家ほ場視察

日 時：8月8日（水）11:00～15:00

植木の圃場として使用される前は水路等から水田であったと推察できるほ場。当日も圃場の中へ水路から水を通して植木の灌水中であった。土質は河川の上流から運ばれたさまざまな堆積物や植物などが混ざり合い堆積、低地に発達した土壤と思われ、植木の生産に向いた土質である。

タイサンボク (*Magnolia grandiflora*)、モクレン (*Magnolia liliiflora*) 数品種、オガタマ (*Michelia*) 数品種、ユリノキ (*Liriodendron tulipifera*) ナンキンハゼ (*Sapum sebiferum*)、メタセコイア (*Metasequoia glyptostroboides*)、ラクウショウ (*Taxodium distichum*)、ホルトノキ (*Elaeocarpus sylvestris v. ellipticus*)、クスノキ (*Cinnamomum camphora*) などの樹高 400～500 cm が多数生産されていた。

イロハモミジ (*Acer palmatum*)、クスノハカエデ (*Acer oblongum subsp. itoanum*) などの樹高 200 cm 位のものも生産されていた。

生産技術も高く、売れなくなったコブシ (*Magnolia kobus*) を台木として新しい品種モクレン (*Magnolia liliiflora*) を高枝接ぎで再生産しており、活着率は 90% 以上と思われる。

灌木のイボタ ‘ビカリ’ (*Ligustrum ‘Vicaryi’*)、西洋紅カナメ (*Photinia*) の大量生産も行われた。12 穴×6 穴のプラグトレーに挿し木をしたもの露地に並べ、寒冷紗で二重に覆う方法で、それぞれ数十万本の挿し木と思われる。

新しい品種としてはアベリア ‘フランシス メイソン’ (*Abelia* × *grandiflora* ‘Francis Masson’)、ピラカンサ ‘ハーレクイン’ (*Pyracantha angustifolia* ‘Harlequin’) が母樹として導入されていた。日本では以前から生産されている品種である。

4) 杭州市の大規模マンション造園現場視察

日 時：8月8日（水）11:00～15:00

杭州市で藍天園林種苗が造園設計、施工を行った分譲マンションを視察した。マンション敷地は警備が厳しく写真の撮影を禁じられた。プライバシーとセキュリティーを考えて敷地にキャナルを張り巡らせ隣の棟へは橋を渡らないと行けないと行けない様に設計されていた。植栽樹木は幹の曲がった物や肩枝の物を場所にあわせて的確に植栽されており無駄の無い景観だった。生産、設計、施工が一貫でなされた結果だと考えられる。

景観を作るために植栽された植物を一部列記すると。

常緑高木、アカガシ (*Cuercus acuta*)、タイサンボク (*Magnolia grandiflora*)、クスノキ (*Cinnamomum camphora*・山から移植した幹が大きいサイズ)、ホルトノキ (*Elaeocarpus sylvestris v. ellipticus*)、ブンタン (*Citrus grandis*・ザボン、ボンタン) は日本では見かけない大きさだった、トキワマンサク (*Loropetalum chinense*・大径木の盆栽仕立て)。

落葉高木、ケヤキ (*Zelkova serrata*)、エノキ (*Celtis sinensis var. japonica*)、ホオノキ

(*Magnolia obavata*)、モクレン (*Magnolia Liliflora*)、ハクモクレン (*Magnolia denudata*)、ユリノキ (*Liriodendron tulipifera*)、モミジバフウ (*Liquidambar styraciflua*)、エンジュ (*Sophora japonica*)、トウカエデ (*Acer buergerianum*)、ムクロジ (*Sapindus mukurossi*)、サルスベリ (*Lagerstroemia indica*)、カリン (*Chaenomeles sinensis*)、アキニレ (*Ulmus parvifolia*・大径木の盆栽仕立て)。

常緑小高木、ウバメカシ (*Quercus Phillyraeoides*)、カラタネオガタマ (*Michelia figo*)、ゲッケイジュ (*Laurus nobilis*)、イスノキ (*Distylium racemosum*)、ツバキ (*Camellia*)、キンモクセイ (*Osmanthus fragrans var.aurantiacus*)、アカバナトキワマンサク (*Loropetalum chinense var.rubrum*)、タチバナモドキ (*Pyracantha angustifolia*)、カナメモチ レッドロビン (*Photinia Fraseri ‘Red Robin’*)。

常緑低木、ホソバヒイラギナンテン (*Mahonia fortunei*)、テンダイウヤク (*Lindera strychnifolia*)、トベラ (*Pittosporum tobira*)、キンシバイ (*Hypericum patulum*)、ジンチョウゲ (*Daphne odora*)、アオキ (*Aucuba japonica*)、オウバイ (*Jasminum nudiflorum*)、クチナシ (*Gardenia jasminoides*)、ハクチョウゲ (*Serissa japonica*)、ハナゾノツクバネウツギ (*Abelia × grandiflora*)。

落葉低木、アジサイ (*Hydrangea macrophylla fom.macrophylla*)、ガクアジサイ (*Hydrangea macrophylla fom.normalis*)、ヤマブキ (*Kerria japonica*)、シモツケ (*Pspiraea japonica*)、コデマリ (*Spiraea contoniensis*)、ハナカイドウ (*Malus halliana*)、ムクゲ (*Hibiscus syriacus*)、レンギョウ (*Forsythia suspense*)、ムラサキシキブ (*Callicarpa japonica*)。

その他、マダケ (*Phyllostachys bambusoides*)、ホウオウチク (*Bambusa mulitplex var.elegans*)、セイヨウキヅタ (*Hedera helix*)など。

4 現地調査のまとめ

今回の調査では、栽培試験のための契約内容と生産販売のための契約内容について、交渉を行うことが第1の目的であった。第2番目に、杭州藍天園林種苗の接ぎ木等の技術の調査を行うことであった。

日本の育成者側は、NTR ガーデンプロダクツ代表の寒郡氏が主に欧米の企業と交わしている試験栽培のための契約書及び種苗生産販売の契約書を元に契約書案を作成し、交渉を行った。この契約書案は育成者としての権利が十分に確保される内容のものであり、杭州藍天園林種苗有限公司は、基本的な事項については、その場で大筋了承した。ただし、変異体が発見された場合の扱いと、万一両社の間で訴訟が起きた場合の費用負担について、日本側育成者に有利な条件であるとして再考を求められた。そのため、日本側関係者でその場で検討を行い、変異体の権利の所有については、育成者と利用者双方の共有物として合意した。裁判費用については、後日改めて検討することとし、最終的には、裁判費用は敗訴側あるいは判決に従うこととした。これにより、契約内容全てにおいて合意することができた。

接ぎ木等の技術については、クスノキについての経験は有していないものの、タイサンボク、ハクモクレン、オガタマなどを切接ぎ、腹接ぎによる繁殖の経験があり、一定の技術的な指導を行うことによって、杭州藍天園林種苗として、クスノキ「ミナギ」の大量増殖を行うことは十分に可能であることが確認できた。今後、杭州藍天園林種苗の技術関係者をどのような形で技術指導を行うかについては、相談することとした。

また、クスノキ「ミナギ」の苗木の搬送については、日中双方の植物検疫手続き、気候温度などを考慮し、年度内をめどに行うこととした。

5 参考写真



杭州藍天園林種苗と契約内容について検討



杭州藍天の農場を視察



杭州藍天園林種苗の接ぎ木技術を確認



日本の接ぎ木技術を紹介



日本の接ぎ木の方法を具体的に紹介



浙江省嵊州市の林木生産農家のほ場



水田の跡地を林木生産ほ場に利用している



杭州市の大規模マンション造園現場を視察

「中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業」報告書
(平成18・19年度知識集約型産業創造対策事業)

平成20年3月
社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
(STAFF)

〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階
TEL 03-3586-8644